

令和4年12月第128回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和4年 12月 5日（月）

○開会年月日 令和4年 12月 5日（月）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	城戸 司 君	2番	塩川 まゆみ 君
3番	関根 律之 君	4番	向井 一 富 君
5番	久保 美博 君	6番	森 永 和 夫 君
7番	菊地 幸雄 君	8番	泉 浩 壽 君
9番	大木 雄 君	10番	山本 徹 君
12番	下野 安彦 君	13番	林 博 君
14番	山崎 正史 君		

○欠席議員（2名）

11番	才野 俊夫 君	15番	寺岡 保 君
-----	---------	-----	--------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正久 君	副 町 長	山岡 敦 君
総務課長	黒澤 賢治 君	住民課長	西川 安行 君
税務課長	大竹 浩一 君	保健福祉課長	久保宮 賢次 君
こども支援課長	山本 勝利 君	会計管理者	田中 哲 君
建設デザイン課長	谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長	畑野 亮一 君
農林振興課長	山中 保正 君	小田支所長	中嶋 優治 君
環境政策室長	高嶋 由久子 君	政策調整班長	上山 淳一 君
上下水道対策班長	上石 富一 君	危機管理班長	宮田 哲郎 君
商工観光班長	大田 陽市 君	保健福祉課課付課長	上石 由起恵 君
教 育 長	林 純司 君	学校教育課長	亀岡 秀俊 君
自治・学習課長	大久保 裕記 君	代表監査委員	赤穂 英一 君
農業委員会会長	堀本 健二 君		

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	前野 良二 君	書 記	和氣 啓介 君
---------	---------	-----	---------

○議事日程（第12号）

令和4年12月5日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 令和4年度財務監査の結果に関する報告
- 日程第 6 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただいま、出席議員13名であります。欠席届が才野俊夫議員、寺岡保議員から提出されております。それでは、ただいまから令和4年12月第128回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長、及び総務課長、及び各課長、班長等の19名であります。これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、久保美博議員、6番、森永和夫議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る11月28日開催の議会運営委員会において協議され、本日から14日までの10日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり。〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの10日間に決定しました。なお、本日の議事日程はお手元に配付しております。議事日程第12号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（菊地幸雄君）「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（菊地幸雄君）「日程第4 招集挨拶及び、行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに令和4年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙中にも関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。本定例会に町長として提出いたします案件は、条例の制定3件、条例の一部改正6件、町道路線の廃止1件、計画の変更1件、補正予算5件、人事案件3件の合計19件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

まず、先月20日に執行された愛媛県知事選挙において、2名の候補者が立候補され、「西日本豪雨災害からの復興と防災・減災対策」、「人口減少対策を強力に推進」、「地域経済の活性化（DXの推進と人材育成）」を政策の柱に掲げられた現職の中村時広氏が、34万1,064票を獲得し、4選を果たされました。中村氏は、2010年の知事就任以来、知事自らのトップセールスによる県産品の販路拡大や、自転車を活用した観光振興に取り組まれるとともに、平成30年に発生した西日本豪雨災害では、最優先課題に位置づけ、スピード感を持って復旧復興を進められ、大きな成果を上げておられます。さらに、新型コロナウイルス感染症対策では、県民の命と健康を守ることと、社会経済活動を両立させるという前例のない、極めて難しい舵取りを迫られる中、感染拡大防止対策はもとより、医療体制の確保や、事業者の雇用維持と、事業継続支援に取り組まれております。今後も、愛媛県と県下20市町連携のもと、「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けてご尽力いただくことを期待しております。

さて、原油物価の高騰が続く中、影響を受けた住民の暮らしを支援するため、本町においても、各種事業を実施してまいりました。11月末時点で取りまとめた各事業の実施状況ですが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金については、2,067件の申請があり、率にして86.59%を受け付けています。生活応援商品券給付事業は、1万5,471人に商品券を給付し、取扱い店舗から1億702万6,000円の換金請求を受け付けており、率にして69.18%となっております。また一世帯当たり3万円を給付する内子町

生活暮らし支援臨時特別給付金については、今月1日に、該当世帯へ通知を行ったところで、5号補正予算でお認めいただいたその他の事業についても、急ぎ執行してまいります。

次に、12月補正予算についてですが、台風14号による災害復旧では、公共土木で5,669万6,000円、林業施設で3,084万6,000円、農業施設で2,453万3,000円を計上しております。

この他、県から追加の予算配当がありました、がけ崩れ防災工事費や小中学校の特別教室等に空調を整備するための設計委託費を計上しております。詳細は後ほどご説明いたしますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

それでは、早速当面いたしております事務事業等について、ご報告を申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目として、マイナンバーカードの普及促進について、2つ目が、「茂山千三郎内子狂言クラブ披露公演2022」について、3つ目として、「愛媛サイクリングの日」イベントについて、4つ目として、内子座晩餐会について、5つ目が、沖縄県宜野座村との交流事業についてでございます。

初めに、マイナンバーカードの普及促進について、ご報告いたします。国は令和4年度末には、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指していることから、本町においても、カードの普及促進を強化しております。具体的には、カードの申請に必要な顔写真の無料撮影や日中窓口に来られない方のために、毎週水曜日の午後8時まで窓口を延長して、申請、交付等の対応を行っています。また、毎月第2、第4日曜日には、本庁を午後3時まで開庁し、申請や交付に対応するなど、町民の方が気軽に申請いただけるよう取り組んでいます。このほか、町内の各自治会館の巡回に加え、健診会場や文化祭等のイベント会場、学校、企業を訪問する出張申請受付、寝たきりや、足が不自由などのやむを得ない理由で、役場へ出向くことが出来ない方々に対して、個別に職員が訪問対応するなど、きめ細かな対応で、普及促進に取り組んでいるところであります。また、カードを受け取った方へ、マイナポイントの申込み手続きをお手伝いするなど、スマホやパソコンでの操作が難しい方にも安心して受け取っていただけるよう、職員が丁寧に支援を行っているところです。これらの取り組みによりまして、11月20日時点における本町のカード申請率は、64.4%、交付率は56.9%となっております。国は、令和5年度から地方交付税の算定にカード普及率を反映する方針を示していますので、引き続き、普及促進に取り組んでまいります。

次に、「茂山千三郎内子狂言クラブ披露公演2022」についてご報告いたします。10月22日内子座において、「茂山千三郎内子狂言クラブ披露公演2022」を開催いたしました。この催しは、内子町文化創造事業実行委員会が中心となり、内子町及び内子町教育委員会とともに開催したものです。今年も稽古には感染症対策を施しながら実施するなど、制約のある中での事業展開ではございましたが、新たに2人の児童と3人の大人が加わり、総勢29人による発表公演を開催することが出来ました。内子こども狂言クラブは、平成26年に発足し、今年で9年目を迎えました。発足当時小学生だった部員の人には、高校卒業後、将来は内子に戻って狂言を続けるとともに、指導する立場を目指したいと稽古を続けてい

る中、今回の公演でプロとして初舞台を踏むことになりました。クラブ発足当初に目指していた、新たな文化を根づかせるという目標に、また一步近づいていると感じております。関係者の皆様に改めて御礼を申し上げます。なお、来年度からは内子座保存修理事業を実施するに当たり、内子座での公演が難しい状況にあります。これを好機と捉え、より町内に狂言を広めていくため、五十崎や小田地域での展開も考えております。今後も引き続き、文化振興に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、「愛媛サイクリングの日」における内子町でのイベントについてご報告いたします。愛媛県は、11月第2日曜日を「愛媛サイクリングの日」と定め、県内市町と連携のもと、各地でサイクリングイベントを開催しています。本町では、その一環として、11月12日土曜日に、「内子グループライド」を開催いたしました。当日は、町並み保存地区や五十崎地区をめぐるショートコースのほか、内子から大洲間を走る約50キロのミディアムコース、長浜を含めた約70キロのロングコースがあり、県内各地から37人が参加されました。途中の休憩所では、大洲の名産志ぐれや内子の特産じゃばらドリンクを提供するとともに、ゴール地点のまちの駅N a n z e では、町内事業者の出展ブースを設け、飲食を提供するなど、参加者に楽しんでいただく工夫を凝らしました。この日は天候にも恵まれ、参加者全員怪我もなく無事完走し、秋のサイクリングを満喫されていました。来年はさらに多くの方が自転車に親しめる、充実したイベントになるよう取り組んでまいります。

次に、内子座晩餐会についてご報告いたします。10月29日と30日の2日間、内子座で「南予プレミアムダイニング内子座晩餐会」を実施し、両日ともおおむね満席となる延べ44人が参加されました。内子座晩餐会は、平成29年度に町並保存地区で実施した、「ダイニングアウト ウチコ」の後継イベントとして、平成30年度から企画をしておりましたが、西日本豪雨や新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施に至らず、4年越しの開催となったものです。2日間限定で、レストラン仕様に仕立てた内子座を会場に、内子町出身のシェフ監修のもと、スッポンやモズクガニ、アメノウオ、鮎、鰻などの川魚、イノシシ、内子豚など、地元食材を中心とした特別な料理を初め、料理に合わせて選定した内子の地酒、ジャズの生演奏の演出などのおもてなしにより、参加者には大変ご好評をいただきました。本晩餐会を通して、内子のすぐれた食材やお酒、伝統工芸の魅力発信を行ったほか、今後の来町者に対するサービスの質向上のためのノウハウを習得することが出来たと考えています。

最後に、沖縄県宜野座村との交流事業についてご報告いたします。昭和48年に、旧五十崎町と宜野座村との間で姉妹町村縁組締結書を交わしてから、定期的に互いの町を訪問し、友好を深めてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大以降、交流が出来ない状況が続いておりました。その後ウィズコロナに向けた行動規制の緩和や、第7波が収まったことにより、10月22日から24日までの3日間、五十崎凧踊り保存会が第30回宜野座村祭りに参加し、3年ぶりに交流事業を再開することが出来ました。23日には、五十崎小学校

児童有志が、五十崎地区の凧文化や凧踊りを紹介する動画を上映し、特設舞台で五十崎凧踊りを披露しました。そのほか、祭り会場では、道の駅、内子フレッシュパークからりの山口社長らが内子の特産品販売所を設営し、ソーセージや柿、木工製品等の販売などを行いました。宜野座村祭りは2日間開催され、例年より多い約1万8,000人が来場されたと伺っております。また、11月20日に内子座で開催しました第9回内子町伝統芸能まつりには、宜野座村の漢那区村芝居実行委員会の皆さん31人が出演され、6つの演目を披露し、祭りを盛り上げていただきました。町内からは、五十崎凧踊り保存会、村前大根一座、立川神楽保存会の3団体が出演され、互いに交流を深めることが出来ました。祭りには、町内外から約200人が来場され、伝統芸能を鑑賞していただきました。今年の宜野座村との交流事業では、数十年ぶりの再開に感動する場面が、宜野座村でも内子町でも見られ、改めて、昭和48年から続く宜野座村との絆が深いものであることを確認いたしました。今後、伝統芸能事業だけにとどまらず、あらゆる方面から宜野座村との交流をより一層深めてまいりたいと考えております。以上、5件の事柄についてご報告申し上げましたが、引き続き、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集挨拶及び行政報告を終わります。

日程第 5 令和4年度財務監査の結果に関する報告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 令和4年度財務監査の結果に関する報告」を受けることにします。赤穂英一代表監査委員、ご登壇願います。赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。議案番号3番の令和4年度財務監査結果報告の2ページの4、監査結果をご覧ください。地方自治法第199条第4項に基づく令和4年度財務監査は代表監査委員の私、赤穂と森永監査委員及び監査委員事務局により、前期4月から9月における各部署での事業等について、内子町監査基準に基づき提出された調書等を中心に、関係職員からの聴取と、令和3年度財務監査、令和3年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて、抽出により実施いたしました。その結果、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業は、現時点では特に大きな問題もなく進捗しており、また新型コロナウイルス感染症や物価高騰に関連する対応等で、事務事業が集中する中において、執行内容もおおむね適正に処理されているものと認められました。全体的には評価できることも数多く見受けられましたが、今後検討、あるいは留意願いたい事項もみられましたので、次の通り、10の項目についてご報告いたします。

まず、1番目として、令和3年度財務監査、令和3年度決算審査、及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況について、主なものを6点申し上げます。事務処理についてですが、前年度の決算審査等において指摘した不適切事例等については、本来の事務処理

手順の遵守と管理者の事務管理の一層徹底することとして改善策に取り組んでおり、問題なく事務遂行されています。不適切な事務処理が発生すると、その処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政の信頼を損なうことにつながります。一層厳正な事務処理の確保を図るため、これまでの各種監査検査審査において指導してきた内部統制、内部牽制及び内部監査の充実の導入について検討が進められており、早期に本格運用できるよう取り組んでいただきたいと思います。

時間外、勤務手当等についてですが、今回の財務監査においては、一部の部署の一部の職員に見受けられていた時間外勤務の慢性化は改善傾向にあり、複数の部署の一部の職員に見受けられていた有給休暇がほとんど取得出来ない事象も若干改善傾向となっております。これは改善に向けて、担当者相互の事務支援、事務分担の見直し、必要な職員の配置など、各種取り組みを行ってきた成果であり、一定の評価が出来ます。ただし有給休暇については、一部の部署で職員間の取得日数に大きな差がまだ見受けられるため、有給休暇取得計画表の活用を徹底するなど、さらなる改善策に取り組んでいただきたいと思います。また採用後2年程度以内の複数の職員について、体調を崩し病気休暇取得や病気休職となっています。専門家と連携して、職場復帰に向けてサポートし取り組むとともに、原因解明を行い、同様の事象の未然防止に努めていただきたいと思います。職員は組織の財産であり、健康管理は各人の自己管理が重要であることは言うまでもありませんが、管理者の重要な責務の一つでもあります。引き続き、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則や人事院指針の遵守に努めていただきたいと思います。加えて時間外勤務については令和3年8月1日から、新たに他律的業務の指定に関する取扱いを開始していますが、運用範囲が甘くなることのないよう、厳正的確に対応願います。

公用車の管理についてですが、今回の財務財務監査においても、職員の不注意による公用車の損傷案件は散見されました。いずれの事案も防ぐことが出来たものばかりで、公用車の前方後方の注視不足が原因でした。中には4年連続発生している部署もありました。新たに運行日誌を設置するなど改善策には取り組んでいますが、物品の調達費や修繕費の財源は税金であることを常に認識の上、確実に改善に繋がるよう職員への注意喚起を徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。同乗者がいる場合は、見通しの悪い場所において車外に出て安全運転のサポートを行うなど、具体的な取り組みを徹底願います。

マイナンバーカードについてですが、社会保障番号制度は、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤として導入されました。平成27年10月から個人番号、法人番号の通知が始まり、平成28年1月以降、社会保障税災害対策の3分野のうち法令や条例で定められた事務で随時利用が開始されています。内子町では、総合計画に令和6年度100%取得を目標値として掲げ様々な取り組みを行い、住民のマイナンバーカード取得をサポートしており、徐々に交付率は向上しているものの、9月末の時点では、目標値にまだ程遠い状況です。先程の町長挨拶にありましたように、11月20日時点ではさらに上昇しております。カード取得を推進する立場の職員の取得は言うまでもありませ

んが、マイナンバーカード交付率向上策に一層取り組んでいただきたいと思います。加えて、個人番号や番号記載の文書は引き続き厳正に管理願います。

電算システム関連の委託費用についてですが、電算システム関連の委託料については当初の入札によるシステム導入時以降、ほとんどの場合落札業者との随意契約となっています。重要なのは、常にサービスの対価であることを念頭に置き、必要性和契約金額の妥当性を検討することです。令和7年度までに、住民基本台帳などのシステムを、国が示す標準準拠システムに移行する必要がある、各業務担当の負担など、現場への影響を考慮しながら、現在、価格を抑える交渉を行っておられます。

物品調達、活用についてですが、物品の購入は計画的かつ効率的に行われる必要があります。特に貸与物品については、過剰在庫とならないように必要見込み数量の積算が重要です。各種物品のうち、防災無線用戸別受信機については、令和4年9月末現在77台の在庫となっています。また、新型コロナウイルス感染の感染拡大などに伴い、家庭でのオンライン学習用のモバイルWi-Fiルーターを国の補助事業として調達していますが、貸与率は最大でも50.6%となっています。いずれの機器も耐用年数があることから、在庫のままで無駄とならないよう、さらなる有効活用策に取り組んでいただきたいと思います。

大きい2番の工事請負業務委託の入札契約、随意契約についてですが、前期においても多くの業務が外注で執行されており、これは民間の活性化や事務の効率化につながり評価できることです。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、最少の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治法の本質と趣旨がいかにかに生かされているかです。今回の財務監査においても、全体的には競争性、透明性、経済性を踏まえた競争入札、見積り合わせが行われており、適正に予算執行がされていました。近年県内の他の自治体において入札に関連した不正事件が多発しています。決して対岸の火事と捉えず、法令や事務処理手順等を遵守するとともに、管理者による一層厳正な事務管理を徹底願います。多様化している入札、契約制度それぞれのメリット・デメリットを念頭に、事業に見合った最良の方法を検討され、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。

また変更契約については、事前に目視でき予測できるもの、関連する設備の経過年数の確認、施設利用者のニーズ確認と十分な事務調査を行い当初設計に盛り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。加えて、随意契約は地方自治法施行令第167条の2で、一定の要件を満たせば契約できることとなっており、この法的根拠が重要です。当該法令を管理者に配布して決裁時のチェックの徹底を図り、ほとんどの部署において適正に処理されていましたが、一部において根拠となる条項が確実に記載されていたものの、理由の記載内容が不十分と思われる事案もありました。明確な理由記載を徹底願います。少額随意契約については、癒着による業者の固定化といった疑念を生じさせないように、引き続き複数業者による見積り合わせを行い、広く参加の機会が付与されるよう努めていただきたいと思います。担当者のさらなる指導はもとより上司の決裁時チェックを徹底願います。

3の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、新型コロナウイルス感染症に関連

する広報・周知、感染防止対策、経済対策、各種手続のサポート、補助、助成、減免、納税猶予等、多岐にわたり各種事務が集中する中において、おおむね適正、迅速な対応がされてきました。特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況及び効果検証については、内閣の指示に基づき公表することが求められており、内子町においてはホームページで公表されています。今後も引き続き事業の効果検証を行うとともに、必要な情報収集を行い実態把握に努め、効果につながる的確な対応を願います。

4の施設設備の管理についてですが、地球温暖化に伴い多発する豪雨、大型台風、豪雪、雷雨、落雷、地震、事故に加え、新型コロナウイルス感染症対策と様々な災害等に対する危機管理対策が求められています。施設設備の管理について重要なのは、施設は安全性を考慮して運営されているか、災害対策、防犯対策、新型コロナウイルス感染症対策等は万全か、施設及び設備は、身体障害者や高齢者、児童等へ配慮されているか、利用状況が低調なものや、課題となっているものについての問題点が把握され、解決に向けて努力されているか、などです。内子町では内子町地域防災計画を基本に各種マニュアルが策定され、緊急時に的確な対応ができる体制となっています。特に避難所開設の対応については、内閣府避難等に関するガイドラインを基本に、具体的な対応手順が定められ、適時適切な対応がされる体制となっています。引き続き、災害時に迅速的確な対応ができるよう努めていただきたいと思います。また施設設備の耐震化あるいは補強、改修工事、建て替え等は内子町公共施設と総合管理計画に基づき順次施工されているところであり、特に昭和56年6月1日改正以前の建築基準法に基づいて整備された施設等については、引き続き耐震性診断や必要な措置等、さらなる対応を検討願います。昭和21年12月21日に発生した南海地震から約76年が、大正12年9月1日に発生した関東大震災から99年が経過しており、南海トラフ巨大地震の発生が予想されています。予算の関係もあることから一気に改修建て替えは困難であるため、引き続き総合管理計画に基づき、計画的に取り組んでいただきたいと思います。加えて、現在はコロナの影響が大きいものの、平常時においては利用状況が低調な施設について、関係部署一丸となり、施設の有効活用に向けて一層努力願います。引き続き、設備の利用維持向上、身体障害者、高齢者、児童等への配慮などに取り組んでいただきたいと思います。

5の滞納についてですが、全体の滞納については令和3年度は対前年度比で1,954万7,000円減少しています。これは担当部署の職員が長期にわたり、納税に対する啓発、徴収に日々努力された成果です。具体的には、①担当部署一丸となった情報の共有と対応協議、②法令に基づく厳正的確な滞納整理、③高額悪質事案の愛媛県地方税滞納整理機構への引継ぎ、④振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できるものです。厳しい経済、地域情勢を考えると、徴収にますます苦勞を伴う業務となりますが、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものです。引き続き、職員の不作為による安易な不納欠損処理とならないよう、法令に基づき厳正に対処願います。加えて、滞納者本人はもとより、必要に応じ、連帯保証人へも接触するなど、厳正に対処願います。また、税務課指導の内子町

債権管理対策会議による関係部署との緊密な連携、情報の共有、対応策の協議は効果的です。引き続き幅広く徴収の知識と手法を熟知している税務課による他部署への指導を期待したいと思います。今後、ウィズコロナの対策として、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税のさらなる向上策に取り組んでいただきたいと思います。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税猶予等の措置は適正に行われており、引き続き留意願います。

6の情報化・ICT化についてです。社会保障税番号制度の導入やさらなる情報化・ICT化が進展する中、重要なのは①個人情報及びデータの保護が適正に行われているか、②職員への情報管理やシステムの周知、研修、監査、点検が十分に行われているかです。本年度も、①情報セキュリティの体験型訓練として、疑似的な標的型名を無予告で全職員に送信してその対応を確認し、注意喚起を徹底したり、②担当部署による実地監査は有効であり、現状・実態把握に極めて効果的な無予告監査を実施するなど、工夫を加えた効果的な取り組みがされることとなっており、高く評価できます。加えて用務等の関係で研修に参加出来なかった職員は、研修資料を確実に配布するとともに、自己研修時間も確保されるよう徹底願います。なお、保存期間を満了して不要となった情報資産の廃棄については、法令に基づき紙の廃棄のみならず、データの廃棄も確実に行っていただきたいと思います。引き続き厳正な実施に取り組み、決して監査や点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。

7の助成行政についてですが、助成行政において重要なのは、①その運用において制度の目的に合致しているか、②計画的かつ効率的に行う住民の利便性を考慮したものか、③運用基準要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか等です。複数の部署において各種助成を行っており、それぞれ条例要綱規則に基づき、公正円滑に運用されています。内子町地球温暖化対策設備導入促進事業の助成は、これまでは当該予定件数に達した時点で補助を終了としていますが、脱炭素社会の実現に向け、補助件数の増や、補正予算対応など、補助体制について、改善策を検討願います。

8の補助金及び交付金の支出についてですが、各種団体の活動を支援奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことです。については各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、団体の実態、思い、悩みなど、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。今回の監査において、実態や活動実績を的確に反映して補助金の見直しに取り組んでいる事例も多く見受けられました。これは評価できるものです。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や規模縮小となった行事も多くあるため、該当する要綱等に基づき迅速確実な精算指導を徹底願います。

9の基金についてですが、内子町では現在29の基金が設けられています。基金は地方自治法第241条第1項にあるように、特定の目的のため財産を維持し資金を積立て、または定額の資金を運用するために積立てられています。いずれも法令、条例に基づいて適正に管理されています。ここ3年間は新型コロナウイルス感染症対策として、国から各種の補助

があり、基金残高は全体的に増加傾向にあります。引き続き、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設定の目的に即して適正な管理、運用に努めていただきたいと思います。

最後10番の公営企業についてですが、まず水道事業においては、近年特に有収率の低下が懸念される中、令和3年度は、有収率が80.76%と前年度に比べ3.50%改善し、類似団体全国平均と同程度となっております。送水管・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し、早期対応を行い、安定した給水のため、漏水を減らす努力を行ってきた成果があらわれてきております。引き続き、重要給水施設配水管耐震化事業の推進を含め、効果的な取り組みに努めていただきたいと思います。また、令和2年度に施行した中央監視施設改良工事により、配水池の水位低下等が役場内においてリアルタイムに確認できるため、断水事故等を未然防止できる体制が整えました。しかし夜間・休日の緊急漏水や休日の水道メーター取付け等の対応は、職員が携帯電話待ち対応をしている状況です。先行している自治体の情報を参考とするなど、民間事業者の活用による職員の負担軽減策を検討願います。今後も、内子町水道施設耐震化計画、及び内子町水道ビジョン・経営戦略に基づいて、計画的に各種事業を実施するなど、各種課題解決に取組み、安心で安全な水道水の安定供給に一層努めていただきたいと思います。

次に下水道事業においては、料金水準の妥当性を示す経費回収率は令和3年度において、72.10%と前年度に比べ15.10%改善しているものの、必要とされる100%に比べ大幅に低調な状況です。現在、「内子町公共下水道使用料策定支援業務委託」を発注し、使用料金の適正化の検討を進めています。また、各種課題のうち下水道への接続率の向上については、施工業者とタイアップして、環境整備補助の周知や、未接続者訪問を計画するなど、改善策に取り組んでおられます。今後とも、内子町の下水道事業経営戦略及び内子町公共下水道内子町浄化センターほか、構築基本計画に基づいて、維持管理の低調な経費回収率の改善の検討や各種課題解決に取り組む、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層努めていただきたいと思います。

最後に、今期においても引き続き新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策を初めとした各種課題に的確な対応を行うとともに、内子町の良さと個性が生かされた内子町形成のため一層努められることを望み、財務監査報告といたします。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの財務監査報告に対する質疑があれば許します。ありませんので、これにて質疑を終結します。以上で、財務監査報告を終わります。

日程第 6 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 一般質問」に入ります。質問は、一問一答方式といたします。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示盤でご確認ください。要点を簡潔に

要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は8名であります。本日の質問者は5名とし、あとの3名は明日に行います。それでは受付順に質問を許します。最初に、森永和夫議員の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 12月議会に当たり、通告に従い質問をいたします。今議会から議場にテレビカメラが設置され、本庁、分庁、小田支所のロビーにて、より多くの町民の皆さんに議会の模様をリアルタイムで傍聴していただけるよう、モニターを設置しています。今後はこのシステムを活用し、議会活動をこれまで以上に発信して、議会に対する関心を深めていただければと考えます。

まず、DXデジタルトランスフォーメーションについて伺います。6月議会で同僚議員より質問がありましたので、私なりの視点で、基本的なことをお聞きします。このDXと、これまで一般的に言われてきたIT化と何が違うのか、調べてみました。IT化とは、業務効率化やコスト削減を目的として、IT技術やデジタル技術を導入すること。つまり、導入のみに着眼した言葉とありました。一方、DXとはIT技術やデジタル技術を手段として活用し、ビジネスモデルや組織の変革を促すことで、IT化は、DXを推進するための手段ということだそうです。日本におけるDXは、2018年に経済産業省がDXを推進するためのガイドラインを取りまとめたことを契機に広がり始め、総務省が自治体DX推進計画を作成したのは、令和2年2020年12月です。この推進計画には、自治体の重点取り組み事項として、①情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③行政手続のオンライン化、④AI、RPAの利用促進、⑤テレワークの推進、そして、⑥セキュリティ対策の徹底の6つが挙げられています。さらには、「自治体においては自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと」、「データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により、自らの行政の効率化、高度化を図るとともに、多様な主体との連携により、民間のデジタル・ビジネスなど、新たな活動が創出されることが期待される」と書かれています。6月議会で同僚議員のDX推進計画の取り組み後の質問に対し、DX推進計画を作成していないが、2020年から24年までの第2期総合計画において、次世代技術を活用したスマートなまちを掲げており、様々な分野でICTの積極的活用を進めることで、新たな社会を実現し、公共分野においても政策事務効率化の企画立案や人材の育成など検討を行うことにしており、DXの目的でもある、住民サービスの向上を目指すものとなっているとの答弁がありました。

そこで、1点目の質問です。自治体DXとは、データや、デジタル技術を活用することにより、業務やプロセスを改革・変革することで業務効率を改善し、住民へより快適なサービスを提供することを意味すると思いますが、これまでのDXの推進による具体的な効果があったのか伺います。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは森永議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。DXとは、一般にデジタル技術による社会経済の変革を意味しており、自治体では、行政や住民、事業所などがデジタル技術も活用して、住民本位の行政を実現し、地域社会などを再構築するプロセスと定義されると考えます。議員ご指摘のとおり、これまで取り組んできましたICT化は、業務の効率化、省力化、コスト削減など、業務本位でございますけれども、一方DXは、UI（ユーザーインターフェース）や、UX（ユーザーエクスペリエンス）、ユーザー目線など住民本位でございます。組織や社会全体で対応が求められるとともに、情報格差を生み出さない、誰一人取り残さないという、法律の姿勢が不可欠でございます。推進による効果の例といたしましては、昨年度は、内子町に対する各種申請用紙などの押印の廃止を実施しております。これは現在取り組んでおります電子申請などの前提となる対応で、ペーパーレス化やテレワークの推進など、住民の利便性向上や業務の効率化に効果があると考えております。また、各学校に整備いたしました児童生徒用の端末を利用し、今年度から、愛媛県独自のCBT（Computer Based Testing）、いわゆるテストのオンライン化システムを使用しています。今後、学習管理機能を活用しながら、より質の高い教育活動に効果があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 先程、質問したというのはですね、6月議会の答弁で、先程言いましたように、総合計画に書いているからというような答弁がありましたので、あえて質問をいたしました。また一番大事なのは今、答弁にありましたように、行政側の事務の効率化と、それによって住民サービスの向上を目指すということが一番の焦点だろうと思います。ここでちょっとお聞きしたいのがですね、私は総合計画に書かれているからということですが、総務省が自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を作成したのは、先程言いましたように、令和2年2020年の12月です。それで、第2期総合計画が策定されたのが2020年ということが、この本来のDXの概念が反映されていると私は考えにくいと思っています。その計画に書かれているのは、先程言いましたけれども、業務効率化やコスト削減を目的として、IT技術やデジタル技術を導入すること。国が進めるDXとは少

し違うのではと考えますが、その点についてはいかがでしょう。総合計画を見直すといったお考えはないのか伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。ただいまのご質問につきましては、確かに総合計画が先に出来まして、そのあと次、国のDX推進計画ということでDX推進計画のほうが、後から出来たものとなっております。ですからそういった意味ではですね、理念が反映されているのかといいますと、後から出来たものですので、そこんところはあると思うんですけども、目指すところにつきましては、これらの町の総合推進計画、また国の計画につきましても、デジタル化された情報であったり、またデータ手続を利活用することで、住民の利便性向上を図ること。また、デジタル技術を活用することで、問題解決や新たな価値を創造すること。さらには、デジタル人材の育成や人的な資源をさらなる行政サービスに活用すること。これらによって、持続可能な社会の創造を目指すという点においては、その趣旨であったり、概念などは共通しているところがございますので、両者がですね、そこに齟齬があるというふうには考えてございません。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それですね、内子町の総合計画というのは先を見越した取り組みをされておるものということは、私も言えると思っています。ただですね、やはりこの国が、そして全国の自治体がですね、このDXに向けて今取り組んでいる中でですね、やはり内子町としても、DX推進計画を立てて取り組むということが、私は必要なんだろうと思いますが、その点については後で触れますので、次の質問に移ります。

質問通告の2点目です。総合計画の中には、ミライ9「次世代技術を活用したスマートなまち」や、総務課の仕事の中には、AIやRPAなどの次世代技術を活用した「働き方改革」に取り組むこと、様々な分野でICTの積極的な活用を進めることで、経済発展と社会的課題の解決を両立していく、新たな社会であるソサエティ5.0の実現を目指すとかですね、IOTの活用を計画的に進める、ウェブ会議システムや在宅ワークシステムの導入、災害時におけるIT技術の活用、災害発生時にドローンによる交通網が寸断された被災現場状況の確認や医療物資の配送などの活用検討などなどですね、素晴らしい内容が網羅されています。大切なのは、絵にかいた餅ではなく、何が実現出来たのかということです。1つ1つ進捗状況をお聞きしたいのですが、限られた時間ですので、その中から幾つか伺います。AIや、RPAなどの次世代技術を活用した働き方改革について、また、新たな社会であるソサエティ5.0の実現について、災害時におけるIT技術の活用について、以上、3点の進捗状況を伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、森永議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まずＡＩの利用の例につきましては、昨年度より議会の議事録作成支援のため、ＡＩ音声認識システムを導入して運用しているところでございます。また、ＲＰＡの例につきましては、本年度実施をいたしますマイナポータルからの電子申請データと、基幹業務システムへの連携において、一部業務でＲＰＡの技術を導入しているところでございます。いずれも、業務量の労力軽減に効果があり、これからの「働き方改革」に効果のある先例となつてございます。また、災害時のＩＴ技術の活用では、町の災害調査などでのドローンの活用が進んでございます。水災害、土砂災害における被害を受けた町道や農林業施設の見通し危険地域内に対する現地調査の際に利用しており、安全かつ、効率的な調査を行うとともに、被害状況の早期全容把握を可能としてございます。また、ソサエティ５．０につきましては、ＡＩや、ＲＰＡ等のデジタル技術を活用した結果として、過疎化や少子高齢化、貧困や地域間格差などの、社会的、経済的課題が解決されるとともに、例えば自動運転や生産技術の向上など、新たな価値が創造されるなどした、目指すべき社会のこととさせていただきますので、こういった社会の実現の進捗について、現段階ではなかなか判断することは難しいと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○６番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○６番（森永和夫君） はい、まず働き方改革ですけども、これですね、愛媛県議会議員でもですね、ＤＸの推進への県庁での働き方改革の効果はといった質問がされています。その中でですね、知事の答弁、職員が行ってきた３１業務について作業を自動化、効率化するロボティックプロセスオートメーション、ＲＰＡを導入し、処理時間を９，０４４時間、約９割削減する効果が出たとかですね、具体的な効果について答弁をされています。もう少しこう、働き方改革、職員の皆さん方がどれだけいろんなその事務の効率化が出来たのかという具体的なことがあれば、お聞きしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 具体的な面で申しますと、またコロナ禍ということもございまして、ウェブ会議システムを導入いたしてございます。これはパソコンでありますとか、スマートフォンなどのデバイスと、ネット環境によりまして場所や時間を問わずに、顔を合わせて、コミュニケーションをとれるツールということとさせていただきます。これを導入することによりまして、例えば出張時間、そういったものが削減出来ます。こうすることで、例えば、我々が会議に出張するときに、出張の行き帰りの時間等が削減出来ますので、その分を他の業務に充てることができるという効果もでございます。またその他にかかる経費等も削減さ

れているところでございます。また、議会にも用いておりますけれども、タブレットを用いることによりましてペーパーレス化を図ることができ、紙資料なしでの情報の共有、情報のやりとり、そういったこともできるようになっております。また、役場内ということもございますけれども、文書管理システムというのを導入してございます。従来は、国や県から文書で、紙ベースでいろんな文書が参りますけれども、これを全てデータベースで受け取りをいたしまして、データベースでの理事者から各課長、それから担当者への閲覧、また決裁をとる時にも、各担当から課長、理事者に向かって、データでの決裁をとるということでペーパーレス化が図れますし、例えば出先機関ですと、本庁まで出てくる、そういった時間も削減できるということで、そんな効果はあったのではないかと考えております。また同時に、庶務管理システムというの導入いたしまして、時間外勤務でありますとか、休暇の関係の申請手続、そういったものも従来紙ベースで行ってございましたけれども、これらをシステム上で行うということで、時間、ペーパーレス化、そういった点において効果があったものというふうに考えてございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 当然いろんな効果が出てくるんでしょうけども、できればですね、答弁はいいですけども、具体的に先程、監査委員の報告がありました残業時間とかですね、休暇日数が増えたとか減ったとか、そういったこととか、経費的に幾ら減ったのかといった具体的な数字の検証をですね、しっかりとさせていただきたいと思います。それと新たな社会であるソサエティ5.0ですけども、これもなかなかややこしい話ですけども、私はですね、総合計画に総務課の仕事がいろいろと掲載されていますが、そこに書いてあることが実現した社会のことだと私は考えています。そういったことをしっかりとですね、今後、先程言いましたけども、絵にかいた餅ではなくて、より現実的に具体的に組みこんでいただきたいと思います。そしてドローンですけども、ドローンについてはですね、前に全協の説明では、令和元年にドローンデモ飛行を計画したが、導入後のオペレーターの確保や、経費の面から再検討を余儀なくされたというなどの説明があったと思いますが、今の答弁では何かドローンを積極的に活用しているような話ですが、その辺、前の説明と今日の答弁とに少し違いあるように思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。以前の全員協議会の時の答弁につきましては総務課といたしまして、総務課の対応の中でドローンを災害時において物資の運搬等に活用するといった点におきましての答弁でございました。物資を運搬するとなるとですね、先日の新聞にも出ておりましたけれども、レベル3、レベル4といったかなり高度な分野での、運転技術でありますとか申請等が必要になってまいりまして、そういった面におきましては、そういっ

た技術的な面、それから経費的な面においてなかなか進捗が出来ない状況にあるという答弁をさせていただきました。で、今回答弁させていただきましたのは、レベルで言いますとレベル1の状態です。目視の範囲内での、市道の運転内での災害現場の確認等につきましては、順次行っているところでございます。そういった状況でございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい、このことについてもですね、先日、新聞で、愛媛県市町DX推進会議が、第17回マニフェスト大賞の優秀賞に選定されたという記事が出ていました。これ、県と20市町で構成されて、県と市町が共有する高度デジタル人材シェアリング制度などの構築を行ったというようなことですが、先程言いました県の9月議会でもですね、災害時のデジタル技術の活用について答弁がありまして、例えば消防車両に搭載した360度カメラ映像など、民間企業の最新技術活用を検討しているとかですね、第5世代5G、移動通信システム技術による高精細映像の伝送やドローンによる災害現場の3Dモデル化の実証などの取り組みというようなことが言われています。ぜひですね、このDX推進会議、当然内子町も参加されてるわけですから。しっかりとですね、県の取り組み等も参考にしながら、より良い活用に努めていただきたいと思います。

それでは質問通告の3点目です。総務省のホームページには、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされています。また、先程も言いましたが、DXを推進することにより、デジタル技術を活用し住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくことが示されています。そこで伺います。このDXを推進することによって、町民の皆様に、具体的にどのような利便性変革につながるのか。また、高齢化した内子町では、デジタルに取り残される町民も出てくるのではと心配していますが、その対策をどうするのか、2点伺います。先程、町民の皆さんに対する具体的な利便性変革というのは当然ありましたので、簡単に。そして1番大事なのは、2点目のですね、デジタルに取り残される町民が出てくるのではということなんですが、その辺の答弁をよろしくお願いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。DXを推進することによる住民の皆さんの利便性でございますけれども、例えばオンライン申請などの推進により来庁が不要となり、ご自宅と役場との距離がなくなり、移動などの時間や経費

が節約できるほか、地域間格差の解消にも繋がると考えてございます。また、対面が不要となり、感染症対策にもなるものと考えております。さらに、申請や申込みなどの手続きがシステム上で行われるため、24時間365日の対応で処理のスピードが格段に短くなり、即時性が担保されると考えます。こうした時間や労力の短縮、また感染症対策、地域間格差の解消が、時間の有効活用や、安全安心で快適な暮らしという利便性の向上に寄与するものと考えてございます。

次に、高齢者のデジタルデバインド対策につきましては、内子町だけではなく、他の自治体においても、大きな課題となっているところでございます。そのため、県と20市町が参加する、愛媛県・市町DX推進会議において、今年度より、「オール愛媛」デジタルデバインド対策事業に取り組むなど、様々な機会を通して対策を進めてございます。具体的には、身近なデジタル機器でありますスマートフォンにつきまして、使い方などの支援を必要としている人がいつでも気軽にワンストップで相談できる場として、また誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう継続的な学びの機会として、フォローアップ型のスマホ教室の開催、また地域コミュニティのデジタル化の支援、郵便局との連携によるスマホ相談などの事業を実施しているところでございます。また次年度も今年度得られたデータなどを蓄積、共有し、継続していくこととしております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい。私が思うのはですね、このデジタルに取り残されるということがですね、このDXを推進するのに、避けては通れない1番の肝の部分だろうと思っています。それで今、県と一緒にDX推進会議のほうで、そういったことも検討されているということですけども、他の自治体ではですね、これ条例において、デジタルデバインドの是正を行政の責務として明記して、誰1人取り残さない、人に優しいデジタル化に取り組んでるところがあるようです。そういった条例化にするのかどうかは別としてですね、町として独自にですね、このことについて町民の皆さん方に対して、しっかりと啓発というんですか、そういったことをされたらいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。条例の制定などは考えておられませんか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今、ご答弁をさせていただきました通り、高齢者にとりまして最も身近なデジタル機器がスマートフォンであること、そういったことから、スマートフォンの取扱いについて身近に感じていただく、理解をしていただくことで、デジタルの恩恵を受けていただく、それを感じていただく、ということで、まずはそういったスマホ教室等を行っているところでございます。また先進的な取り組み等につきましては、我々も情報は収集しておりますし、条例化しているところがあるということも聞いておりますけれども、今

のところ町としてはですね、条例化してこれを推進していくということまでは考えてございません。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい、今スマホのことを言われたので、これは質問ではないんですけども、全国の自治体の中ではですね、高齢者の方がスマホを購入するのに補助を出してるようなところもありますので、そういったことも含めて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、DXについて最後の質問です。国においては、自治体DX推進計画を踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、自治体DX推進手順書を作成しています。この手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すものです。自治体でDXを推進するためのポイントとして、横断的な体制の構築、デジタル人材の確保育成、計画的な取り組みなどが挙げられています。内子町の取り組み、考え方を見ると、私には少し出遅れ感があるのかなと感じています。内子町でもですね、この国の自治体DX推進計画、推進手順書にのっとって、技術推進に速やかに取り組むべきです。推進計画をですね、作っていくべきだと考えます。また、この手順書の中にはですね、DXの推進に当たっては、仕事の仕方、組織人事の仕組みの変革も必要となる中、首長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組むこととなります。そこで伺います。DXを強力に推進するためには、町長自らが明確なビジョンを示し、人材の育成とあわせ、全町横断的な推進体制を構築し、取り組むべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 第2期内子町総合計画（後期計画）の基本計画では、「次世代技術を活用したスマートなまち」を掲げ、また、県との連携においては、愛媛県デジタル総合戦略のもと、県と市町がDX共同宣言を行い、住民本位の視点で、地域課題の解決や新たな価値の創造を目指して、デジタル技術を効果的、積極的に活用することで、誰1人取り残さないデジタルトランスフォーメーションの理念の実現に向け、取り組んでいるところであります。今後においては、さらなる高速大容量化を遂げる通信技術や、AI、RPAなどを活用した効果的・効率的な住民サービスの展開、また、産官学の連携と共創による暮らしや生産性の向上に努めていく必要があると考えておるところであります。そのためにも、DXの推進を担う職員の人材育成やシェアリング、また外部専門家や専門機関との連携に努めるとともに、現在、ガバメントクラウドの実現に向け、関係各課で構成する推進体制の充実を図り、今後のDX推進の羅針盤となる計画の策定も視野に入れながら取り組みを、加速、強化してまいります。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） ぜひですね、内子町がDXの先進地となるよう、小野植町長のリーダーシップに期待しまして、次の脱炭素社会の実現について何点かお伺いをいたします。

2020年10月に菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると宣言し、日本でも脱炭素社会への取り組みが本格化してきました。内子町でも9月議会において、地域脱炭素推進事業として、再生可能エネルギー導入目標策定支援業務の委託や、内子町附属機関設置条例の中に内子町地域脱炭素推進協議会の設置など、脱炭素に向け本格的に動き出したと感じています。3月議会で、ゼロカーボンシティ宣言を行っている自治体は2月末時点で598自治体と答弁がありましたが、11月末の時点で、もう既にですね、全国の市区町村の45%、合計804自治体がこの排出ゼロに取り組むことを表明しています。他の先進地を見ましてもですね、まず、議会や報道機関へのプレスリリースなどで、2050年CO₂を実質排出ゼロにすることを首長が表明する、次に環境基本計画に明記するなど、具体的な取り組み、施策の検討ということになっています。3月議会で同僚議員のカーボンニュートラルの内子町の取り組みについての質問に対し、町内における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、その結果を踏まえて、総合的な見地からカーボンニュートラルの実現に向けた実行可能な計画を立て、取り組みを加速させていきたい。また、脱炭素の実現に向けた道筋を描いた上で、ゼロカーボンシティ宣言へつなげていきたいとの答弁がありました。脱炭素社会の実現、内子だけ、日本だけの問題ではなく世界中で地球規模での取り組みが今なされています。この小さな町内子でこれらにどう取り組むのか、どう成果を出すのか。特に、この脱炭素社会の実現を目指し、内子ならではの取り組みに期待をしているところであります。

そこで、1点目の質問です。環境省は、2050年にCO₂ゼロ、実質ゼロにすることを目指す、首長自らが公表した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」としています。エコロジータウンをまちづくりの柱にする内子町としては遅きに失した感はありませんが、「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明していただきたいと考えますが、町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） お答えをいたします。脱炭素の推進については、2020年10月当時の菅総理が、日本政府として初めて2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明され、翌年5月地球温暖化対策推進法が改正、本年4月に施行されました。地域の脱炭素化を推進するため、地方公共団体においても取り組みの強化が求められております。内子町においても、今年度環境省令和3年度補正予算の補助金を受け、再エネ導入目標策定を行い、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、足りない部分、さらに伸ばせ

る部分など内子町に合った内子らしい再エネ導入戦略を策定中であります。今、脱炭素社会の取り組みを進める上で、「ゼロカーボンシティ」宣言は必須と考えております。脱炭素の実現に向けた道筋を描くこの計画の完成に合わせ、宣言を予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい、6月議会でもそうですけども今の町長の答弁の中にもですね、道筋を描いた上で宣言に繋げたいというようなことですが、私はですね、町長がまず、内子町は、二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むと宣言してから、内子町温暖化対策推進計画などを策定して、2050年までに町内から排出される温室効果ガスを実質ゼロにする目標を明記し、町民や事業所の脱炭素の取り組み、再生可能エネルギーの利用、活用促進など、また、公共施設での太陽光発電やバイオマス発電などの利活用を推進するのが、私は順番だと考えます。いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） はい、今議員さんのほうからございました、宣言はどちらにしてもですね、しっかり取り組んでいくためにしたいというふうに考えておりますけれども、これもいろんな考え方がございましてですね、私はやっぱり宣言する以上はですね、内子町はこういうことに、これから2050年を目指してですね、取り組んでいきますということですね、宣言と同時にですね、こういう取り組みを内子町はやっていきますということで皆さんに宣言をして取り組んでいくという方向が私はいいいんじゃないかなということですね。いずれにしても時期的にももうそんなに遠くない、もう恐らく何か月後になるかと思うますので、その時点ではですね、しっかりと宣言をし、また皆様にご協力をいただくということで、進めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○6番（森永和夫君） 議長

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 今日この場でですね、宣言をしていただきたかったんですが見解の相違ということで、なるべく早く宣言をしていただくようにお願いします。

それでは通告2点目です。内子町ではこれまで、エコロジータウンを掲げ、環境保全型農業の推進や、内子の森づくり、バイオマスタウン構想をまとめ、再生可能エネルギーの導入など、いろんな取り組みがなされてきました。私はこれらの取り組みを高く評価しています。1997年に国連気候変動枠組み条約の締約国会議が開催され、京都議定書が採択されました。内容は、温室効果ガスを2008年から2012年の間に1990年比で105%削減することで、そのとき目指したのは低炭素社会でした。そして今、京都議定書に代わる新たな地球温暖化の枠組みとしてパリ協定ができ、脱炭素社会の実現を目指しています。この脱炭素社会について調べてみますと、脱炭素社会とは、地球温暖化の最たる原因である二酸

化炭素の排出量をゼロに抑えることに成功した社会のことであり、カーボンニュートラルとは、二酸化炭素排出量が実質ゼロの状態であることを意味します。実質ということは、プラスマイナスゼロの状態のことで、人間が排出した二酸化炭素と植物が吸収した二酸化炭素がプラスマイナスゼロになる状態を示すものということでもあります。そこで伺います。内子町でカーボンニュートラルを目指す上で、まず考えなければならないのは、どれだけの量が排出されているのか。そして、内子町の約8割を占める森林がどれだけ二酸化炭素を吸収するのかだと考えますが、その数字は把握されているのか伺います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただいまの森永議員のご質問にお答えいたします。先程森永議員がおっしゃられましたとおり、カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量を均衡させることを意味いたします。カーボンニュートラルの実現のためには、温室効果ガスの排出量の削減と森林等による吸収作用の保全及び強化をする必要があると考えております。そのため、ご指摘のとおり、内子町におけるエネルギー起源二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの排出量及び森林などによる吸収量の把握を行い、カーボンニュートラルに向けた実現可能な計画を立てていくことが必要と考えております。内子町のエネルギー起源二酸化炭素の排出量につきましては、環境省が公表している、「自治体排出量カルテ」によりますと、2019年度で11万9,000 t CO₂となっております。一方、森林における二酸化炭素の吸収量につきましては、森林の種類、また樹齢、人工林や自然林、間伐などの状況など様々な要件により、二酸化炭素の吸収量の算出を行わなければなりません。現段階では、正確な二酸化炭素の吸収量の数値の算定はまだ出来ておりません。しかしながら、現在取り組んでおります「再エネ導入戦略」におきまして、森林の活用につきましても検討を行うこととしております。内子町における森林の二酸化炭素吸収量の把握もこちらの方で努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 「排出量カルテ」にはですね、今言う12万t、約12万tの排出を内子町がしているというようなことが載っています。じゃあ吸収量、森林が吸収する量ですけれども、今言われることも分かります。詳しい数字はなかなか出しにくいんですけども、私が林野庁のホームページ等を見てですね、本当にもうこれアバウトな、大ざっぱな数字ではありますけれども、内子町の森林目、林野面積2万2,998haです。そして36年間40年生の杉人工林が1ha当たり1年間に吸収する二酸化炭素の量は約8.8tというようなことが言われています。それを単純に計算するとですね、20万t近い吸収量があると

ということです。多分、これほどはないんだろうと思うんですけど、それに近い量は吸収しているんだろう、そういうポテンシャルを持ってるんだろうと思います。そうするとですね、仮にそうだとした場合に、吸収量の方が排出量よりも圧倒的に多いということになります。が、その可能性も私はあると思っています。仮に、排出量より吸収量が多い場合に、これも町長がカーボンニュートラル宣言をするまでもなく、もうこれ内子町がカーボンニュートラルを達成してるということになるのではないかという想像もする訳ですけども、仮にそうなった場合に、ゼロカーボンシティ宣言の必要があるのかどうか、見解をお聞きしたいと思っています。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 先程の議員のご指摘の通り、今、杉の４０年樹齢につきましては、８．８ｔということになりますけれども、内子町の杉が全てそのようになっているとは思われませんので、また森林につきましては、二酸化炭素を吸収いたしますけれども、森林の方も人間と同じように呼吸をしております。そのときに二酸化炭素のほうも排出するとも考えられますので、一概に８．８ｔのものが吸収されて全てということにならず、また炭素の方も出していきますので、オーバーするってところもあります。二酸化炭素が吸収されているからといって、カーボンニュートラルに向けて、まだまだ森林整備とか、行わなければならない部分もありますので、やはりカーボンニュートラルの実現に向けての、「ゼロカーボンシティ」ということを目指すことは必要なことかと考えております。

○６番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○６番（森永和夫君） その通りなんです。私このことについてですね、環境省に問合せをしてみました。やはり、環境省としては２０５０年にカーボンニュートラルが実現できるかであり、宣言の判断はそれぞれの自治体の判断というのがお答えでしたけども、要するに、私が理解したのは、そういった場合でも何か宣言した方がいいというようなことですので、くどいようですけどもぜひ、早く宣言をしていただきたいと思います。それで、仮にですね、仮の話ですけども、排出量よりもその吸収量が多い場合に、また余るといってその差し引いて出た吸収量ですね、これ今カーボンプライシングとかいろんなこと、排出権取引とか言われますけども、そういったのが、これ自治体あたりにも適用されるのかどうか。もし分かればお答えいただきたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 先程のご質問なんですけれども、Ｊクレジットというのがございます。こちらにつきましては、省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの利用による、二酸化炭素などの排出量の削減量や、適切な森林管理による、二酸化炭素と

の吸収量をクレジット化して、国が認証する制度がございます。ただしこの二酸化炭素の排出量につき吸収量につきましてクレジット化するためには、まずは森林の適切な管理というところから、行わなければならないということになっておりますので、一概にすぐに取り組める状況とは言いがたいかと考えております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それでは脱炭素社会の3点目の質問に入ります。今世界中の国々が脱炭素社会の実現に向け取り組んでいます。その背景には、深刻な地球温暖化があります。温室効果ガスによる気候変動は、台風の大規模化や線状降水帯による豪雨など大規模な災害が、私たちの生活を脅かしています。さらには、気温上昇、干ばつ、洪水、食料不足、海抜の低い太平洋の島々の中には、水没してしまうかもしれないなど、深刻な状況に直面をしています。各国が地球温暖化対策を現状からさらに強化しなければ、今世紀末までの気温上昇が2.8度に至るとの新聞報道もありました。脱炭素社会もカーボンニュートラルも幾ら国や企業が頑張っても、私たち個人が何もしなければ地球温暖化は防げません。昼夜、人間の未来のために、環境を改善することは人類の責務です。内子町だけでできるものではないかもしれませんが、まずは出来ることから始めることが大切と考えます。そこで伺います。この脱炭素社会を実現するためには、行政、議会、町内事業者、そして町民が一丸となって取り組む必要があると考えますが、内子町として、今後の具体的な取り組みについて伺います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○6番（森永和夫君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただ今の森永議員のご質問にお答えいたします。議員がおっしゃられるとおり、脱炭素の実現をするためには、官民一丸と取り組んでいくことが必要と考えております。これまでも内子町では、「エコロジータウン」をキャッチフレーズに、まちづくりを進めてきております。環境基本計画や、バイオマスタウン構想を策定し、様々な環境政策を推進してまいりました。既に、民間において、木質バイオマス発電が実施され、先進的な取り組みも進んでおります。また、森林資源に恵まれている内子町では、森林による二酸化炭素の吸収源対策などを強化することで、その資源をこれまで以上に生かすことが可能となると考えております。一方で、公共施設への再生可能エネルギーの導入や、施設の省エネ化といった分野におきましては、まだまだ取り組みが遅れている状況です。また、景観保全といった兼ね合いもございますので、そういった課題も検討していかなければなりません。内子町のこれまでの取り組みの成果を踏まえつつ、足りない部分、さらに伸ばせる部分について、町民の方、事業者の方などの様々な方のご意見をいただきながら、今年度、再生導入戦略を策定中でございます。内子町の地域特性を踏まえ、地域の課題解決と経

済活性化の両立を図れる内子町ならではの手法で、脱炭素社会の実現を目指していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい、何でもそうなんでしょうけども、何かをやっぱ成し遂げようとする場合にはまず目標を掲げること、そして、それについて具体的な計画を立てることが大切と私は思っています。日本ではですね、今、令和3年に国の地球温暖化対策計画が策定され、中期目標として、2030年度の温室効果ガスの排出を、2013年度の水準から46%削減することが目標として定められました。内子町も、脱炭素社会の実現に向けた、私はロードマップづくりが大切と考えます。内子町環境基本条例に基づいて環境基本計画がありますが、基本的にこの条例は環境を守ることに重きが置かれています。また、内子町地球温暖化対策実行計画もありますが、これは温対法第21条第1項により作成されたもので、地方公共団体、行政側の計画で、全職員、公共施設を対象とした計画です。私は、例えばですね、内子町温暖化対策推進計画といったものを策定して、町全体でより具体的な取り組みをするといったことが必要だと思いますが、そういったことは今後、予定としては作られるのかどうか伺います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただ今の議員のご質問なんですけれども、現在取り組んでおります、再エネ導入戦略におきまして、将来のビジョンを描く予定としております。そこでは町民の皆様方にわかりやすくイメージなどを示すように考えております。またそれと合わせましてロードマップの方も検討していきたいと考えておりますので、またご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい。先日の新聞にですね、GX（グリーントランスフォーメーション）といった言葉が出てました。最近は、いろいろこういったややこしい言葉が出て判断する訳ですけども、私は今のロードマップの中にですね、この内子版GXといったものも、推進してはと考えます。その辺も含めて取り組んでいただきたいと思います。それで内子町地球温暖化対策実行計画ですけども、これは改定前の基準に合わせた削減目標が示されていますけども、これは今言いました46%削減をしてさらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくというような国の方針が出されましたが、そういったことも含めて、そういったことに対して、ずっとこの改定をされるということでよろしいでしょうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい、先程の計画なんですけれども、中間の見直しにおきまして、国の数値に合わせていく予定でございます。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい、ここですね、通告はしておりませんが、教育委員会に伺います。小中学校の児童生徒に対し、この脱炭素社会の実現について何か取り組みがなされているのか伺います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。小中学校における脱炭素社会の実現に向けた取り組みなんですけれども、やはり環境学習と密接に関連していることだと私は考えております。具体的に申し上げますと、小学校では、総合的な学習の時間や社会科で、森林の役割だとか、環境保全、再生可能エネルギーまた電気自動車などについて学んでいるところでございます。中学校におきましても、やはり総合的な学習の時間、社会科、理科等で、再生可能エネルギーであるとか、炭素の循環と地球温暖化について、また脱炭素社会についての学習をしているところでございます。また小田地域、また五十崎地域におきましては、地域にあるバイオマス発電所の見学、またペレット製造工場の見学なども、林業教室として実施しているところでございます。以上です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい。ありがとうございます。先程のですね、内子町地球温暖化対策実行計画の中に、公用車の更新に当たっては、使用状況を踏まえハイブリッドカーや電気自動車など、より環境負荷の低い自動車の再優先購入を検討するとかですね、再生可能エネルギーの導入や、災害時にも機能を維持する蓄エネルギーシステムの導入などを検討するというようなことがされていますが、電気自動車等の導入、公共施設への再生可能エネルギー、太陽光パネルになろうかと思いますが、そういったことの導入などは、今後、必要と思いますけれども、そういったことも検討されるのかどうか伺います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい、太陽光の公共施設への導入につきましては、現在PPA方式という、オンサイト方式ということで、業者の方の選定を行いまして、取り組みを進めているところでございます。今、事業者のほうで実際に設置が可能かという詳細な調査を行って、次年度に向けての準備を進めているところでございます。EV車等につきましては総務課とも協議を行いながら、検討を進めているところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） はい、この実行計画を見るとですね、行政側、役場や公共施設での二酸化炭素の排出の8割がですね、この電気の使用に伴う排出量になっていますので、こういった内子町として脱炭素化を目指すのであれば、まず率先して内子町の行政側が、しっかりと削減に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは時間も余りなくなりましたので最後の質問です。これいろいろと前段あるんですけども、もう本題に入ります。ZEH、ネットゼロエネルギーハウスというものに、補助金が20万円出されると。けども、このZEHですが、補助の要件として、国土交通省の建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づく、第三者認証住宅版ベルスにおいて、一次エネルギー消費量の基準0エネ相当、または強化外皮基準 $0.6\text{ W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下の評価認証を受けた住宅であることとありますが、これをもう少し分かりやすく説明していただきたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただ今の森永議員のご質問にお答えいたします。ZEHとは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略称で、エネルギー収支をゼロ以下にする住宅のことを言います。ZEHには3つの要素がございます。1つ目が、住宅の断熱性、気密性を高めること。2つ目、高品質の省エネ設備を導入する。3つ目、太陽光発電などの省エネ設備も導入していくことです。つまり、住宅の設備の省エネ性を上げて、消費エネルギーを抑えつつ、それでも使わなければならないエネルギーを太陽光システムなどで作り出すことでカバーし、年間の一次エネルギー、いわゆる冷暖房、換気、給湯、照明などの住宅設備が使用するエネルギーの量を実質ゼロ、またはマイナスにすることを目指した住宅のことを言います。以上、答弁とさせていただきます。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。時間も来ましたので、これで終わりたいと思いますが、最後に、先程のDXについての質問の最後にも言いましたが、小野植町長、ぜひこの脱炭素社会の実現についても、町長のリーダーシップを発揮していただき、エコロジータウン内子の名に恥じない取り組みを期待します。以上、質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時から再開します。

午前 11時 42分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（菊地幸雄君）休憩前に続き、会議を開きます。次に、久保美博議員の発言を許します。

○5番（久保美博君）議長。

○議長（菊地幸雄君）久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君）皆様、こんにちは。5番、久保美博です。師走に入り、急に冬らしくなり寒い日が続いております。秋の収穫時期は、天気恵まれていたと思います。水稻の収穫は非常に強い勢力で上陸した台風14号が、大型で動きが遅く広範囲で強風、記録的な大雨をもたらした台風でした。水稻については、町内において、強風による倒伏が広範囲にわたり発生し、収穫量に影響があるのではないかと心配されておりましたが、収穫してみると昨年より収量も多く、農家の人が安堵されておりました。周りに目を向けると、経済的には円安が進み、さらにウクライナ情勢の緊迫化と、円安に拍車をかけていると思います。経済や社会への影響は大きく、1日も早く安心して生活ができるよう願うものです。

それでは、通告書に従い、3項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。まず、1項目の新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金活用事業の検証と、公表についてであります。1点目は、コロナ対策地方創生臨時交付金の、使い道に制限がなく、自治体に委ねられる臨時交付金活用事業は、新型コロナ対応として効果的で必要だったことへの説明をする責任があると思いますが、どう考えておるのかお伺いをいたします。

○議長（菊地幸雄君）久保美博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君）議長。

○議長（菊地幸雄君）黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君）それでは、久保議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地域の実情に応じて必要な事業をきめ細かく行えるように、創設された交付金でございます。そのため、各地方公共団体において、事業終了後に臨時交付金を活用して取り組んだ事業の実施状況、及びその効果について公表するよう、国から通知されております。内子町においては、令和2年度及び令和3年度実施事業について、実施状況とその効果の検証結果を既に、町ホームページで公表し、周知をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。ただ今の件なんです、既にもうホームページで令和4年3月末日現在で、公表してアップしておるということなんです、これ町民のほとんどの皆さんは見ていないのではないかと思います。これホームページを開いた人が確認するだけで、公に、やっぱ公表という形にはなっていないんじゃないかと思います。結局、この事業でこんな効果がありましたと、やっぱり町民に知ってもらうために、見える化いう必要性を感じます。そもそも、町民に見てもらわないと始まらないと思います。ただ、ホームページでアップしておりますというだけでは、まだこれは町民に周知出来ていないんじゃないかと思います。そこで、これホームページだけなんです、町は広報誌を出しております。広報紙等で、やはりこの事業の効果をやっぱ知らすべきじゃないかと思うんですが、その辺の活用についてはどう思われますか、伺ったらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。本事業につきましては、議員さんご指摘のとおり、各自裁量を任されている、使い道についてですね、事業でございます。そういったことから令和2年5月、あるいは令和2年6月、また令和3年度におきましても、事務連絡等におきまして、各地方公共団体において事業終了後に、交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表をするようにとの通知がございましたので、それに基づきまして、内子町では、各事業の受益者あるいは利用者、また教員でありますとか、保育士、また保護者、そういった方々から聞き取り調査等を行いまして、その結果について、ホームページで公表しているところでございます。そのホームページを、何人の方がご覧になってるかっていうところまで検証はしておりませんが、一応、国で求められている公表について、当面のところ対応はさせていただいているというつもりでございます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。この交付金については、使い道に制限がないと。各自治体に委ねられるということで、使いやすい交付金だと思うんですが、これは国からそういうふうなことで、自治体に任せますということですが、これは、この結果、評価公表は、評価の内容ですね、これについては国への報告はしていないのでしょうか。伺ったらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。これについては国からも、現在のところですね、国から求められているのは検証をして、その結果を公表するということでございます。今後

のことはちょっと分かりませんが、現在事業を継続中ですので、この事業が全て終了した段階ですね、また国の方からあるかもしれませんが、今の段階ではそういうことが求められていません。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。分かりました。国の方からそういった指導、報告しなさいというようなことがあれば、速やかに報告するということで分かりました。

それでは、次の2点目に入りたいと思います。この地方創生臨時交付金活用事業を実施して、今後の対応をどう考えておるのか、その辺、伺ったと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えをいたします。令和2年度及び令和3年度に完了した事業につきましては、町のホームページで公表済みでございますので、令和3年度からの繰越し事業、また、令和4年度の事業完了後に効果検証を行いまして、速やかに公表してまいりたいと考えておる予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。今の事業が完了すれば、速やかに公表して行って、検証していることですので、その辺、取り組みは抜かりのないように、お願いをしていったと思います。

次の関連がありますので、次の3点目に入りたいと思います。交付金活用事業で経済的な対応、また子育て支援対応等と、町民に寄り添った事業を実施しておりますが、今後、町の単独で継続的に実施したいと考えている事業があれば、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。本臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染を防止するとともに、感染拡大や、物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、国が臨時的かつ緊急的に実施しているものでございます。したがって、当該交付金が終了した時点で目的は達成したと考えますので、町の単独で継続的に事業を実施する考えはございません。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。これ令和2年、令和3年度の実績が出てきて、評価検討、公表されとる訳なんですけど、今町長のほうで、特別考えておる事業はないということなんですけど、これ今後、このコロナの感染が第8波というようなことで、感染拡大となって、また交付金がおりてくるようなことになれば、そのときには、今のまた町民に寄り添った、目に見える形での、弱者に手を差し伸べる、また、家計が非常に助かるというような、実感できる、政策の実現をお願いしたいと思っております。これ、私非常に残念なんですけど、令和2年ですかね、令和2年度の実績の中で、この交付金の使い方ということで、空調機器整備費、約2億円ほど使われたことがあったかと思います。この案件については、私も賛成した1人なんですけど、今になってみると、その時の空調整備に2億円を使ったというのは、余りにも自由に使ってもいいという交付金であっても、ちょっと空調整備にというのがまだ心の中に残っております。これは、やはり空調整備等については年度別の計画を立てて、順次整備していけばいいんじゃないかかなと思っております。今たちまち、町民の方は非常に経済的にも苦しんでいる中ですから、今後第8波等において、交付金がおりてくるというようなことになれば、その辺は十二分に検討していただいて、町民に寄り添った、町民目線での施策の実現をお願いしたいと思っております。そういったことで、この交付金の取扱いについては終わりたいと思います。

続きまして、次の2項目目の内子町奨学資金高畑奨学資金についてであります。1点目は、内子町奨学資金と高畑奨学資金の年度別利用状況を見ると、利用者が近年減っているのではないかと思います。このような状況をどのようにとらえておられるのか、お伺いしたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。久保議員の内子町奨学資金等の利用者の減少の質問にお答えいたします。議員ご指摘の通り、近年の利用状況は低調となっております。内子町の奨学金制度につきましては、募集時期、期間、内容等を変更してはおりませんが、学生支援機構や学校独自の奨学金、民間の教育ローンなど、高等教育に必要な奨学金制度や、資金援助の選択肢が増えているのも要因の1つだと考えております。その他、少子化の影響なども考えられます。家庭によって経済状況は違いますが、様々な選択肢があることは、利用者にとっても望ましい状況だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。今の選択の幅が広がって利用者も減ってきているのではないかと

ということなのですが、ただ、いただいた資料の中で、ちょっと気になる年度があったんです。ちょっとお尋ねしたいんですが、平成29年度、これについては、大学、高校。大学で応募者が6名、高校で5名、大学で実際今の資金を使われた方が3名、高校で2名と、半分になっというようなこの状況は、今言われた選択の幅が広がって、町の奨学資金はもう使うまでにはないというような状況だったのか、その辺の縛りが余りにも厳しいんで利用者が減ったというような状況なのか、ちょっとその辺把握しておれば、報告いただきたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、年度別にですね、具体的なちょっと細かい検証が出来ておりませんが、やはり選択肢が増えた中で、このような数字が動いているものだと認識をしております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

○5番（久保美博君） やはり広く、利用していただくというようなことで、この辺の縛りがどんなかなと確認していると、今の対応を希望される場合には、保護者等の所得証明と、またあるいはその家族の所得がある方の全員の所得証明が必要というような項目があったんですが、これは全員の方の所得者の証明が要るとかいうふうなことで、縛り的にちょっと厳しいようなところがあるのかなと思ったりするんですが、その辺はもう必ず同居しておられる方、家族の方の所得証明全員いるというのはもう変わってないということでしょうね。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、該当する子どもさんと生計を同一にしている方については、一応所得の方は出していただいております。やはり小学生の要件の中に、学資の支弁が困難であると認められるものであることということがございますので、収入状況につきましては、一応、生計同一の方については提出いただいております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい、分かりました。このせつかくある制度、町民の皆様方が利用しやすいような、そういった制度になるように取り組みをお願いしたいと思います。

次に2点目に入りたいと思います。このコロナ禍に加え、ロシアがウクライナへの侵攻、円安といった経済的打撃が大きい中、高等教育を受ける子供が、家庭の事情で進学を取りやめようというようなことがないよう、また、誰1人取り残されることがないよう、内子町独自に給付型の奨学資金を考えたかどうか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。議員の内子町独自の給付型奨学金の創設のご質問にお答えいたします。奨学金につきましては、貸与型、給付型など様々な選択肢があるということは、やはり学生にとっても個々の実情に応じたベストな選択が出来ます。何らかの理由で経済的に不安定な家庭の学生にとって、給付型奨学金は経済的な支援という観点からも、その意義は大きいと考えております。内子町の独自の給付型奨学金の創設については、財源をどうするのか、また制度設計をどうするのか、などを踏まえながら、今後検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。この町独自の制度設計ということで、財源確保、また制度設計をこれから考えるということなんですが、これひとつ前向きにですね、早急に検討していただいて、やはり内子町は子育て支援に特化しておりますよと。やはり、他所のお隣の町とですね、比べて内子町は子育て支援、あるいは経済的高騰対策等に、移住定住促進というようなことで、人口減少にも取り組んでおりますよというようなことで、やはり、特化した形での取り組みというののもあってもいいんじゃないかと思っております。ぜひ、やはり将来的に考えても、内子町独自のそういった給付型があってもいいのかなと思っております。これ国の方も、今の給付型奨学金の対象を2024年度からですかね、中間層にも拡大するというようなことで公表されております。そういった国の対応も進んでおりますので、ぜひ内子のほうもですね、今の検討していただけたらと思います。またこれは教育の方ですが、どのような経済状況の家庭に生まれてもですね、高等教育を学びたいと思ったら学べる社会に変えるべきだと思います。そういった独自の給付、奨学資金は、中長期的に見てですね、子どもへの投資だと思います。これ、将来を背負う子どものためにですから、その辺は考えていただいて、早急に取り組むようお願いをしたらと思います。

それでは次の第3項目目に入りたいと思います。これハラスメント防止についてであります。1点目として、内子町職員のハラスメント防止等に関する要綱を平成29年8月1日付け、告示第72号で定めてありますが、条例として制定する考えはあるのかないのか、伺ったらと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（菊地幸雄君） それでは、久保議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。内子町職員のハラスメント防止等に関する要綱につきましては、内子町の人事行政の公正の確保、職員の利益の保護、職員の能率の発揮、及び職員が個人としての人権を相互に尊

重し、快適に働ける職場環境づくりを目的に制定をしております。要綱では、職員のセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティーハラスメントなど、各種ハラスメントの苦情相談へ適正に対応するため研修を行うとともに、相談窓口や苦情処理委員会を設置し、ハラスメントの対応などによっては信用失墜行為に該当するものとして、懲戒処分等にもされますので、実効性も確保されていると考えております。以上のようなことから、現在のところ条例化する予定はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい、今のこのハラスメント防止等についての条例化は考えてないということなんですが、これ条例の制定する上では、これ行政職員の中でのハラスメント防止条例を制定する方法とか、また私たち議会も、議会としてのハラスメント防止条例等の2通りあるのかなと思うんですが、制定に。それを2つ、その中身を1つにした条例というのも、どうも調べてみたら他の市町であるようです。これいろいろ方法はあると思うんですが、これはやはり町としても、職員間でのハラスメント防止、これ非常に大切なことだと思うんですが、やはり意識づけとして、要綱じゃなくってやはり条例として制定すべきじゃないかと思います。やはり、職員としての意識づけ、やはりそれぞれ上下の関係は、ハラスメントの発生防止ですから、その辺のことも考えると、意識づけとしてやはり条例化して、取り組むほうがいいんじゃないかと思います。これ議会の方でも、今、議会の話ちょっとするんですが、議会改革特別委員会があって、その中で議会としてのハラスメント防止条例を作るべきではないかという声が上がっております。これは議会としても、やはり議員同士、あるいは議員と職員等のハラスメント、そういったことも考えていかなきゃいけないのかなと思ってるんですが、そういったことで議会の方も、その改革に向けて進んでおります。やはり自治体の方、行政の方も、やはり条例化というようなことで取り組むべきだと思うんですが、再度確認します。町長、その辺の考えは、もう条例化として考えてないという判断でしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、条例化についてはですね、今要綱で動かしております。それで実際、ちゃんと、しっかりとですね、動かしていつているということと、もっと町民全域にですね、全体にですね、関係するというようなものであれば条例化をしてですね、いろんなお知らせなり、取り組みをしていく必要があるんだろうというふうに思っておりますけれども、現在の要綱でですね、現時点では十分ではないかというふうに考えております。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。必要性を感じたら条例化するというようなことであろうと思います。

それでは、次の2点目に入りたいと思います。ハラスメントは人権侵害であり、起きてはならないことは当然であり、どの言動がハラスメントに当たるのかは、状況や受け止め方にもよりますが、職員に対する研修の実施状況はどうか、お伺いしたと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えを申し上げます。ハラスメントに関する研修につきましては、要綱を制定いたしました平成29年8月に「職場におけるハラスメント防止のために」と題して、83名の職員が、研修を受講いたしております。また令和3年9月には、「コンプライアンス研修」を2日間行い、研修を通じ166名の職員が、職場でのハラスメントについての理解を深めております。研修内容につきましては、ハラスメントの種類と定義、職場における各種ハラスメントについての現状や加害者となった場合の法的責任などのほか、どこがパワハラに当たるのかなどの事例検討などを行っております。また、今年度につきましては、来年1月に互いの人権を尊重し、誰もが働きやすく活躍できる職場環境を整えることなどを目的に、「若手職員」と「管理職員」に分けて、それぞれの立場に見合った内容での「ハラスメント防止研修」を予定いたしております。今後とも、こうした研修などの機会を通してハラスメントに対する理解を深め、人権意識を向上させることで、快適に働くことのできる職場環境づくりに努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。研修を重ねておられるという中で、どのような関係性における、どの行動がハラスメントに当たる可能性があるのかを確認しながら、加害者、被害者の権力関係を、改めて確認しながら、被害者がどのような受け止めをするのか、こういった可能性が高いかについて議論をしていく必要があると思います。研修の中で、今のハラスメント等に対して、心配のない明るい職場となるように努めていただきたいと思います。

それでは、最後の3点目として、ハラスメント事案について相談できる体制は整備されているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えいたします。ハラスメント事案についての相談

体制につきましては、要綱第7条の規定に基づき、総務課が窓口となっております。原則として、総務課の職員複数名が相談員として対応し、相談者、該当者、また場合によっては、関係者から話を聞き取り、内容の把握を行い、解決に向けた取り組みを行います。また、ハラスメントのケースによっては、職場で相談をしづらいときもあるかと思いますので、適宜、厚生労働省のハラスメント悩み相談室など、外部の相談窓口の周知も行いながら、対応を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。ただ今の相談窓口の設置についてはこの要綱、第7条にうたってあると思います。その中で、これちょっと疑問に思うのは、苦情相談を受ける日時及び場所を指定すると、必要な体制を整備しなければならないとあるんですが、これ、ハラスメントの被害は、時には極めて深刻である場合があると思います。ここにうたってある日時場所を指定するのではなく、いついかなるときでも受け付ける体制が必要じゃないかと思います。この条文については何かちょっと、私1人かもしれませんが、ちょっと疑問を感じますが、その点は別に問題ないと判断されておるのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい、この点については議員ご指摘のとおりでございます。要綱については、このように規定をさせていただいておりますけれども、実際の運用につきましては、いつでも相談できるというようなことで対応をとっております。また場合によってはですね、時間外であったり休日であったり、そういったときにあっても相談できる対応性はとって整えております。以上でございます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） はい。やはり、この7条については疑問があると思われとる訳ですから、これは条文の変更をやるべきじゃないかなと思います。その点、確認していただけたらと思います。これハラスメントは、お互いのコミュニケーションの行き違いから起きると思います。その場合、ちょっと言い過ぎではないんですかと、そういった意見が言える、職場の環境ができることが大事だと思います。職員1人1人が、その点、十分意識づけしていただいて、こういったハラスメントにおける問題が起きないように、職場環境づくりを管理者が先頭に立って取り組んでいただきますように、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。午後1時50分から再開します。

午後 1時 38分 休憩

午後 1時 50分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（向井一富君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。12月議会に当たり、質問通告書に基づき、大きな項目、4点質問させていただきます。

最初に、人口減少問題についてお尋ねいたします。先般、ニュースで2060年には、愛媛県の人口が4割減の約78万3,500人になると。また、内子町も5,825人との衝撃的なニュースを目にしました。もちろん、愛媛だけではなく全国的にこのような傾向ではありますが、改めて数字を見ますとショックでございました。世界規模では、人口はアフリカを中心に増加し続けております。国連の統計では、1927年の世界人口は20億人でしたが、2060年には100億人を超すと予想されています。アジアでは、韓国、中国も減少期に入っております。適正な人口を保つことにより、人口ボーナスと呼ばれる経済的恩恵を受けますが、やがて高齢化が進むと、人口オナーナスといって、労働力不足、社会保障費の増加による経済力の低迷につながると言われております。まさに今、日本は人口オナーナスの時期になっているのではないのでしょうか。この現状を見るにつけ、何か本気で手を打たないと、日本は大変なことになるような気がしてなりません。このことは、しっかりと国が取りかからないといけないことではありますが、減少はまず地方から表れてきます。このままが進むと、内子町も町が消滅してしまう可能性があります。内子町がそうならないためにも、今、手を打たないと、いつやるのでしょうか。内子町総合計画後期計画の、内子町の人口推計シミュレーションに示された人口の予想推移の折れ線グラフがありますが、これまでも内子町において、移住政策、子育て支援、一次産業などのてこ入れ等、様々な施策によって総合戦略の後期計画の人口シミュレーションより、現在の内子町の人口の推移は、社会人口問題研究所推計プラス、出生率2.1人、プラス、移住者0の一番上限の線で推移しているように思います。今起こっているウクライナの問題を見るにつけ、日本の近隣においては、現在戦争をしている人、ミサイルを容赦なくばんばん打ち上げている人、もともと台湾と尖閣諸島は自国のものだと言主張する人、日本の島を不法占拠して勝手に開発している人等々、安全保障状況は、とても不安定であります。今の日本の東京一極集中の在り方は非常に危険で、地方分散することが絶対必要だと考えますが、現状はどう認識されておるか伺うとともに、内子町の人口も、シミュレーションでは2045年に一番少なく見積もって9,100人、一番高く見積もって1万800人と予想されておりますが、先程申し上げた観点からも、

小野植町長の公約にも取り組んで進めていこうとされております。移住政策、子育て支援、産業の強化、福祉の充実と総力を挙げて、極端に言えば、最低現状維持の1万5,000人の目標にするくらいが良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、向井議員さんのご質問にお答えをいたします。第2期内子町総合計画後期分における、人口推計シミュレーショングラフの直近の数字でございますけれども、このグラフは国勢調査の人口をもとに推計いたしてございます。計画に掲げた2020年の人口目標数値1万5,700人に対し、国勢調査の結果は1万5,322人となっており、目標値を378人下回っております。想定を超える人口減少が急速に進んでおり、このままでは2045年の人口目標、1万800人を達成することは非常に厳しい状況となっております。また、人口減少は内子町だけでなく、県内外全ての市町で進んでおり、人口減少対策を政策の柱に掲げる愛媛県ともより連携を密にしながら取り組まなければならないと考えております。以上のことから、当面は現状の目標達成に向けて対策を強化してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ご答弁ありがとうございます。先程も申しましたように、小野植町長が公約に掲げられております全ての事柄を、しっかりとやりまして推進していただくことにより、数字的には良い結果が残せるんだろうかなと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

この項目の2点目、人口の増減には出生率が影響すると言われております。先進国では、アメリカは人口が増え続けております。フランス、スウェーデンとかは、手厚い子育て支援が功を奏し、出生率の低下に歯止めがかかったと言われております。地方人口減少を防ぐためにも、少子化等対策をさらに積極的に取り組む必要があると考えます。そこで、内子町においても様々な子育て支援を取り組んでいただいておりますが、子は国の宝、地方の宝という昔からの思いは変わりはありません。さらなる手厚い子育て支援策が必要だと考えますが、先般、伴走型子育て相談支援、出産子育て応援交付金事業が厚生労働省より発表がありました。このことについて内子町はどのように取り組まれるつもりなのか、お尋ねいたします。

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石保健福祉課課付課長。

〔上石由起恵保健福祉課課付課長登壇〕

○保健福祉課課付課長（上石由起恵君） はい。ただ今ご質問のありました、出産子育て応援交付金の事業の内容、通告にはこのようになっておりますので、内容についてご説明をさせていただきます。この事業は二本の柱から成っております。一つ目が「伴走型相談支援」でございます。保健センターの保健師等が、妊娠届時と妊娠8か月頃、そして、出産後の時期にタイムリーな面談を実施し、妊婦や子育て家庭への不安解消とともに、見通しを立てた出産や育児への支援を行うことで、孤立や虐待の予防を図るものでございます。二つ目は、「経済的支援」です。妊娠届出時に出産応援ギフトとして5万円相当、出生届後に子育て応援ギフトとして5万円相当の経済的支援を行うものでございます。対象は令和4年4月以降に出産された全ての方となっています。費用につきましては、国3分の2、都道府県6分の1、市町村6分の1となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先程も申しました、子どもは本当に国の宝、地域の宝でございますのでしっかりと子育て支援に心血を注いで、将来を担う子どもたちをですね、しっかりと育ててほしいなという感じを思っております。よろしく願いいたします。

この質問の3点目に移ります。人口の地方分散においては、地域の産業の創出が必須だと考えます。ウクライナ問題で、世界の食糧問題が非常に上がってまいりました。世界人口の急激な増加、気候変動により今後益々、食糧不足が予想されます。やはり食料品は、自給自足が原則だと思います。さらなる農業支援と、また、働き口の確保も喫緊の課題です。内子町の産業別人口推移でも、一次、二次産業の衰退が如実に減退しております。内子町は、高速道路のインターチェンジ、また、JRの特急の停車駅にもなっております。新たな企業誘致、好条件がそろっている町だと考えます。企業誘致活動を積極的に行っていく考えはあるか、お尋ねをいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○（小野植正久君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。第一次産業の支援では、今年度、持続可能な力強い農業を将来にわたり実現するため、親元就農者を支援する制度を創設いたしました。また、林業分野でも、林業事業体に就業した場合、給付金を支給する制度を創設するなど、担い手確保に取り組んでいるところでございます。その他ブドウやキウイフルーツなど、高収益作物に移行するために、農林業施設補助など、農家の所得向上のための支援にも継続的に取り組んでおります。第二次産業の支援につきましては、「内子町はじめるつなぐ商工活性化支援事業」を新設し、創業、起業や事業拡大、事業継承に係る支援を行っております。また新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者への支援を積極的に進めているところでございます。今後も状況に応じまして、必要な支援を行ってまいり

たいと考えております。企業誘致につきましては、県が主催する企業向けの説明会に参加するとともに、個別に企業訪問をしながら誘致に努めているところでございます。内子町に来ていただく企業に対しましては、内子町企業誘致条例に基づき、固定資産税の減免や、雇用者に対する奨励金等の支援を行っているところでございます。今後とも、第一次産業、第二次産業の活性化に向け、また企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） たくさんの制度、準備していただきまして、農業にも新規参入された方も地元にもおりますし、親元就農をされている農家さんもおいでます。特に、親元就農は即戦力として、効果があらわれると思うんですけども、今の枠組みより増やすっていうことは出来ないものなののでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 枠組みと申しますのは、予算のことでしょうか。

○4番（向井一富君） はい。

○町長（小野植正久君） はい、これにつきましてはですね、一応の予算化をしておりますけれども、もし既にですね、いろいろ問合せもいただいているところでございますけれども、予算が不足するということであればですね、それは補正等で対応させていただくということに対応させていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。農業支援に対する町長の強い意志を感じさせていただきました。しっかりと、親元で後継者として残られる皆さんに、我々も声をかけたいなと考えました。

続きまして、入江工研が企業誘致の関係で入ろうとされとったけれども、今、もうこの話はなくなったっていうことなんのでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 入江工研さんがですね、内子町で創業したいというようなことでお話もいただきながら準備を進めていたんですけども、以前に議員の皆様にもご説明させていただきましたようにですね、今の関連でですね、どうしても会社の経営上進出することが難しくなったということでございまして、断念せざるを得なかったという状況にあります。ただ土地は当然ございますので、また新たな企業さんにですね、今企業誘致活動を行

っているところございまして、働き場所の確保ということで、現在も町内にも働く場所というのはもちろんあるんですけども、新たなですね、そういう場所の確保ということで、今活動を行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） はい、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

この質問の4項目目に入らせていただきます。各企業が社員に対して実施しております貸与奨学金の返還額の一部または全額を支援する取り組みについて、これまでは、各企業から社員の方に直接支援する方法のみでございましたけれども、2011年4月よりは、企業から日本学生支援機構に直接送金することを受付する制度も始まっていると聞いております。内子町もこの制度を積極的に取り込みながら、IターンUターンの促進を図るべきだと考えますが、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町並・地域振興課課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課課長登壇〕

○町並・地域振興課課長（畑野亮一君） はい、奨学金返還支援制度につきましては、平成30年6月議会において大西議員から、令和元年9月議会において関根議員からそれぞれご質問を受けた経緯がございます。当時は、内部に検討委員会を設けて支援策について検討しておりましたが、奨学金を受けた者だけを対象とするのは不公平感があるという意見があり、教育ローンの返還など、幅広く支援する方向で検討したものの、結果的に制度設計には至りませんでした。その後は、コロナ禍の中で事業者の皆さんが大変な状況になり、町といたしましても、事業者支援に力を注いできたところでございます。そのため現在内子町において、IターンUターン促進のための奨学金返還支援制度は設けておりませんが、愛媛県においては、中核産業人材確保支援制度を設けております。この制度は、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生の県内定着及びU I Jターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、この制度に登録した県内の企業に就職した場合に、愛媛県と登録企業等が出捐した基金により奨学金の返還を助成するものでございます。町といたしましては、まずはこの制度を積極的に活用してもらうよう、企業への働きかけと周知に努めてまいりたいと考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。この項目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、大きな項目の2番目、空き家対策についてお尋ねいたします。この政策も、人口減少対策の一環ではあると考えますが、大阪在住の知人が数年前から内子町に興味が

あり、移住も考えているがホームページの空き家バンクサイトをいつ見ても同じものばかりであり、空き家は多いとは考えるけれども内子町は移住者を受け入れる気があるのか。と、問われておりました。そこで空き家バンク政策の現状はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えをいたします。内子町が行っております空き家バンクにつきましては、「内子町空き家バンク設置要綱」に基づき運用をしております。空き家バンクへ登録を希望される方は、空き家バンク物件調査申込書を提出していただき、その後、空き家所有者立会いのもと物件調査を行い、活用可能な物件の場合は、空き家バンク登録申込書を提出していただき、ホームページなどで紹介をいたしております。ただし、老朽化が著しいものや、大規模な修繕が必要なものは、また、空き家の所有権を有する方全員が、空き家バンク登録に同意されない場合、こういった場合には登録出来ないことといたしております。次に、空き家バンクの物件登録状況についてご報告をさせていただきます。これまでに、空き家バンクへ44件登録いたしております。そのうち30件が成約済み、または、契約成立見込みとなっております。残り14件を空き家バンクで公開して、希望者を募集しているところでございます。今年度の状況につきましては、空き家バンクへの新規登録が8件となっております。また、登録物件への問合せは18件、そのうち、物件の内覧まで行ったケースが8件、契約まで至ったケースが2件、また現在、契約成立見込みとなっているケースが1件となっており、物件の登録が徐々に増えることで、問合せも増加傾向にございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先程の答弁にありましたように、時が経つとやっぱ空き家も、再利用出来ないような形になりますので、自治体において、空き家情報、農地などを含めて、地域づくりを含めて関わってもらようなシステムというか制度みたいなものが何か出来たら、身近な情報がどんどん入ってきやすくなるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺のお考えはないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今現在そういった制度を設計しまして対応はしておりませんが、例えば町のほうで移住マネージャーを委嘱しておりますが、そういった方々、また、地域おこし協力隊、また協力隊OB、そういった方々が中心となりまして、移住者のご意見を聞いていただいたり、またご要望に応じていただいたり、町につないでいただいたり、そ

ういった対応をさせていただいておりますので、そういったところで町としての移住促進を進めていきたいというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） やっぱ空き家問題って地域にもかなり影響をすると思うんです。やっぱ、隣近所が空き家になるのはちょっと寂しいものがありますので、この地域づくりの関係で、自治体にも本当に積極的な何か関わっていただくようなことも考えていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、もう一度、そこら辺、お考えを聞かせてください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） しばらく前の話になりますけれども、内子町内で、空き家状況の調査などをしたことがございます。たくさん、その時にもですね、400件を超えるような空き家が内子町にあるということは把握した訳なんですけれども、それらの物件1つ1つにつきましてその状況を調査いたしますと、やはりなかなか所有者の方々にいろんな条件がございまして、今すぐ貸せますよというような状況の物件が少なくなっております。また、そこの中でもですね、貸してもいいというような条件がそろうような物件につきましては、当然場合によっては地域の方々、また自治会等にもですね、連携をいたしまして進めていきたいというふうに思っておりますし、またこういった移住版空き家バンク、また空き家バンクを活用した住宅改修にも支援をしておりますけれども、そういった方々との条件の1つに、地域づくり、地域に入っただけの地域活動、そういったことを積極的にしていただくというようなことも記載してございますので、そういったところもうまく運用しながらですね、地域を挙げて移住を進むような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） はい、ありがとうございます。的確に答弁いただきました。うちの地区にも、2件の移住者の方がおられまして積極的に活動に参加されて、活気が出ておりますので、ぜひ自治会を巻き込んだ対策を重厚に進めていただきたいという希望を申し上げまして、次の質問に入らして、2点目に入らせていただきます。

次に、松山在住の知人が所有している、内子町大瀬にある空き家を内子町に寄附したいのだがと申し入れをしたが断られたとのことでした。それはなぜかということで、その制度的に、不動産の寄附が受け付けていないのか、その経緯が分かれば教えてほしいと思います。そのときに対応された担当者の名前とか部署は、その方いわく覚えていないということですので、部署、人の特定は出来ない訳ですけれども、こういう事例の想定さ

れる範囲での答弁をお願い申し上げます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えを申し上げます。空き家や山林、農地などの所有者の方から、維持管理が出来なくなったことなどを理由に、町へ寄附の申出をいただくことがございます。町において活用可能と判断したものについては、寄附を受けたこともございますけれども、これらの物件の多くは町で活用することは困難であり、寄附を受けた後の維持管理費用を考慮いたしますと、基本的には寄附をお受けすることは難しいと考えておりますので、ご理解ください。以上、答弁とさせていただきます

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） よく分かりました。その方にはそうご返答させていただきたいと思っております。

続きましてですね、エネルギーの地産地消についてお尋ねをいたします。日本の原発も、59基中26基が廃止及び廃止措置中になっております。この冬も、12月1日から3月末まで節電要請が発動されたところでございます。また、火力発電は二酸化炭素を排出することで見直されておりますし、ウクライナ問題等で、石油石炭の価格高騰や輸入も困難になってきている状態で、先日の新聞報道でも電気料金をこの冬28.08%の値上げと、大きく取り上げられました。ロシアのウクライナ侵攻においても、ロシアによる攻撃はエネルギー供給元のインフラ攻撃により、国民の半数が真っ暗な夜を、寒い夜を迎えないといけない状況にあります。これを見ますと、対岸の火事ではございません。我が国事として、エネルギー問題に地方も積極的に関わる必要があると考えますが、エネルギー源の分散、地産地消は、加速して進める必要があると考えております。現在の町内で発電されている太陽光、バイオマス発電等の電力が、一般家庭の何軒分ぐらいに相当するのかをお尋ねいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それではただいまの向井議員のご質問にお答えいたします。現在の内子町内における太陽光で発電されている電力につきまして、町として把握できるものは、「内子町地球温暖化対策設備導入事業」により補助をしているものに限られ、太陽光設備の発電で、補助件数は令和4年11月末現在で148件、この発電量の予定量は年間約80万kWと想定されます。しかし、これは内子町の一部にしかすぎません。今回、町内というご質問ですので、現在、把握できる数値といたしまして、経済産業省、資源エネルギー庁が発表しております、再エネ特措法の情報交換ウェブサイトによるFIT認定分

の数値を用いて推定を行わせていただきました。先程の補助件数を含めました内子町の太陽光発電導入の状況は、10kW未満367件、10kW以上が96件で、導入容量は年間540万kWと想定されます。環境省の家庭部門の二酸化炭素排出実態調査におきまして、2019年の一般家庭の電気消費量は年間1世帯当たり、平均4,047kWと公表されております。このことから、太陽光発電は内子町の概ね1,350世帯、11月末現在の内子町の世帯数が7,022世帯のため、内子町の世帯の19%相当になると思われまゝ。また、木質バイオマス発電におきましては、現在内子町では2か所で発電を稼働されております。両発電で年間一般家庭約3,000個分相当の電球の発電を想定されており、世帯43%相当の電気が作られることとなります。よって、太陽光発電につきましてはFIT認定分のみであり、全ての数値を把握出来ておりませんので、あくまでも仮定の数字となりますが、内子町の世帯の約60%相当の電気が発電されていると推定されます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） はい。改めて数字を見ますと、かなり自給自足に近づいているのかなと感じました。以前県外の議員さんから、内子町のSDGsの取り組みは先進的であるということであつちと研修したいんじやが、どういうことを取り組んでおられますかつていうことで尋ねられました。多分バイオマスのことじゃないかなということ、お答えをさせていただいたんですけれども、こういう大体40%ぐらいのバイオマス発電と19%の太陽光発電、この数字を見ますと、しっかりと、SDGsに前向きに取り組んでいるところところがしっかりと表れている数字ではないかなと思うんですけれども、さらに自給率100%を目指す意味でももう一歩踏み込んで政策を進めていただきたいなということを考えております。その中で、この項の2番目になりますけど、今までにも発電、蓄電等の助成制度を実施していただいていると、しっかりと取り組んでいただいておりますが、なお一層、早急に拡充する必要があると考えるが、もう一歩踏み込んだ取り組みをあるかないか、お考えをお願いしたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。内子町では、内子町環境基本計画に掲げる町内の自然エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、2012年度から地球温暖化対策設備導入事業によって補助事業を実施しております。太陽光発電設備、家庭用蓄電池、木質バイオマス利用設備などによります補助を行つておきまして、今年度からZEHを対象に加えて対応しております。令和4年度11月末での補助実績は、太陽光発電設備が148基、バイオマス利用設備が14基、家庭用蓄電池が38基、家庭用燃料電池が3基、ZEHが1件という状況になっております。近年、

補助予定件数に対し申請数も多かったことや、申請締切り後に問い合わせがあることもあり、今後、脱炭素社会を目指すためには、一般家庭での再生エネルギーの普及も不可欠と考えております。地球温暖化対策設備導入事業におきましては、助成制度について拡充を含め、要綱等の検討を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 引き続き頑張って取り組んでいただきたいと思います。以前ですね、水力発電のほうも何か計画に入っとったと思うんですけども、水力発電のほうはどうなっとるのでしょうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい、ご質問ありました水力のことなんですけれども、調査等を行いました、その時点ではちょっと費用対効果の面におきまして、ちょっと利用が、導入が難しいという結果をいただいておりますが、今回再エネ導入目標戦略っていうところでもまた改めてそちらについても検討を行うようにしておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） はい。町のホームページの内子町のまちの紹介のところで、1番最初に出てくるのが屋根つき橋や水車小屋があると、先頭のところで説明はしてあります。この水車が至るところにあった風景が今度は穀物をつくるんじゃないんですね、電気を起こすその風景があちこちに見られたら、また内子の田舎のマッチした風景にもつながるんじゃないかなと思いますので、引き続き、最大限の検討をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして最後の質問に入らせていただきます。消防団の運営でございます。消防団の存在は、地域の防災減災、安全安心、地域づくりにとっても大切な存在であるし、頼もしい存在でもあります。しかしながら、こここのところ消防団の成り手不足、高齢化等が全国的にも問題になっていると思われます。そこで、内子消防団の現状はどうなっているのか、平成に入ってから部の状況、部数の推移等をお聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えいたします。本件に関しましては、確かな記録が3町合併後のものとなりますので、平成17年度からの推移についてのお答えとなります。

すことをご了承いただきたいと存じます。3町合併当初の平成17年度には、内子町消防団に、52部ございましたが、令和4年現在ですけれども49部となっております。その推移につきましては、平成19年度に内子分団第5部、大瀬分団第7部、小田方面隊本部が廃止となり49部となっております。また、平成22年度に御祓分団第3部が廃止となりましたが、同年度新たに女性部が発足しましたことから総数49部に変更はございませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 3つだったのですかね。廃部になった部については、統合になった時点で施設やそのポンプとかの設備はどういう管理状況になっておりますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） この点につきましては行政、それから消防団、地域が一緒になって検討をいたしましたけれども、結果といたしましてはほとんどのところがですね、その当時の詰所、それから車両、ポンプが残っているところが多くなってございます。結果として統合した部がですね、両方のポンプであったりとか、車両、そういったものも、現在も所有管理している状況が残ってございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） はい、そしたら、ちょっとこれこの時点で聞きたいことあるんですけど、次の質問をさしてもらってから、質問させていただきます。

この消防団に関する2項目目でございます。いろいろな事情によりまして、各部においても、団の運営が困難になってきていると考えます。そんな中、団員報酬の見直しが発表され、現実に動いておりますが、分団及び部の運営が予算面でどうなっているのか。消防団OBの方たちは口をそろえて、分団及び部の運営に、手当の個人振り込みをされるということで、伝統は守っていけるのかと心配されておられます。そこで、消防団員報酬が個人振り込みになった理由と、分団及び部の運営費用はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えいたします。消防団員報酬支払いに関しましては、その債権者は団員個人でございますので、本来報酬は団員個人に支払われるべきものでございます。しかしながら、以前からの慣例により分団や部へまとめて支払いを行ってきたものでございます。近年度消防団を取り巻く状況といたしまして、担い手不足や頻発化、激

甚化する災害時の対応による出動回数の増加や負担増などがあり、こういった状況を受けて、国では消防団員の処遇等に関する検討会において、その対応策などについて協議をされたところでございます。この検討を受け消防庁では、非常勤消防団員の報酬等の基準を定め、令和3年4月13日付けで消防庁長官通知が発出されました。その中で、報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し活動記録等に基づいて市町村から直接支給すると明記され、報酬等の団員個人への直接支給が徹底されたところでございます。これを受け、内子町におきましても今年度の消防団員に対する報酬について、団員個人への直接支払いを徹底しているところでございます。次に、分団運営交付金についてでございますけれども、消防団の各分団を運営していくために必要な経費として、今年度も当初予算に計上し、既に支給を終えているところでございます。また、各部で所有する消防車両やポンプなどの管理、点検などに要する経費として、昨年度まで支給いたしておりました車両整備手当につきましては、今回の団員報酬改定に伴い、国の消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書の中で、車両、機器、倉庫などの点検や清掃など即応体制をとるために必要な作業については、年額報酬とすることが適当、つまり、車両整備等に関する手当は年額報酬に含まれるとの考えが示されました。これを受け、内子町におきましても年間報酬に含めるものとして支給することとした次第でございます。このことについては、昨年度より消防団幹部会において、報酬改定などと併せ説明を行ってまいりました。しかしながら、今年度に入り実際に新しい報酬額、報酬の支払い方法等での運営が始まりますと、部の統廃合などにより車両やポンプなどを複数所有し、管理していただいている場合における支援などについて、様々なご意見をいただいているところでございます。こうしたことから、その労力やご負担を勘案させていただき、全体の支給バランス等も考慮しながら現在その対応策について検討させていただいているところでございますのでご理解ください。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先程の答弁においても、個人報酬においてはいろんな活動とかを記録して、しっかり記録して報酬に反映させて支払うという答弁をいただきました。ポンプ車、ポンプが遠くに統合された遠くの元の部のところにはまだあるという状態の説明をいただいて、遠くまで行って活動を余分にして帰ってこないといけない、もうそれが統合されて、自分とこに地元にあるなら、それはもう100歩譲って来られる消防団かもしれませんけれども、やっぱ遠いところへ機械を点検するために行くし、そちらも見回って走らないといけないっていう負担が、そこら辺も記録していただいでですね、しっかりと実情に応じた報酬、運営費用ですね、支払っていただくようお願いしたいと思います。再度お願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。繰り返しになりますけれども、先程申しましたが、例えば1つの部で2つのポンプを所有し管理しているところ、また2つの詰所を所有し管理しているところ、ございます。そういったところにつきましては、具体的にその2つの詰所をポンプを管理するのに何人ぐらいが必要か、あるいは何日ぐらい、どのぐらいの時間が必要か、そういったところを根拠にいたしまして、対応策を考えているところでございますのでご理解をいただいたらというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。以上であります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。午後2時55分から再開します。

午後 2時 42分 休憩

午後 2時 55分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） よろしく申し上げます。新型コロナウイルス感染症については夏の第7波後に終息に向かうのではないかとおりましたが、感染力の強い新たな変異株の報告があり感染者数も増えてきたということで、まだまだ油断ならない状況であると感じます。社会的な動きとしましては、入院保険の対象が縮小され、第5類へとする動きが見えるなど、コロナでの自粛から正しく恐れ、対策をし、社会経済を止めないという方向へ舵を切っているのではないかと感じております。国の施策である全国旅行支援のおかげで、秋の連休では内子座落語祭りなどのイベントや、好天にも恵まれたことから、町内の観光客も増え、商店街の事業所からは、「コロナ前よりは少ないが、対応の仕方を忘れていたところにお客さんが増えたので、リハビリ期間が欲しかった。」と笑いながら、うれしい悲鳴を聞きました。コロナで冷え切った経済や、ロシアによるウクライナへの侵略行為の影響による物価高対策として、国、県、町には、あの手この手での支援を求めているとあり、我々町民も何とか生活ができ、厳しい冬も乗り越えられるのではないかといいところであり、感謝しかありません。ですが、現在の感染者数を見てもう既に第8波に入っているのではないかと感じられ、年末年始に自粛要請などがあれば、嫌になったり、もたなかったりする事業所が出てくるのではないかと感じます。私の個人的な考えですが、旅行支援がなくても動きたい人

は動く、国がお金を使って必要以上に人流を促し、コロナ感染者数が増えれば、また人流や経済を止め生活支援でお金を使い、落ちついたらまた旅行支援をするといった負のループを、よくもまあ凝りもせず何度も何度も繰り返せるなあと、ある意味感心しております。事業に対しての検証をしていないのか、中長期的な影響や多方面への影響などは、何も考えていないのかと感じます。国単位の大きいことは別に考える人がいるのでこの辺にし、私の周りから良くしていきたいという思いから、今回はキャッシュレス決済事業と、食品ロスの質問をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

内子キャッシュレス決済プレミアム還元事業は、3月11日の予算決算常任委員会で「新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている町民及び町内事業所を支援するため、キャッシュレス決済のポイント還元を行うものです。これにより、消費喚起と地域経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス決済を普及させ非接触型の「新しい生活様式」への対応を促進します。」という説明でした。還元率25%で、ポイントによる還元、1回の決済での還元の上限を4,000円利用分の1,000ポイントとし、ひと月の上限を5,000ポイント、2か月間で、1人当たり最大1万ポイントということでしたが、直前で確認させていただいたところ、au Pay、d払い、Pay Payの3つの利用者は、3万ポイントまで還元されるということに驚きもしました。その後、11月には生活圏が一緒である大洲市も同様の事業をしましたが、還元率は20%でひと月のみということで、内子はすごいなあと言ってもらい、今回も事業開始時点では近隣市町より1歩抜きんでているように感じます。内子は最初はいいのだけれど、真似たところに抜かれていくといつも耳にし、一生懸命開発したものを盗んでいく韓国や中国と日本の関係のように思えて悔しいので、素早い検証から今後どのように役立てていくか、質問したいと思います。

質問事項1の(1)ですが、私の周りの声から判断するに、事業は大変好評で、利用者の線引きが出来ないということから町民以外の利用にもポイントが還元され、人の動きが増えたことから当初の1,850万で足りたのか心配であります。事業費の執行率はほぼ100%であろうと思いますが、執行率を伺えたらと思います。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町並・地域振興課課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課課長登壇〕

○町並・地域振興課課長（畑野亮一君） はい。内子キャッシュレス決済プレミアム還元事業は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、予算額1,850万円で実施いたしました。予算の内訳はポイント還元費に1,350万円、事務費に500万円です。事業実施期間としては、9月と10月は開始当初に新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、その後秋の行楽シーズンや国の旅行支援キャンペーンの影響もあり、消費者の利用回数が想定より増えました。各決済事業者からの速報値によるポイント還元費は想定した1,350万円を超え、約1,624万円となっております。現時点で

不足しているポイント還元費につきましては、当該事業の事務費に充てていた500万円の入札減少に伴う余剰金や、他の交付金事業の余剰金から充当することとし、経費を確保できる見込みとなっております。なお、最終的な請求はまだ出ておりませんので、現時点での事業費の執行率は0%でございます。

○1番(城戸司君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番(城戸司君) はい。他の事業では予算の上限に達した場合、即終了といったようなこともあるかと思います。今回は事務費の余剰金ということで他のところから引っ張るということですが、こういったことができるのはこのキャッシュレス決済とは関係ないんですが、太陽光の補助のときにはジャンケンをしたと、そういったことも聞きましたが、そういったところもジャンケンじゃなくこういう充当が出来たのではないかと考えるのですが、今後こういったことを元に、補助の充当なんか考えることは出来ないでしょうか。町長、一言お願いします。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 小野植町長。

○町長(小野植正久君) はい。今回はですね、一応国のほうから臨時交付金、地方創生臨時交付金という1つの枠、金額が来ました。その中でですね、ある程度最初は当然、ここに幾らここに幾らってこう区分をするんですけれども、それについての調整が可能だったということですね、臨時交付金の中で調整したということですが、先程のものについてはですね、これはもう予算がしっかりとこう、縦分けがきちんと出来ておりますのでですね、それについては対応出来なかったということですが、それについてまた次年度から先程の件についてはですね、拡充をするということで考えております。以上です。

○1番(城戸司君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番(城戸司君) 追加をすればできるのであれば、同条件で貰える人、貰えない人っていうのが出てこないように柔軟に対応していただけたらと思います。

それでは(2)に移ります。キャッシュレスの利点としては、デジタルということから集計も早く、様々なデータを見ることにより分析することが出来ます。実際に店舗やグループ企業のポイントカード等では、季節や時間帯、年齢などの利用履歴を分析し、仕入れやサービスなどに活用しています。今回のデータを分析することで、次回に生かしたり新たな施策につなげたりできるのではないかと思いますので、今回の利用者の年齢別の割合、町内外及び県外の割合、利用店舗の業種別の割合、月別の利用者の割合などのデータを伺いたいと思います。

○町並・地域振興課課長(畑野亮一君) 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課課長登壇〕

○町並・地域振興課課長（畑野亮一君） キャッシュレス決済に係る効果検証につきましては、各決済事業者へのデータの提供を依頼しておりますが、営業秘密情報に当たることから、開示できるものと出来ないものがあることを事業者より確認しております。また開示できるデータにつきましても、キャンペーン前後と比較するため実施期間中のデータに加えて、前後2か月間のデータ提供を求めており、各事業者からのデータ提供は来年1月ごろになる予定でございます。なお、提供されたデータにつきましては、現在準備を進めているキャンペーン参加店舗を対象にしたアンケート調査の結果とともに、町のホームページで公開する予定としております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） まだもらえないということで、今後もらえたら公表できるものは公表していただいたり、直接ちょっと伺えたらと思うのですが1つですね、もし仮にこういうキャッシュレス決済、若者の利用が多い場合ですね、町の人口比率の中で高齢者のほうの割合も非常に高くなっていると思いますので、内子町に合っていた事業なのか、多くの高齢者が使えないものであったらというのだったら、国が促進していてもまだちょっと内子町に早かったんじゃないかということも考えられると思いますので、そういった点も含めて、データ利用というものを活用していただけたらと思います。

続きまして（3）のほうに移ります。私の周りの利用者からは好評であったと先程発言させていただきましたが、店舗からは手数料について不満の声も耳にしております。3月の予算決算常任委員会の際にも発言させていただきましたが、普段キャッシュレスを使わない町民まで利用されると手数料の支出が増えるので困ると。価格の改定をしようかと考えている、といった声をよく耳にしました。利用が増えるということは、お店の売上げが増えるということになりますが、利益についても検討する必要があるのではないかと感じております。成果の検証をする上で、様々な声を拾い上げることや、情報収集が今後の施策に対し有効であると考えますが、利用者や事業者からどのような声を聞いているか、そして浮かび上がってきた問題点や改善点等とともに、今後どのような施策に生かしていくか伺いたいと思います。

○町並・地域振興課課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課課長登壇〕

○町並・地域振興課課長（畑野亮一君） 現時点での聞き取りになりますが、決済利用者からは評価する声を多数いただいております。事業者の評価につきましては、今後キャンペーン対象店舗を対象にアンケート調査を実施し、事業の効果について検証する予定です。詳細

はアンケートの結果を待つことになりますが、一部の事業者からは、売上げが上がり評価する声をいただいております。その一方で、キャッシュレス決済が増えたことによりキャッシュレス事業者を支払う手数料も増えたため、事業に消極的なご意見をいただいた事業者もありました。今後につきましては、アンケートの結果を精査し本施策に生かしていきたいと考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） アンケートの結果、これからもいろいろな事業アンケートをとって、精査していただきたいんですが、今回利用者の声の中にですね、ちょっと1つ、からりで利用出来ないという声があつてですね。町の施策で第三セクターである、からりでの利用というのは、この事業のマストではなかったのではないかと感じておりますが、どうでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） はい、からりのことについてのご質問ですので、農林振興課のほうで答弁をさせていただきたいと思います。QRコードの使用に慣れていない年配の利用者の方も多く、起動作業や読み込みに時間がかかったためレジが混雑することになったと聞いております。また、時期的にブドウや梨など果樹の取扱いで来場者も多く、9月は1年間の中でも最も多い4万人がお客さんで来られております。その中でレジ待ちのお客様よりクレームが多く寄せられたというようなことで、今回からりの判断で直売所での取扱いを停止をしたというようなことを聞いております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 物理的に使えなかったと、で、システムを使えない状況だから決済事業者に対しても、広告等でこの店舗は使えませんというふうにからりを除外してもらったと聞いたんですが、そういったことではなく、利用者側、高齢者などがもたつくから使わないようにしたということではないんですか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） システムの連携上もそういうことが出来ないというようなことが1つと、先程申し上げたコロナ禍安全の対策のためにも、そういうような2つの理由から解除したというようなことを聞いております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） もうコロナの対策の方なんで、そっからのお金なんで、感染は拡大させないように言うなら理解はできるんですけど、システム上というのがちょっと理解出来ないというか、納得出来ないというか。では町並・地域振興課の方に伺いますが、この事業を立ち上げるとき、からりでの利用に対するものっていうのは、やっぱり町内、町の第三セクターの事業としては、やっぱり使えるものであってもらわないと困るのではないんでしょうか。

○商工観光班長（大田陽市君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大田商工観光班長。

○商工観光班長（大田陽市君） はい、先程の城戸議員のご質問なんですけれども、当課としましては、キャッシュレスキャンペーン決済事業者として、からりさんは、当然していただけるものだとことで認識はしておりました。事業がスタートして使えないっていうことを聞きましたので、それだとちょっと事業利用者の方にご不便をおかけするということで、直売所についてはお得っていうマークがつくんですけどもそちらを消させていただきました。ただあのですね、からりのレストランそれからパン工房については、利用ができるということで、引き続き決済事業者としての認定事業者にはなられております。以上です。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） このように商工の方と農林の方とでちょっと、意見が違っているのも、ちょっと課同士の横の連携というものが取れてないのではないかなというのを感じるんですよね。こういう事業をするんだったらやっぱり町が力を入れてるからりで使えるっていうのが第一、1番最初にほかの商店街よりも先にやっぱり使ってもらおうというのが町の思惑であるのかなあっていうのを僕も感じておったんで、みんなから、町民から、からりで使えない使えないって言われても、からり自体が拒否したんじゃないの、としか言いようがなかったんですよね。町がこうやってお金を出したことに、町がね、出資している第三セクターが否定的っていうところも、町民から不満の声を聞いてますので、そこらも含めてちょっと課の連携がとれてないのはおかしいのではないかなと思ってですね、今、農商工連携においてもですね、町並・地域振興課と農林振興課がちょっと分かれているというメリットを感じないんですよね。事業承継についても、同じようなことを、親元就農の農業のほうであったり、商店のほうの事業承継のほうで似たようなことを別々で上げたりしているというの感じますし、以前は産業振興課として一つだった課だと思うんですけど、これ何で分かれているのか。これ戻した方がいいと思うんですけど、町長、どのように考えますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、当然ですね、課いうのは幾つかに、これはどこの町や市でも分かれております。要は連携が出来ておればですね、何ら問題はないわけでございまして、

以前は産業振興ということで商工、そちらの方ですね、担当しておりましたけれども、それはですね、連携をすれば先程言いましたように事足りることでもあります。そういった連携はですね、今後ともしっかりと取っていかねばならないなというふうに思っております。またキャッシュレスについてはですね、これはもう望む望まざるに関わらずですね、これから確実にそういう方向に向かっていきます。ですので、その少しでも皆さんの練習をしていただくという意味もあってですね、今回そういう制度で動かしていきました。ちょっとからりでは先程申し上げたようなことですね、十分な対応が出来なかったという点はございますけれども、確実にですね、そういう方向に向かっていきますので、またそういう目でですね、あと行政のほうも進めていきたいというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） ありがとうございます。町長も言われたようにキャッシュレスの方に向かっていくと、これは世の中そうなっていくんじゃないかというのは当然皆さんも感じておると思いますが、今マイナンバーカードのほうもデジタル庁発足させてもう来年度には全員にぐらいの勢いで言われてますけど、マイナンバーカードも単なる身分証や保険証のかわりとしてのものではなくデジタルへの導入が目的であってですね、現に実証実験も始まっておるし、3大メガバンクで地銀に対しても実証実験に協力するよう、いうふうになっておりますんで、これ今後もキャッシュレスに対して予算がつくのは考えられてくるんで、今回の検証して、次年度すぐつくかもしれませんし、その次つくかもしれんで、もう町民全体が、店舗もそうですし、利用者もそうですし、そういったものを事業者に働きかけをしたりして、何とか内子町は他のところにも、利用者も事業者もお得で良かった、大変良かった事業ですって言うてもらうように何とかしてもらいたい。それだけをつけ加えてこの質問は終わらせていただきます。

次に、質問事項（2）の食品ロスについて移りたいと思います。内子のごみ分別アプリのお知らせにて、今年の文化祭でフードドライブを実施するというのを見ました。アプリを確認したのが文化祭終了後だったため、実際に足を運んでの確認が出来ず少し残念に思ったのですが、食品の提供者や利用者の声はどういったものがあつたか伺いたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただ今の城戸議員のご質問にお答えさせていただきます。食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことを意味しております。この食品ロスにつきまして、昨年10月末について旧町単位で対象地区を選定しまして、内子町における「食品ロス実態調査」を行いました。その結果、内子町の食品ロス発生量は662t、町民あたり1人にしますと115gの食べ物が捨てられている状況と推察されまし

た。内子町ではこれまで食品ロスに対する意識づけといたしまして、「おいしい食べきり運動」の推進や環境学習会での啓発、広報誌を通じての食品ロスの削減に取り組んでまいりました。しかし、この実態調査の結果を受けまして、食品ロス削減に向けた取り組みの一層の充実を図ることの必要性を感じ、今回内子町における食品ロスの状況と削減に向けた取り組みの紹介ということにおきまして、広く町民の皆様が集まられる文化祭にて周知活動を行わせていただきました。また、食品ロスの削減の取り組みの一つである「フードドライブ」についても検討を行っているところでありまして、まず町民の方の関心や理解を図ることを目的といたしまして今回「フードドライブコーナー」を併設させていただきました。今回は、フードドライブ開設につきましての周知徹底がなかなか十分出来ておらず、成果をほとんど得られませんでした。しかしながら展示をご覧いただきました方から「思ったよりも、食品ロスの量が多い状態で驚いた。」また、「家庭で余っている食品等の利用の方法にこういったものがあるということが分かって良かった。」などという感想はいただいております。今回のことを踏まえまして、今後の取り組みに生かしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 食品ロスの問題としては、まず第一に必要以上に買わないことであると思います。自分で利用する野菜などに対しても、傷がないものを選んだりということも廃棄の要因であり、洗ったり、部分的に取り除けば利用できるものも捨てたりしないというような意識改革をしなければならないと今の答弁で感じました。先日の全員協議会で、学校給食の廃棄量は年間で数十kgと説明があり、余りの少なさにすごく驚きました。帰宅して、妻に内子の子どもたちはすばらしいと、誇らしいが家庭では1家庭でも年間数十kgを廃棄しているのではないかと、大人でも子どもに見習うことがあるよね、というのを話したことは今後忘れないようにしなければいけないと思います。

そこで、（2）の質問に移りますが、町民に対する意識づけや認識を高めるといった点では、短期間で定期的な実施する必要があるのではないかと考えます。今回のようにイベントに合わせて実施するのか、それとも、フードバンク用の施設を設置し登録制にするかなどの今後の計画について、何かあるものがあれば伺いたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由起子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。これまで食品ロスの実態や原因、削減のための工夫などにつきまして、先程も申し上げましたが環境学習会などを通して意識啓発を行ってまいりました。昨年の食品ロス実態調査におきまして、食品ロスのうち手つかずに捨てられている食品が約25%もあったことから、食

品ロス削減の取り組みについて、「フードドライブ」を初め、町としての取り組みについても検討を行っております。今回簡易ではありますがフードドライブを開設させていただきました。しかしながら、提供食品の種類、また量、提供方法などという問題もございます。その方法につきまして、今、町としてもどういう取り組みをしていいのかということを探索しているところです。城戸議員のおっしゃられましたとおり、意識啓発は重要なことと捉えております。今回のことを踏まえまして、まずは活動への関心を高めていきたいと考えております。今回と同じように、イベント等を通じまして、フードドライブの取り組みを行い、持ち寄られる食品等の種類や量を把握していきたいと考えております。また、集められた食品等の提供先といたしましては、内子町は現在、子ども食堂や社会福祉団体などがございますが、定期的、継続的な支援を行うためには、用いられる食品の種類や量も様々なため、寄附する側と受ける側の相互のものの情報の循環システム作りが重要と考えております。コミュニティーパントリーなどといったものもございますが、そういったことも含めまして、せっかく寄附していただきました食品等が、無駄なく上手に活用されるための仕組みづくりも考えながら、今後の取り組みを行っていきたく思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 室長の答弁大変すばらしく、内子の未来は明るいものだということも感じます。全国的にも新しい取り組みということでやっているとところも少ないんですが、エコロジータウン内子も掲げておりますし、内子という風土、田舎の助け合い推進の良さというものもあります。なので、町長と言わずここにいる、この議場にいる全員が率先してこういった事業をいろいろな形で成功に導いていけて、素晴らしい内子町がPRできるようにしていきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 次に、林博議員の発言を許します。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） 13番、林博です。12月議会に当たり許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。本日一般質問5人目となりますので、一般社会情勢等は割愛をさせていただきます。早速質問に入らせていただきます。

12月議会におきましては、林業振興と選挙投票率改善について2点について質問をさせていただきます。町面積の78%を占める2万3,248haの森林を活用した振興について伺いをいたします。林業界の状況は今さら言うまでもなく、長引く価格低迷、森林所有者の不在村化、また住宅建築様式の変化等々によって、森林への関心が薄らいできておるところは皆さんご承知の通りだと思います。現在の森林は、先代が作っていただいた財産で

あると認識をしておるところでございます。町にとっても大変大切な資源ではなかろうかと思えます。また町の人口の推移を見えますと、平成24年、人口が1万8,319人、令和4年1月時点では1万5,728人で2,591人マイナスの、14.1%減少しております。調べてみますと、森林組合が把握をされておる町内の林業従事者、ここら、この10年間、約80人前後で余り増減がないようでございます。人口は14%以上減少しておるのに、林業従事者はそれほど変化がないという、本当にありがたいというか、これも1つの地域の財産ではなかろうかなというふうに思います。現実的に町内を見ましても、他の自治体以上に事業体あたりが活動をされておるようにも認識をしておるところでございます。町内で実施される林業整備は平成25年頃までには、まあ20年頃までは、切捨て間伐等が主体で実施されておりましたが、ほとんどの森林が伐期齢を迎え、現場作業の構成の林業機械化、またバイオマス発電の実施などによって、搬出間伐が主体となっております。森林組合小田市場の取扱い量についても、10年前、約2万m³であったものが、令和3年には約3万9,000m³と約倍増し、本年11月末には4万m³を超えたというようなお話も聞いております。市場への出材が毎年増加するということは、森林整備が継続的に実施されており、森林組合や、事業体など関係者の活躍に敬意を表したいというふうに思っております。

それでは、1番目の質問ですが、内子町の総合計画後期計画に「森林活用による森業の振興」という項目があります。さらなる林業振興と地域活性化への取り組みに対し、期待をしておる1人でございます。その推進母体となる地域商社、これを今まで立ち上げてこられておるようには思います。町内産材の利用拡大、付加価値の増大、地域の活性化を図るための母体となるところだと認識しております。その地域商社が現在活動をされておる「株式会社内子・森と町並みの設計社」とであると私は認識しておりますが、町長に確認をさせていただきます。同じ考えでしょうか。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今の林議員のご質問にお答えをいたします。内子町の面積の7割以上を森林が占めており、森林を生かした地域経済の活性化に取り組むため町産材の需要拡大を図るとともに、森林に関わる幅広い分野での連携を強化し、地域が一体となった取り組みを進めており、森業の振興を図る上で「株式会社内子・森と町並みの設計社」は地域商社としての機能、生産、加工販売を兼ね備えた会社であると認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） はい。私と同じ認識でおっていただくということで、以後の質問を進めさせていただきます。地域商社を、機能を発展させるために当時の筆頭株主であった町がリードして、会社役員体制、業務体制など、現在の運営状況になっておると認識をしているところでもあります。同社と言いますが、もうこの地域商社のことでございます。第29期決算は町長も認識をされていることと思います。引き続き、地域商社としての役割ができるかと考えているか、お伺いをいたします。ちなみに、これまで4期連続の利益損失を計上され、29期決算においては純資産6,852万3,000円、長期借入金7,574万円の財務状況になっております。そういう状況になっても会社の一番大事な決定機関である株主総会においても、時期ですから今、30期の経営計画、資金計画あたりが役員から全く提出されておられません。こういう状況では町が目的としております森業の振興、ここの母体としての役割が果たせないというふうに個人的には考えます。町長の所見をお伺いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。第29期がスタートした昨年10月以降、コロナにより停滞していた経済、社会活動が徐々に回復していきましたが、アメリカの木材価格が高騰、木材価格高騰がもたらしたウッドショックや、年明けにはオミクロン株の感染拡大により、住宅関連産業にも大きな影響を及ぼしています。木材価格の上昇に加え、円安や原油高、物価高などにより、建築関係資材、住宅設備等の価格上昇も続いているところでございます。これらの影響は「もりまち」だけでなく、林業事業体以外の会社経営にも大きな打撃を受けているところでございます。「もりまち」の29期の決算を見ますと、林業事業、建築事業等全ての部門で赤字となり大変厳しい状況であると認識をしております。林業の振興については、素材生産事業はもとより、町産材の需要拡大を図るべく町産材を利用した個人住宅や公共施設の建設改修等の促進を図っていかなければならないと考えております。また近年では木質バイオマス発電所が2か所建設されており、原材料となる間伐材の利活用により価格の底上げも行われており、新たな需要も生まれております。これからも今の事業体続けていくのかという、事業体でなくて「もりまち」ですね。これにつきましてはですね、内容もですね、検討もしながらですね、継続はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） はい、町長答弁の通り、今社会的に混乱をしておりますので、林業界だけじゃなしに全ての業界、大変厳しい運営がされておるとことは認識をしておるつもりでございます。町長、引き続き、この「森と町並みの設計社」、地域商社が母体となって今まで通り町の総合計画の目標に向かって継続をするという考え方のようにございます。

先程、29期決算の概要をお繋ぎをした訳ですが、私個人はもう時間の問題、今の役員さんの考え方では時間の問題ではないか、そこまできておるんじゃないかというような判断をさせていただきます。なので、本日ここに立たしていただいたわけです。会社は会社で解決しなければならないということは十分認識をしておるつもりでございます。しかしながら会社が続けられるかどうか、ここらの大きな判断をするのは株主であろうというふうに思います。また役員がやれるかどうか、ここらの判断も株主が判断しなければならないことだろうと思います。現在内子町は、この会社は自治法上、議会に報告する義務のない第三セクターではございますが、108株の当社の株を所有されております。万が一の場合には、この108株の投資が無駄になるという、交付金が無駄になると。また、林業の振興上も大きな影響が出るという判断で質問をさせていただいております。この質問は令和2年、地域商社が設備投資計画をされる段階においても報告すべきであるというふうに私は考えて、一般質問をさせていただきました。そのときに前町長の所見は、新たな取り組みを進めるためにはある程度の時間が必要であると、また会社の経営、会社で検討をしなければならないという答弁を受けました。私も全く同じ気持ちで質問の答弁を受けさせていただきました。しかしながら、先程言いましたような状況で、果たして役目が継続しても果たせるのか、という気持ちもあります。再度、町長。しつこいようですが、継続をされますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、先程答弁いたしましたようにですね、非常に会社厳しい状況にあることはもう間違いございません。そういう中ではありますけれども、内容これ実際は「もりまち」さんのほうでですね、実際に行っていたかなければならないんですけれども、事業内容の精査を行うなどしてですね、もう1回そのきちんと再建といいますか、経営に環境をですね、そういう良くするような、そういう対応をですね、ぜひとっていただくようにですね、していきたいというふうに思っております。株主としてですね。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） はい、今町長としてのお考えを聞かせていただきました。ぜひ私も地域商社が自らの努力で再建を、経営を正常に戻していただき、引き続き内子町の森業の振興に貢献をいただきたいというふうに思いますので、町としても今まで以上の同社に対する指導等もお願いを申し上げ、林業振興についての質問を終了させていただきます。

次に、選挙投票率改善について、町長と選挙管理委員会委員長に質問をいたします。選挙は、法に基づき間違いのない実施がされなければならないことは認識した上で質問をいたします。冒頭の町長の招集挨拶の中にもありましたように、先般11月20日に愛媛県知事選挙が執行をされました。その県知事選挙の投票率は、全体で33.95%、県民の3人に1人しか投票をされておらないというような状況のようです。内子町の投票率を見てみま

しても46.48%と全体投票率よりは県下の投票率よりは高かったにしても、町内の有権者の半数の半数弱の方しか投票をされていないという結果でした。今回の選挙は、早い時期から争点のない信任投票的な報道が盛んに行われており、有権者の方々の関心も高まらなかったのかなというふうな感じも受けております。投票率の低下は今回の選挙に限ったものではなく、選挙ごとに投票率が下がるというような傾向が見られております。今回の選挙期間中も選挙管理委員会は町民に対して投票を促す広報も度々実施をされておったにも関わらず、こういう結果であったように思います。全ての成人には投票権が与えられておるんですが、自分たちの代表を決める、どの選挙でも代表を決める選挙であろうというふうに思いますので、それぞれの考えで意思を表してほしいなというふうに思うのが、私個人的な考えでございます。

それでは1番目の質問に入ります。選挙管理委員会は正確な選挙を行うために、投票所の統合も行っておりましました。やむを得ない対応であると判断するんですが、一方、投票所が遠くなって行きづらくなったという町民の声も聞くのは事実でございます。また、加速する高齢化によって、ますますこういう声が強まるのではなかろうかなというふうにも考えております。県下、他の自治体では期日前投票期間に、地域へ出向いて投票を受けるという対応をされておるところがあります。内子町の場合、町の面積が広く住宅が分散しておる、高齢化が進むというような状況を踏まえたと、やはり他の自治体のような対策も必要というふうに判断する訳ですが、内子町の選挙管理委員会がこういう地域へ出向いての投票を受け付けられない何か要因があるのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、選挙管理委員会書記長の立場で林議員さんの質問にお答えをいたします。各地域へ出向いて期日内投票所を開設する、いわゆる移動投票所を現在まで実施していない要因といたしましては、1番には二重投票が行われるリスクがあることでございます。また、投票立会人や事務従事者の確保の面などから検討に入りにくいところがございます。しかしながら、昨今どの選挙においても議員ご指摘のとおり、毎回投票率が下がってきていること、また、投票率アップのために考えられる他の対策はこれまで実施してきていること、さらに、投票率の低下は民意を反映した選挙、民主政治の根幹に関わる問題であること、こうした点を踏まえ今回の県知事選挙において期日前移動投票所を開設した市町の成果や課題、こういったことを参考にしながら内子町での期日前移動投票所開設について、選挙管理委員会において前向きに検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） はい、この移動投票について再質問をさせていただきます。先程も言いましたように、県下では3つぐらいの自治体、選挙管理委員会だと認識しておるんですが、こういう対応をされておるんですが、その町の投票率を見てみても、目に見えた効果というのは出てないようでございます、今回の知事選に関しては。しかしながら、先程言いましたように、順次進む高齢化とかいろんな問題上、やはり検討をして前向きに進めていくべきだというふうに思う訳ですが、先程、答弁の中に移動投票場、これの設置に投票立会人等の工面が難しいというお話があったと思うんですが、どの程度の事務をしないといけないのか教えていただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 投票立会人の方と申しますのは、普通の今まで行っております期日前投票所、また当日の投票所において2人ずつ投票立会人をお願いしておりますけれども、今までのその当日、あるいは期日内投票所におけます投票立会人の方もですね、ホームページ等で募集をしたり、またお声かけしておりますけれども、なかなかこうお引受けをいただく方が少ない状況でございます。仕事といたしましては、投票所において始まる時間から終わる時間まで、終日、投票の状況を管理していただくという仕事になりますけれども、なかなかこう、こちらからお願いしても引受け手が少ないという時局がありますので、今まではなかなかこう、そういったところに踏み込めなかった状況でございます。また二重投票のリスクがあるということで、なかなか二の足を踏んでおった状況でございます。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） はい、現在選挙執行上も書記長から答弁があったように、いろんな問題が出てきておるということですが、そういうことを踏まえて次の質問に入らせていただきます。同僚議員が以前に質問されております、投票時間について質問をいたします。今答弁がありました人を確保しにくいという中には、長時間ということが大変大きな問題ではなかろうかなと思うものですから、質問をさせていただきます。同僚議員の以前の質問に対し、法で定められる時間で投票の機会を確保するため、従来どおり実施をするというような答弁をされたと記憶をさせていただいております。今回の選挙の状況を見ましても、午後8時まで投票時間を確保しても、こういう結果ではなかったかなというふうに思います。私も同僚議員が主張される以前の午後6時までで十分で、それに有権者が対応すべきであると。そうして人の確保、投票業務の軽減、また開票作業の早い時間での終了、また選挙経費の節約、節減ここらを国民全部で真剣に検討すべきと、まあ国民のこと言うても、町ですのでもいけませんので、そこらの先駆的対応をしてもいいんじゃないかというふうに同僚議員と同じ考えを持っております。これに対しての答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 本質問に対しましても選挙管理委員会書記長の立場でお答えをさせていただきます。期日前投票所につきましては、選挙期日の告示などがあった翌日から投票日前日まで、内子町共生館、内子分庁、内子町林業センターにおいて開設しているところでございます。期日前投票所につきましては公職選挙法第48条の2第6項の規定において、当町のように2か所以上を開設し、そのうち1か所以上を午前8時30分から午後8時まで開設している場合には、その他の期日前投票所の開く時刻を2時間以内の範囲内において繰上げもしくは繰下げ、または閉じる時刻を繰上げ、もしくは2時間以内の範囲内において繰り下げることができることとなっております。このことから愛媛県知事選挙におきましても内子分庁、内子林業センターでは、期日前投票時間の前半の8日間については午前8時30分に開き午後5時に閉じるといたしました。効果が少ないということで、期日前投票期間の16日間全ての閉じる時刻を午後5時などと定めることも法令上は可能でございます。午後5時以降の投票機会を保障するという観点、また地域等で分け隔てることなく1人でも多くの方に投票していただく、そのために現在のところ期日前投票所における投票時間の運用を変更する考えはございませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） はい、この質問項目の冒頭に言いましたように、選挙は法に基づいて正確に適正に執行されないといけないものですので、書記長が言われる通りでやむをえん面もあるわけですが、知事選挙投票後に12月1日内子町選挙管理委員会定例の管理委員会が開催されたというふうに聞いております。その定例の管理委員会ではどういう検討がされたのか、どういう話題が出されたのか、質問をしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。この点に関しましては、今回の選挙管理委員会に限らず、以前からそういったことが話題、協議まではいきませんが、話題になることがございました。そういったこともございましたし、また前の質問いただきました期日前投票所の移動投票所、そういったことと併せて話題となったこともございます。そういった中を含め、今回におきましても、こういったことについて協議といいますか、話題に上ったことは間違いございません。そうした中で、一方では期日前投票所の移動投票所、これに出向いていったことも必要ではないかというご意見をいただき、その理由といたしまして、やっぱり1人でも多くの方に投票していただきたいということでございます。今回のこの投票時間の繰上げ、閉鎖時刻の繰上げ等につきましては、やはりその統一的な考えで申しますと、やはり

1人でも多くの方に投票していただきたいということがございます。また、先程から議員さんのご指摘のとおり、やはり選挙といますのは民主政治の根幹をなすものでありまして、地域、お住まいの地域によって投票機会に格差が出るということについては、よくよくこう考慮しながら検討していく必要もあるというふうに思っております。そういったことから、やはりどの選挙においても投票率が低下している、そういう現状を鑑みたときに1人でも多くの方に投票していただくためには、やはりそれでも今の現状のまま期日前投票所においては、当面この期間、この時間で執行させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） はい。投票率を改善するためには我々選挙を行うもんもやはり有権者の皆さんに投票を促すPR、お願いも引き続きやっていかんといけないことであろうと思うし、今、内子町の選挙管理委員会の中でも、移動投票、出張投票の等の声も出るということですので、前向きに今後取り組んでいただきたいと、マイナンバーカードの発行受付も、そこそこ出向いて受付をされておることも踏まえまして、投票も、そういう対応される職員の皆さんは大変であろうというふうには察しをするわけですが、ぜひ書記長言われる1人でも多くの方の投票を図るために努力をいただきたいというふうにお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。明日6日は午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問と全議案に対する審議であります。本日はこれをもって散会いたします

午後 4時00分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年12月第128回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和4年 12月 5日（月）

○開会年月日 令和4年 12月 6日（火）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠席議員（1名）

11 番 才 野 俊 夫 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	西 川 安 行 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	会計管理者	田 中 哲 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君
農林振興課長	山 中 保 正 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
環境政策室長	高 嶋 由久子 君	政策調整班長	上 山 淳 一 君
上下水道対策班長	上 石 富 一 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
商工観光班長	大 田 陽 市 君	保健福祉課課付課長	上 石 由起恵 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	大久保 裕 記 君	代表監査委員	赤 穂 英 一 君
農業委員会会長	堀 本 健 二 君		

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 和 氣 啓 介 君

○議事日程（第13号）

令和4年12月6日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 発議第 4 号 内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について
- 日程第 6 議案第65号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第67号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 内子町職員の高齢者部分休業の関する条例の制定について
- 日程第13 議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舍施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第73号 内子町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第74号 土地改良事業の計画変更について
- 日程第16 議案第75号 令和4年度内子町一般計画補正予算(第6号)について
- 日程第17 議案第76号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第77号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第78号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第80号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第81号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 議案第82号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議案第83号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） それではただ今から本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、泉浩壽議員、9番、大木雄議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配付しております、議事日程第13号の通りであります。

日程第3 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 日程第3、昨日に続き一般質問を行います。本日の質問者は3人です。最初に下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 皆さん、おはようございます。昨夜ベスト8をかけたワールドカップの決勝トーナメント1回戦だったんですけども、残念ながらクロアチアにPK戦で負けてしまいました。前回の試合で長友選手はブラボー、ブラボー、ブラボーと叫んでおりましたが、今日の議会を、絶対これ勝ってくれるものと思っております、一般質問をした後、質問する議員もブラボー、みんなブラボー、答弁してくれる町長もブラボー、職員の皆さんもブラボーというふうに、というような考えでいたんですけども、ちょっと小さな声でのブラボーになりますかもしれませんが、素晴らしいブラボーな答弁を期待して質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に内子座についての質問をしたいと思います。内子座は大正5年に創建され、平成27年には国の重要文化財の指定を受けています。全国的にも数少なくなった芝居小屋である内子座での第1回の文楽公演は平成7年9月に始まったと聞きます。何度かの公演の後、町の厳しい財政状況やチケット販売の伸び悩み、さらに公演に対する主催者側と住民

との温度差もあり中断したときもあったようです。そうした中で試行錯誤を繰り返し、住民や議会の理解を得ながら定期公演が続いているのは優れた伝統文化を後世に伝えたいという町関係者や実行委員会の皆さんの熱い思いや、努力の賜物だったと感謝を申し上げます。ただ、ここ数年はコロナ感染症により内子座の行事はほとんどが中止になっており、世界無形遺産にも登録された人形浄瑠璃文楽の定期開催も3年間開催されずとなっています。そして内子座の耐震補強工事が始まるということなのですが、コロナで開催出来ずに、さらに耐震工事で長い間中止となると文楽ファンの熱も冷めるのではないかという思いがするのですが、そこで今回はこの内子座の改修やイベント開催の考え方について質問します。

まず1番目に、内子座は耐震補強工事のため来年の秋ごろから閉館し4年間くらいを目途に改修すると聞いています。11月18日の議員全員協議会で、工事の具体的な期間や内容はまだであるが、2023年来年8月には文楽公演を実施した後に工事着手予定という説明を受けました。町のホームページにも耐震工事に対する簡単なコメントが掲載されているんですが、内子座保存活用検討委員会での内子座保存活用計画書の作成や調査工事は終了しているのでしょうか。そうであれば内子座保存活用計画書の内容及び調査工事の結果はどのようなになるのか、まだでしたら、いつごろ出るか、予定をお尋ねいたします。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 内子座でございますが、令和2年度から3年間の予定で調査工事を実行し、今年度が最終年度となっております。また並行して保存活用計画書についても、保存活用計画書の策定を進めているところでございます。調査工事は来年3月の完了予定です。保存活用計画書についても同様の予定でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。ということはまだ全て終わってないということで、まだ難しい内容の説明は、もう駄目だろうとは思いますが、保存活用計画書というのは大体どのような形の中を計画されているのか。概略教えていただきたいと思います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい、こちらは内子座の保存や活用の方針について書くもので、文化庁に提出して、受理または認定を受けなければいけないということになっているのでございます。その内容は多岐にわたりますが、基本的には保存かつ管理計画ということで、現在の保存状況、管理の状況、それからそれぞれの保存すべき部分の設定とその保護の方針、それから今後の修理計画、それから周りの環境の保全計画、それから防災計

画、それから活用計画等について諸々を書き込んでいくものでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。その委員のメンバーの方は何人でどういった方で構成されているのでしょうか。お尋ねします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい、保存活用検討委員会でございますが、委員が12名、それからオブザーバーとして文化財建造物保存技術協会、それから愛媛県の文化財保護課の方にも入っていただいているところでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。保存活用計画書が全て出来上がって、調査工事の結果が出て、それを国に出してでないと改修というものが進めないということでよろしいのでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい、改修工事そのものは進むと思いますけれども、保存活用計画書を出して受理をいただかないと、その後の文化庁防災計画とかですね、そういう活用計画等について、いろんな補助とかにも関わってくるものでございますので、提出はしていくと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい、分かりました。次に2番目の質問に入りたいと思います。先程言いましたように、11月18日に議員全員協議会で説明を受けたのですが、その説明を聞いておられますと2023年8月、来年の8月に文楽公演を行った後に改修する予定であるという説明だったんですが、そういう話を聞いておられますと、この内子座というのは文楽、内子座＝文楽といった、全てが文楽を中心という方に感じておりました。文楽も大変素晴らしい伝統芸能ですけど、文楽だけでなく、いろんな芸能の発表やまた教育関係での催物等もされているのが内子座であります。内子座でのイベントや催物は他にたくさんあると思うんですが、ここ2、3年はコロナ感染症があり、全てのイベント、催物が開催されてないのですが、それまでですと感染前には利用者数は違いますが、内子座を使った、またそういった個人や団体は、どのような催しを年間どのくらいされていたか教え

ていただいたと思います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい、議員お見込みのとおり、内子座は文楽以外にも多くの催しに使用されています。コロナ禍前の平成30年度2018年におきましては、年間で58日使用されています。その内容は多岐にわたりますが、団体の総会や大会、各種講座や講演会、コンサートや発表会、映画ロケ、弁論大会や学習発表会、学校や演劇そして狂言公演などがございます。新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和元年度以降は以前のような催しが出来ない状況が続いておりましたが、今年度におきましては、4月以降すでに53日使用されており、コロナ禍前に戻ったような状況です。その内容は、コンサートや結婚式、各種大会、演劇や映画祭、落語や狂言、テレビロケ、晩餐会など多岐にわたっているところでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。58日使用されていたということですが、それがもう53日まで戻ってるということで、ほぼコロナ前まで戻ってきているということで安心をしました。またいろんな文楽だけの公演ではなく、総会とか結婚式まで使われているということで報告でございました。本当に町民に利用され、いろんなイベントがされてることを誇らしく思っております。

それでは3番目の質問に入ります。内子座の工事は約4年間と予定されています。文楽公演は、私が思うには五十崎にある共生館や小田のスバルでもできるのではないかと、私素人的に考えては思うのですが、内子座ではないと無理なのでしょうか。また、天候の関係でこれは大変難しいと思いますが、これまた素人考えですけども、例えば小田の広瀬神社のような広い敷地もありますし、その中の境内を利用した神楽殿を使うという方法も風情があっていいのではないかと思います。ただ、天候の問題や駐車場の問題もあると思うんですけども、というのはですね、コロナ禍で3年間ぐらい開催も出来ずにですね、またこれからさらに1回、来年8月に出来たとしてもそれから3年間か4年間中止になると、せっかく今までも紆余曲折ありながら、住民に、また議会に理解をしてもらいながら継続してきた文楽なんですけども、せっかく根づいてきた全国からの文楽ファンの熱も、また関係者の方も年齢が経つにつれて熱が冷めてくるのではないかと心配するんですけども、あくまでも、内子座で開催する文楽であり、それを文楽をされる方々も、内子座だから来ているんですよ、というそういった考えなのではないでしょうか。ですから内子座でなければ出来ない、内子座が改修するまでは難しいです、という考えなのではないでしょうか。質問をします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） 改修工事期間中の内子座文楽公演につきましては、文楽協会との十分な協議が必要になってくると思いますが、下野議員ご指摘のとおり共生館やスバルでの公演、あるいは屋外を利用した公演なども、1つの案として検討していくつもりです。また類似した代替事業の計画、検討をしていく予定です。これらのことも含めまして、基本的には改修工事後の内子座文楽公演につなげるために、今後工事期間中を利用して、何が必要か、何をしなければならないかを実行委員会を中心に協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。文楽の協会等も協議が十分必要だと思いますし、私、先程言いましたように実行委員会の皆さんにも、これ1番に動いてもらわんといけないので、大変なイベントではあるというふうに思っておりますが、やっぱ実行委員の皆さんも、今まで毎年中止中止となってメンバーの方もやはり変わってくると思うんですけども、実行委員会の方での考え方とか、議員さんのメンバーの引き受けていただく方に対しては変わりなく継承されていっておりますでしょうか。やっぱ高齢化にもなりますし、理解もなかなか出来てもらえない場合もあったりすると思うんですけども、そういったことは心配ないでしょうか。お尋ねします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 実行委員会につきましても、今後メンバーの見直し等々は必要じゃないかというふうに考えておりますけれども、今のところは大きな入れかわりのない状況でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい、メンバーの方はそんなに変わらずに、続けておられているということですけども、五十崎にある風合戦なども、実行委員会方式に変わりまして、なかなか苦戦しているというか、理解して、いろいろと町民の皆様や地元の自治体の皆様も、自治会の皆様も、いろんなこう意見は言われるんですけども、そしたら一緒に入って盛り上げましょうやとなると、なかなか委員会には入ってもらえないのが実態でございます。大変ご苦労をかけると思いますけども、こういった伝統的な芸能というのは、やはり、理解を得て、みんなが努力していかなければ、残るものではございませんので、そこらの意識の改革を、ずっと継承していただけるように努力していただけたらと思います。

続いて4番目の質問に入ります。内子座での実施した文楽以外は、先程53回使われていたということですが、そこらの学校教育委員会でも使われてたと思いますし、一般の団体の方や個人の方も使われていたと思うんですけども、工事中どうする予定か関係する各種実行委員会や学校団体との全て協議はもう進んでいるのかをお尋ねします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 工事中の文楽以外のイベントについてですが、一般に貸し出すものにつきましては、スバルや共生館など、他の施設をご利用いただくしかないかなと考えて、内子座の利用が出来ない期間につきましては、工事のスケジュールが固まり次第、広報やホームページで周知していく予定です。この他、町や内子町文化創造実行委員会で主催する事業につきましては、スバルや共生館など他の施設を利用して開催していきたいと考えています。内子こども狂言クラブの活動につきましても、他の施設を利用して継続していきたいと考えているところでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。いろんな小田のスバル、五十崎の共生館、そういったところで実施されるということでございます。私、ひとつ、これはもう通告はしてないわけですが、こういったイベントをするときですね、旧五十崎でも一度、旧議員の旧五十崎の議会でも1回質問したことがあるんですけども、先程も言いましたが、広瀬神社のような、ああいう境内を使った利用もあるんですけども、知清の河原でもそうですけども、何かイベントをするときに、ドイツのあのオクトーバーのお祝いのビールを飲む会もそうなんですけども、野外でやるイベントのときにですね、1番ネックになるのは天候だと思うんですよ。雨天時中止となると、いろんなチケット販売やいろんな方の迷惑もかかるし、飲食が伴う場合などは特にできるわけないと思うんですけども、会場としてですね、例えば共生館の駐車場には、五十崎の舞台が、野外舞台があるわけなんです。ああいったところをもう少し立派な舞台にして、それで屋根をつけたら、いろんなイベントが野外でやれるイベントができると思うんですけども、どこの旧合併する前の自治、小田も内子も五十崎もですけども、建物の会場はありますけども、野外イベントの会場、屋根つきのというのがないんですよね。これがあれば、どんなイベントをしてもこう安心して、天候を気にせず、いや少しは気にせんといけませんけども、やれるんじゃないかと思うんですけども、町長こういった、イベントの会場について内子座、共生館、スバルだけでなく、東自治センターの体育館と思われますけども、こういう野外でできる屋根つきの会場についての、町長、答弁は難しいですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、例えばその大人だけでなくでですね、子どもたちも多分雨の日だとそうだと思うんですよ。屋根があればね、やっぱそこでいろんな活動が出来たりしますので、確かにそれはメリットはあると思うんですけども、やっぱり利用とかですね、いろんなことを考えて、もしやるということになればですね、考えてやらなければいけないということもありますので、思いは分かります、分かりますが、それについてはですね、ちょっとまたいろんな角度からですね、そういう意見もあったということで、またちょっと検討はしてみたいなと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい、ブラボーな答弁をありがとうございます。まだなかなか金額がかかることで、これなかなか議会も予算つけるに賛成できると言ったら難しいとは思いますが、確かに屋根があったらですね、いろんなイベントができる、安心してできるんじゃないかという提案でございますので、また検討していただけたらと思います。

最後になりますけど、内子座の利用に関する担当課はイベント内容によって違うと思うんですけども、今回の耐震工事に関しての総括的な担当は、町並・地域振興課が受け持つのかということなんです。と申しますのは、これいつでもですけども、どこの予算でもですけども、やはり建築関係が予算が入りますと、設計から入札となりますと、建設デザイン課に入っていてという形になると思いますし、ここでいうイベントやそういったものは学校教育関係にも多く利用されることも多いと思うので、こういった総括的なことはやはりまた、はねかけ合いではないんですけども、十分協議ができるという形の方が、例えば総務課が総括してやるとかそういうことではなく、もう町並が、やはり地域振興課が受け持つということでよろしいのでしょうか。もうそらの協議はされて、十分納得を課長もされてるということでよろしいでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい、議員お見込みのとおりでございます。総括的には町並・地域振興課が担当することになると思います。また工事等につきましては建設デザイン課と協力しながら進めていくことになるかと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい、分かりました。今後イベントやそういったことに関しても、全てというか、やっぱそれは内容によって各課が催物をするかが変わってくるということ

で、もうあくまでもそれは統一的な形で、統一できるのはおかしいですけど、全て基本的なことはもう町並・地域振興課という形でよろしいのでしょうか。イベントによってもそれは全然違いますということで、全てに何らかのときはもうほとんど町並関わっているという考え方でよろしいのでしょうか。イベントについてです。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい、内子座に関するイベントに関しましては、町並・地域振興課が担当しておりましたが、これまでもそれぞれのイベントについては各課、担当課が分かれておりましたので、今後もそのような形になるかと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。それでは続きまして、2項目目に入りたいと思います。町長の招集挨拶の中でもありましたので、もうそれで終わりだろうが、答弁終わってるよと言われたらそれだけなんですけども、内子座の晩餐会について質問したいと思います。まず最初にコロナ感染症とか西日本豪雨で内子版のダイニングアウトをすべきではないかということで予算化されて、やりますということでありましたけども長く出来ていませんでした。この「南予プレミアムダイニング内子座晩餐会」が10月29日から30日の2日間開催されたということだったのですが、定員が1日24名2日間で48名募集されて、料金が大人の1名が税込み3万円という参加費設定だというのは聞いておりましたけども、具体的な実施内容はどうかお尋ねをいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 「南予プレミアムダイニング内子座晩餐会」につきましては、10月29日、土曜日、30日、日曜日に2日間、内子座を会場に実施いたしました。募集定員は各日24名としておりましたが、1人の申込みやグループでの申込みがあったことから、テーブル配置の関係で29日は23人、30日は21人の合計44人の参加となりました。当日は内子座の枡席に舞台の高さに合わせて床を張り、特別な空間を演出いたしました。メインのシェフには内子町のご出身で、松山市で「マリオ・アンド・ラファエラ」というレストランを経営されている福岡淳さんをお招きし、内子の食材を使った特別の料理を考案していただき、料理に合う地元のお酒をペアリングして参加者に提供いたしました。また、会場の装飾などには大洲和紙や行灯など、内子の伝統工芸品を多く使用し、内子の魅力を発信したほか、町内の料理人を中心に共同して調理や運営をすることで、今後の来町者に対するサービスの質向上のための技術や知識を習得することが出来たと考えています。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。町長からも招集挨拶である程度聞いておりましたが、やっぱり参加申込みがお2人で24名という考えだったのが、グループでの参加とかお1人の参加もあったということで端数の23人に21人という詳しいこと聞きましたが、このダイニングアウトというのは、私、多くの町民の方、金額が今回3万円ですけども、レクサスが行ってるダイニングアウトは10万円から20万円、1人費用がかかるということで、とても庶民感覚的には理解出来ないところが確かにあります。ただ、それでも即完売するというのがやはり、富裕層の方という言い方は失礼かもしれませんが、そういった方も、やはり全国には多くおられるということで、即完売するというふうに聞いております。今回のチケットの販売はやはり3万円の設定であったんですけども、やはり人気があつて即完売したのでしょうか、どんなのでしょうか。販売に対して教えていただけたらと思います。

○商工観光班長（大田陽市君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大田商工観光班長。

○商工観光班長（大田陽市君） はい、先程のご質問ですけれども、販売状況ですけれども、当初売出した、9月に入って売り出したんですけども、コロナの影響を受けていたというところもあって出だしはちょっと低調でした。そこでですね、いろいろなSNSを使ったり、広報誌を使ったり、いろいろとメディアに発信してですね、募ったところSNSのフェイスブックとかで反応していただけるお客様もおいでで、そこからの申込みも多数あり、直前までですね、要は開催までの1週間までにはもう完売してたというような状況でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。最初も言いましたけど、そのダイニングアウト金額が10万から20万、今回のも3万円、ただ考え方によると、最初のダイニングアウトの予算をつけたときも、先程言いましたように一般の町民の方からは意味が分からんという人もやはりおりましたし、実施した後も何か効果はあったのかという話であります。それはまたそれ以外にもですね、やっぱり金額に関して言いますと、例えばオーベルジュ、内子の宿泊に対する設定金額というのも、やはり3万円近くから、夕食も8,500円ぐらいから1万5,000円ぐらいまでずっとあると思うんですけども、やはり全世界各国見るともうこれからの時代はそういう人もターゲットにした集客を考えなければ駄目だと。前のオーベルジュが開設したときも、そのときの河内町長も地元の宿泊施設や飲食店ともに、余り影響を与えないような考え方として、そういった高級感あふれる誘客、また団体で町内を訪れる客を相手にして、素通りして宿泊は松山とか、違う、九州に渡っての宿泊ではなく、やはりゆっくりと個人で来られて、内子を散策して楽しんでいただける客をターゲットにしていく時代だ

というふうに言われておりました。ただそこで、一般の町民の皆さんの感覚になると1泊が2万も3万もするのかとか、食事が2万も5万も、それとかダイニングアウトのような10万円もするのかという、何でそんなことに事業を予算化するんだというふうな考え方がやはり理解してもらえないところもあると思うんですけども、こういったことについての考え方について、町長が稲本町長になり、今度の小野植町長になりましたけども、考え方は副町長もされておられたということですので、統一された考え方をされてるのか、町長の考え方はどのように思われてるのか、お尋ねしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、こういったイベントをやるときにはですね、やっぱりその目的がですね、何を目的にするかいうのはあるんですけども、今回の状況を見てみてもですね、まずは地域のいろんな関係する方がですね、いろんなスキルを身につけ、またスキルアップ出来たということがあると思います。あわせてですね、やっぱり内子町でこういうイベントをやっていますということでのPR効果も一方ではあると思います。そういった全部が全部ですね、お金で換算できるものではありません。そういうなことですね、やっぱり一方ではですね、そういうイベントの開催というのもですね、しっかりと戦略の中ではありなんだろうというふうに思っておりますので、それはいつでもという訳にはいかないかもしれませんが、要所要所でですね、そういう戦略の中でやっていきたいなと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。ということはやはりまた前の河内町長、稲本町長とそれを継承していく考え方は基本的には同じという考え方で捉えておきます。

それでは続きまして、2番目の質問に入りますが、今から5年前になります。先程から言っております、2017年の10月28日、29日に「ダイニングアウト ウチコ」が内子町町並保存地区を通行止めにして開催されました。一流のシェフが現地の食材を使った新感覚の料理を提供してくれる特別なレストランでもあります。日本のどこかで、数日だけオープンするプレミアムな野外レストランのダイニングアウトの事業への予算化になったことへの意見や、開催されてからの町民の声は、先程も言いましたが様々でありました。元々ダイニングアウトの事業は地元の飲食、宿泊業者さんから、内子の食材を使って新たな内子産の料理や、集客方法を勉強したいといった要望で実施に至ったと、私たちは、議会の方では経緯を聞いておりました。住民や職員によって結成された「ダイニングアウト ウチコ」実行委員会の、当時の副委員長だった大西さんは、この実施した後にホームページも掲載されております。大きく綺麗なホームページでありますけども、「達成感もありますし、今後へとつながる自信も生まれました。しかし、それよりもうれしかったのは、内子の良さを再

確認出来たこと、食材の良さもちろんですが、何よりも地域の方々の内子への思いの強さが見えました。みんなが一生懸命で打てば響くような、こちらが気持ちを伝えたらすぐに反応してくるような、そんな態度で出てくれた。これこそが、今回の最大の収穫です。」と、ダイニングアウトの感想を述べられています。そしてその経験を生かして、ダイニングアウトの検証と今後どう繋げていくかといったことで、内子版ダイニングアウト内子座晚餐会が計画され、今回実施されたんですが、内子町における「芸・食・遊」をテーマとした新たなサービスを創造し、新たな文化を発信するとともに、価値観を共有でき、リピーターとなり得る来町者の誘客やそうした来町者を多く迎えることにより、町内事業者のサービスの向上、質向上、地域全体の経済効果波及を目的にしているとは、今度の「南予プレミアムダイニング内子座晚餐会」の応募者を募る実行委員会のコメントであります。担当は町並・地域振興課ですが、今回の事業は、飲食、宿泊業者にとってどのような効果があったものか質問をします。

○町並・地域振興課長 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 今回の内子座晚餐会は、地元にはゆかりのある料理人がメインシェフとなり、オーベルジュ内子の料理長や地元の料理人たちがサポートする形で実施いたしました。イベント後に行った参加者へのアンケートでは、料理やお酒、会場の雰囲気、演出など、大変良かったとの回答を多くいただいております。またスタッフとしてご協力いただいた町内の飲食店や宿泊施設の関係者からは、新たな調理方法やサービスについて知見を得られるとともに、普段は一緒に活動することのない同業者と協働する良い機会となったとの評価を得ております。また宿泊業者への効果につきましては、参加者のほとんどが県内在住者であったため、このイベントにより町内に宿泊された方は多くはありませんでした。しかしながら、宿泊関係者もスタッフとしてご参加いただき、サービスやおもてなしの新たな知見は得られたものと考えています。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。分かりました。私が先程言ったことと同じように、地元の飲食業関係者また宿泊業者の、新たな新料理の効果に繋がったのではないかなと思うんですけども、これが最初のダイニングアウトのときに言ったことなんですけども、結局それが1回だけの打ち上げ花火で終わることなく、後どう繋げていくんですかということで、今回の内容をプレミアムな晚餐会になったと思うんですけども、今後、これはまた次は更なる事業、今回の補助は多分150万円の補助だったと思うんですけども、後はこういったまた要望が出てきたらまた1年2年ごと継承して、それに対する行政からの手当はどうする考えでおられるか、町長。お尋ねしたいと思います

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、今後についてですけれども、やっぱりですね、なかなか厨房が備わっているところですね、いろんなこういう取り組みをするというのは随分楽なんですけれども、やっぱりいろんな面ですね、当然水についてもですね、しっかりしたものでないとお客様には出しませんし、いろんな調理の状況ですとかですね、いろんなことでやっぱり大変な面、課題はたくさんあります。そういう意味でですね、さっきもちらっと言いましたけれども、常時とか常にとかいうことになるとう非常に困難なところが出てくるといことですね、今後についてはですね、ちょっとその辺りも、やっぱ課題もありますので、そこら辺りどうやって解消していくか、それによって場所なんかも当然特定されていくところもございますのでですね、そういったところは検討しながらですね、先程言いましたいろんな内子でこんなことやってるよというようなことでスポット的にですね、効果を図っていくということでは、非常にいい効果ある取り組みだとは思ってますので、そういうところも勘案しながらですね、実施について検討していきたいなと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。前回もだったんですけど、これで新しい内子の食材を使っのての新開発したメニューとか、前だったら銀寄栗のエクレアとか限定販売されてますけど、そういうようなものがまた新たに参加された人の間からこれ商品化していこうとか、そういった新しい料理のメニューにしようかといったものは出たでしょうか、出てないでしょうか。

○商工観光班長（大田陽市君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大田商工観光班長。

○商工観光班長（大田陽市君） はい、ただ今の議員のご質問にお答えします。今回のメニューの中で町内で残るメニューというのはないんですけども、ただディセルとってデザートで出たアイスクリームについては、町内事業者1店舗で食べることは可能になっています。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 町長、今後のまたこういったことの事業化は慎重に場所とか設備の中で検討していくってことでしたが、やはり先程から言いました、住民感覚でいくと、高額な、ああいう食の提供のために、余所から来られるお客さんのために事業化をしていくんが何百万も何千万もというのは、1番にそれが先入観で言われることが多いんですけども、やはりそういった宿泊業者や飲食業関係者からも、そういった勉強をしたいという声も、よ

く議員は一次産業の林業農業そういうところには補助事業がいっぱいあるけど、我々商工観光に1つもないんじゃないかという声も聞かれるのも現実でありますので、難しい点は十二分にもあると思いますけども、両方の立場を考えながら、住民の理解を得ながら、また検討していってもらったと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。午前10時55分から再開します。

午前 10時 45分 休憩

午前 10時 55分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き会議を開きます。次に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい、2番、関根律之です。私はマスクを外して質問させていただきます。失礼しました。3番です。3番、前の番号が2番でした。はい。3番、関根律之です。はい、訂正します。

まず初めに、昨晚私も子どもと一緒に、ワールドカップのサッカーを観戦しました。結果はあと1歩というところで大変残念でしたが、大会を通じた日本代表の活躍を見ていて、様々な状況への対応力と諦めない強い気持ちが大切だということを改めて感じました。選手の皆さんには感謝の気持ちを伝えたいです。さて一方で、4年に1度のこの大きな世界的スポーツイベントですが、今回の開催国カタールは大会開催に当たり外国人労働者の労働環境やLGBTQの方への対応への人権問題が各国で指摘され、3か国の選手や国民で様々な抗議を示す行動なども話題になりました。日本も国際的なスポーツの祭典に参加する国として、大会開催の背景にある人権問題に関心を持つことは大事なことだと思います。今回の一般質問は、人権を考える上で取り上げられることも多い、障がい者と子どもについて取り上げます。

まず、1番目として、障がい者タクシー利用助成事業についてです。在宅の障がい者を対象に、障がい者の社会参加策、社会参加促進、及び在宅福祉の増進に寄与することを目的に、令和3年8月から申請受け付けが始まった同事業ですが、私は令和3年6月定例議会の一般質問で、要件の緩和や、対象者拡大について取上げました。同事業は、町内在住で在宅の身体障がい者手帳1、2級の方、及び、療育手帳ABの方、精神障がい者保健手帳1、2級の方を対象としており、1枚500円のチケットを年間24枚、1万2,000円分を支給

するものです。令和4年度の事業予算は、24万円、20人分とされています。(1) 令和3年度及び令和4年度の障がい者タクシー利用チケットの交付者数はいかがでしょうか。令和3年度の交付枚数に対し、実際に利用された数、利用率はいかがでしょうか。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 障害者タクシー利用助成事業の事業利用実績についてでございますが、この事業は、令和3年7月に開始したもので、令和3年度の利用者は4名、令和4年度は、11月末現在で8名となっております。令和3年度の交付枚数は68枚で、利用実績は51枚、交付に対する利用率は75％となっております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。利用者が当初の目標見込みでは40名とされていたと思いますが、4名と、今年度も8名ということで伸びていないということが分かりました。次に令和4年度は本人や家族等が自家用車を所有している要件を外しました。利用が増えるようにということで、その後のことで増えた認定者数は、先程の答弁で分かってしまうかもしれませんが、一応通告してますのでお願いします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ご質問の通り令和4年度から助成対象の自家用車所有の除外要件を外しましたが、今年度の申請時に自家用車を保持しているかどうかの確認は行っていないため、要件を外したことによって増加した利用者の数というのは把握しておりません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。昨年6月議会の私の一般質問でも同様の質問をしてるんですけど、そのときの答弁で障がいをお持ちの方のご家族ですかね、軽自動車税の減免申請件数が170件ということで、この数字がおおよそ自家用車を所有してる方として想定できる数ではないかということでしたが、こういう方への周知を今後していくというようなお考えはありますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 周知につきましては、町のホームページ、それから広報誌等で行っております。その下の身体障がい者更生会という会もありまして、そういったところでも周知をしていきたいというふうに思っております。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) はい。(3)として住民税課税世帯を除外しているのは、対象者から除外してるのはなぜでしょうか。

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 障がい者タクシー利用助成事業につきましては、家庭の事情や経済的理由などにより外出の機会が著しく少なく、家にこもりがちな障がい者の方にタクシー利用料金の助成を行うことで、少しでも外出の機会を持っていただくものとして実施をしております。町の財源も限られている中、経済的にタクシー等を利用することがなかなか難しい方に対して助成を行うということから、非課税世帯に限らせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) はい。財源もあるという答弁でしたが、この同様の事業、県内の自治体でも約半数で同様の事業を行っていると思います。その中で住民税課税で家族がですかね、していることを除外してるっていうところは少ないのではないかと思います。先程の対象者ですけれども、家族が世帯に、障がい者ご自身で所得が課税世帯、課税という方は少ないのではないかと推測しますが、なるべく、その家族の世帯に入ってるとしてもその負担をかけたくないという気持ちを持つてる方が多いのではないかというふうに思います。そういう中で住民税課税世帯か、家族が、ということ除外してしまうというのはますます社会参加の促進ということが出来なくなってしまうと思うんですけれども、これ目標より大分利用人数が少ないっていうことで、やっぱり要件の緩和っていうことが必要ではないかというふうに思います。

次にいきます。(4)として、事業の目的である障がい者の社会参加の促進と在宅福祉の増進へのため要件を緩和出来ないか。昨年の6月議会の私の一般質問の理事者の答弁では、身障者、身体障がい者3級の方は116名、この方に全てタクシーチケットを支給したとすると139万円という答弁があったと思います。例えば身体障がい者3級まで要件を緩和するということになったとしてもこのぐらいの金額だということが分かるんですが、このぐらいの金額であれば、予算を組むことが決して不可能な金額ではないと思いますが、いか

がでしょうか。

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 重い身体障がいをお持ちの方は、公共交通機関の利用が難しい場合が多いということから、身体障がい者については利用対象を、重度身体障がい者となる障がい程度1級及び2級としております。しかしながら、障がいの程度3級には体幹の機能障がいにより歩行が困難な者、それから心臓呼吸器などの障がい、機能障がいにより、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるものなどがありまして、公共交通機関の利用が難しい方も含まれることから、来年度に向けて交付対象を身体障がい者手帳3級まで拡大するよう検討を行っているところでございます。また助成額につきましても、タクシー乗車1回につき500円としているものを1回の金額制限を削除する方向で見直しを行っておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) はい。身体障がい者3級まで要件を広げること検討しているという答弁いただきまして、大変嬉しく思います。同時に支給金額全体は変わらないということなんでしょうかね。その1回当たりの使用金額の制限を外すというような答弁もありましたが、通告してますので、次の(5)支給枚数を現在24枚ですけども、1.5倍の36枚、または48枚に拡充するということは検討出来ないでしょうか。

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 障がい者タクシー利用助成事業は事業開始して2年目を迎えたところでありまして、広報うちこやホームページでお知らせするなど制度の周知に努めているところでございます。現在交付に対する利用率が75%であること、また利用者からの要望もないことから、現段階で支給枚数の見直しを行うことは考えておりませんけれども、利用者からのご意見や今後の利用状況などを見ながら、必要に応じて見直しなどの検討を行っていただいきたいと考えております。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) はい。そうですね。障がい者の人権をしっかりと見ていくということ、大事なことだと思いますので、利用者の意見をぜひ積極的に聞いてですね、事業の拡充、利用者が増えるように検討していただきたいと思います。

次に移ります。就学援助制度です。経済的に困難な保護者に給食費や学用品費などを支給する就学援助制度について、本年3月議会の一般質問において、就学援助費を受給している児童生徒の割合である就学援助率は、令和元年度全国平均14.4%に対し、内子町では令和3年度7.4%と低いことの認識をお尋ねしました。学校教育課長の答弁では、当町の認定基準が厳しいことを示唆しつつ、制度のさらなる周知に努めるとされました。(1) 令和4年度の就学援助費の支給が認定された児童生徒数、世帯数、就学援助認定率はいかがでしょうか。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 関根議員の就学援助費の支給が認定された児童生徒数、世帯数、就学援助認定率についてのご質問にお答えいたします。児童生徒数は、1,038人、673世帯、認定児童生徒数が80人、60世帯、就学援助認定率が7.7%、世帯ベースで計算しますと8.9%となっております。以上答弁とさせていただきます。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) 令和4年度も若干数値が上がったのかなと思いますけれども、60世帯ですか。ただ全国平均14.4%に対してもまだかなり半分近くということで、低いということが分かりました。

(2)として、児童生徒のいる全世帯のうち、住民税非課税世帯数とその割合はいかがでしょうか。同様に、ひとり親等が対象の児童扶養手当受給世帯数と割合はいかがでしょうか。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長(亀岡秀俊君) はい、関根議員のご質問にお答えいたします。住民税非課税世帯数とその割合です。75世帯ございまして11.1%、児童扶養手当受給者世帯数とその割合でございます。98世帯で14.6%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) はい。住民税非課税世帯が75世帯11.1%に対して、援助の就学援助利用世帯が60世帯7.9%に過ぎないということで、非課税世帯でも、15世帯の方が今のお話だと申請を認定されていない、申請していないのかちょっと分かりませんが、ということが分かりました。ひとり親世帯のほうは14.6%ということで、単純にこ

の数字は全国平均の14.4%と近いということが分かりました。

(2)として、一人一人に合ったお知らせなどを積極的に行うプッシュ型行政サービスが求められていく中、児童生徒がいる住民税非課税世帯や児童扶養手当受給世帯で就学援助制度を利用していない世帯に制度を利用できる可能性があるという文書を送付出来ないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、関根議員のプッシュ型での制度利用の文書、送付についてのご質問にお答えいたします。個人情報保護の観点から特定の個人情報を同意なしに就学援助事業の要件に合致するかどうかを照会することは出来ないと考えております。ただし、児童扶養手当の受給者に対する周知方法として、ひとり親世帯へのサービスを周知する際に、就学援助事業についても周知しているところでございます。また、制度についての現在の主な周知方法としては、入学説明会などでの周知、就学援助制度のお知らせとして、チラシの作成配布、広報誌への掲載、内子町のホームページへの掲載、これは今年度から行っております。また、ひとり親家庭のしおりへの掲載、そして内子町安心子育てガイドブックへの掲載、こちらのガイドブックにつきましては昨年改定しまして、小・中学生全世帯に配布しているところでございます。これは様々な方法で周知しております。これらのことから、制度利用の可能性がある世帯を教育委員会として把握すること自体は考えておらず、よって個別に通知することも考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） マイナンバーカードを国がこれだけ取得してほしいということで、より積極的なその方個人に応じたサービス、行政の情報、通知ができるということも国はうたってるわけですが、こういったその方が対象である可能性があるというのはプッシュ型行政サービスってということで、今後そういうことが、一般的に求められていくということなので、個人情報保護の観点ということでありましたけど、もう私はそれ本人にとってそれが何か不利益になるようなことは全くないと思うんですけど、現時点ではそういうことだということで、ぜひそういうことも検討していただきたいということをお願いはいたしまして次に移りたいと思います。

(3)としてひとり親世帯の相対的貧困率は約50%を超え、OECD諸国による国際比較調査で日本は最も高い数値であり、ひとり親世帯の子供貧困対策は社会的課題となっています。宇和島市は児童扶養手当受給という要件のみで就学援助制度の対象としています。当町でも同様に基準の変更を検討出来ないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、関根議員の認定基準の変更についてのご質問にお答えいたします。準要保護世帯の就学援助の対象者は、要保護者に準ずる程度に困窮していると内子町教育委員会が認める世帯とされています。そのため、内子町としては認定の要件とともに所得の確認を行い、世帯の困窮度を計ることは制度の趣旨上必要なことだと捉えておりますので、今のところご提案のような基準の変更は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。所得基準があるというのはよく分かりますけれども、先程あえて、そのひとり親世帯というのが、国際比較でも日本は突出して相対的貧困率が高いということをおっしゃっている訳です。これ社会的課題であるということはもう政府も、コロナ禍の中ですね、認めまして、ひとり親世帯への臨時特別給付金というのを支給したり、内子町でも令和2年度ですかね、町独自でひとり親世帯に臨時特別給付金を支給したりしました。児童扶養手当支給世帯というのは対象の中に入ってるわけですが、それでも14.4%、14%台の方がその世帯であるにも関わらず、8%弱の方しか認定されていないということで申請そのものをしていない方が多いのではないかと思いますけれども、受給世帯でも、一律に同じ金額が受給されている訳ではなくて、その所得に応じてその金額の支給する金額違う訳ですよ。ですからもし、その所得基準がひとり親の受給児童扶養手当の受給とイコールではないということであればその辺を分かりやすくですね、支給手当で幾らまで支給している方が対象ですか、そういった分かりやすい周知っていうことをしていくことが私は必要ではないかと思うんですね。先程言われましたように周知はしっかりとしていると、制度の周知はしてる、それはもう子ども、生徒児童に一人一人に配布してるわけですから制度は知っているんだけど、自分が対象であるのか、対象かどうか分かりにくいということで申請をためらっている。そういう方も多いんじゃないかと思うんですね。

その次に移りますけど（4）制度の案内文書やホームページで、所得要件に該当するかの判断をしやすくするために、世帯構成と所得、収入の基準を示せないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、関根議員のご質問にお答えいたします。現在制度の主な周知方法としては先程、答弁した通りでございます。周知方法につきましては、どのような方法が受け取り手に分かりやすく伝わるか、また制度内容を理解していただけるか検

討し決定しております。ご提案の具体的な所得等の基準を示すことは、この制度を利用して
いる世帯の収入状況は容易に推測でき、不快に思う保護者、また申請に結びつかない保護者
が出てくることが懸念されるため、現在は具体的な収入状況を示しておりません。また、認
定については個別に丁寧に対応する必要があるため、不明な点があれば、まずは個別に相談
していただきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。愛媛県の社会保障推進協議会というところが毎年県内の自治
体にアンケートをとってまして、その中でこの制度についても町長にもアンケートをとっ
てます。その中で、質問項目に2人家族、母30代、子ども小学生の場合、所得基準額幾ら
なのかということで、内子町も202万円と答えてます。4人家族父母30代、子ども小学
生と4歳児の場合309万円と答えてます。こういった内容を具体的に制度の案内で出し
ている、情報を出している自治体もありますよね。今の答弁、こうやってちゃんと基準がは
っきりしてて、社会保障推進協議会のほうには情報出してるにもかかわらず、なぜその利用
者の方に、ここに目安を出さないのか。もう一度お伺いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 認定につきましては、やはり個別に丁寧に対応する必要が
あるということがまず1点目でございます。やはりひとり親家庭、例えば保護者同士の繋がり
の中でその双方が子育て支援について情報を共有していることはよくあることと思いま
す。ただ、その中でもやはり他人に知られたくないという事柄はあると思います。ここでは、
やはり認定世帯の収入の状況が推測できることとなりますので、そのことが申請に結びつ
かない可能性もあるのではないかと懸念しております。そのようなことで、慎重
な対応が必要だと考えておりますので、具体的な収入等の提示はしておりません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。納得はいかないですね。なぜそのことが利用者の個人の不利
益になるのか、推測される、そもそもその就学援助制度を利用しているかどうかというのは
公表する必要もないですし、友達同士でそういうことをあなた利用してるのなんて聞くこ
ともないですしね。自分が本当申請できるのかどうかっていうのは、もう単純に分かりやす
く、住民税非課税世帯の基準というのは、ちゃんと世帯でこれぐらいですよっていうのは、
しっかりと示されてるじゃないですか。自分が住民税非課税世帯かどうかなんてわざわざ
言ったりする人もいないですよ。非課税世帯の基準をしっかりと出しているのにも関わ
らず、就学援助の収入基準をの例を出さないというのは私はちょっと理解出来ない。何か申

請をためらわせるようなことをあえてしているのではないかというふうにも勘ぐってしまいたくなるような気がします。ちょっと再質問ですけれども、前回の一般質問で判定基準を生活保護基準の1.5倍の収入というふうにしてきたものを、収入から所得に変更するという答弁がありました。保護基準の1.5倍の所得ということで良いかどうか、お伺いします。基準が今まで収入となっていたのを所得に変えたものは緩和されたってということでしょうか。そこまで、お伺いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、今年度から基準を、収入から所得に変更しております。実質、緩和ということでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。これ先程の社会保障推進協議会、全ての自治体がアンケートに答えて、ほぼ全ての自治体が答えてるんですけど、内子町と松野町が1.5倍ということでは1番緩いということになってます。ちなみに松野町の認定率18%です。内子町1番緩いにも関わらず1.5倍、認定率が1番低いんですね、7%台。これは、やっぱり周知はしてるんですけど、周知のやり方がやっぱり問題あるんじゃないかっていうふうに気がします。ちなみに隣の大洲市は、15.8%ですよ、認定率。なぜ、内子町はそんなに認定率が低いとお考えですか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） まずやはり認定基準につきましては、各市町が定めるものとしておりますので、多少やはりそこで率が高い低いが出てくるのでは、あるのではないかと考えてます。またそれぞれ各市・各町におきましては、産業構造も当然違いますから、単純に比較が出来ないこともあるのではないかと私自身は考えております。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい、次に移ります。（6）就学援助申請書の就学援助を必要とする理由欄に、住民税非課税等の認定要件のチェック項目のほかに、申請理由をできるだけ具体的に記入させる欄がありますが、なぜ申請理由を具体的に書かせることが必要なのでしょう。また追加して調査票にも申請理由を同様に記入させ、家庭状況や課税状況を調査することへの同意書も申請者に別に提出させることは、手間が多く申請者を萎縮させ諦めてしまう方もいるのではと懸念されます。同意書の内容は申請書に記載させ、調査票は学校のみ提出されることで申請者にこれらの提出を不要にできるのではないのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい、関根議員の申請書、同意書の記載方法等についてのご質問にお答えいたします。申請書、調査票、同意書につきましては、「内子町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事務取扱要領」に基づき提出いただいております。準要保護就学援助対象者は、要保護に準ずる程度に困窮していると市町村の教育委員会が認めている世帯とされておりまして、認定要件だけでなく、申請書にその世帯の申請理由を具体的に書いていただき、確認する必要がございます。ご指摘のあった「申請理由」を申請書、調査書ともに記載することについての省略ですが、まず申請書につきましては、保護者が学校長に対して申請する書類、学校保管ということになります。また調査票につきましては、学校長が教育委員会に対し申請する際の添付書類であるため、記載欄の省略は出来ないと考えております。次に、同意書と申請書は、提出、申請先が、学校長と教育委員会と異なるため、同じ様式でまとめることは出来ないと考えております。また、最も身近な学校を、申請書提出先としておりまして、申請者の負担軽減に努めているところでございます。なお申請書類等の記載方法を含め、相談窓口については在学する学校や、役場担当係も明記するなど広く周知しております。相談業務についても各学校とも連携しながら、丁寧な対応を行っている認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。ご承知だと思いますけれども、宇和島市の申請書には内子町の同意書の内容が記入されていてチェックするだけでよくなってます。具体的理由を書かせることもありません。前の私の一般質問の山岡前教育長の答弁で、最後に周知方法内容について他市町の取り組みを参考にして改善していきたいとお答えがあったんですけども、前回一般質問してから改善がほとんどされてないように感じます。時間がちょっと押してきたのでそろそろやめたいですが、就学援助制度は生活保護やそれに近いってことを想起させるようなやり方っていうのは、申請をためらわせることがあり望ましくないと思います。生活保護は社会の偏見やスティグマという恥の意識から申請したくないという思う方や我慢してしまう方が多いと言われています。今回のコロナ禍で仕事を失うなど生活が苦しくなる方が増える中、厚生労働省のホームページでは、「生活保護は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性のある方はどなたにもありますので、ためらわずご相談ください。」と書かれるようになりました。就学援助制度は生活保護ではありません。親が申請をためらい我慢することで、その子どもに悪影響を与えることがあります。子供の貧困対策は社会的課題だと思います。最後に教育長、今のままの申請方法、周知方法で、問題ないのか、最後に答弁お願いします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい、周知方法につきましては課長が申しあげましたように、ホームページへの記載でありますとか、随分と町としては改善したつもりではあったんですが、議員ご指摘のとおり、現実的には内子町の就学援助率というのはちょっと低いと、いう状況はございます。ただそれは、やはり地域の実情、それから保護者の考え方、それぞれ違いますから、一概に低いからといって私たちの対応が保護者に対して申請をためらわさすような対応をしてるつもりはございません。ただ、やはり現実的にそういう問題がありますから、なお一層細かいとこまで検討させていただいて、やはり本当に困ってる方が申請出来ないような状況はいけませんので、お時間をいただいてですね、さらに内部で検討させていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。より一層慎重に検討をお願いしたいと思います。次に移ります。小・中・高生の校外生活の指針「生活の決まり」についてです。就学年齢の子どもの学校外での生活の指針を示した生活の決まりは内子町教育委員会、大洲警察署生活安全課、町PTA連合会、町内小・中学校、高校等が連名で定め、町内各小・中学校のホームページに掲載されています。内子中学校には、校則として定めている「生活の決まり（必ず守るべきもの）」がありますが、この指針は校則と表題が似通っています。また、学校ホームページで校則と同じ箇所に同列で掲載している学校もあり、実質的に校則の延長として、同じように、生徒の生活を規制する役割を果たしていると推測されます。子どもの権利条約は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、1人の人間としての人権を認めるとともに成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。1989年国連総会で採択され、日本は94年に批准をしています。しかし、これまで教育現場では子どもの権利に関して様々な議論があったようですが、子どもにとって下着の色まで指定する不合理な校則があったり、教職員による厳しい叱責や体罰による生徒指導が残るなど、子どもの権利が十分守られてきたとは言えない状況も見られました。条約批准後も子どもの権利を保障する国内法が十分に整備されてきたとは言えず、ようやく来年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されます。これに伴い、改めて社会的に子どもの人権尊重の機運の高まりとともに、町内中学校でも校則の見直しの動きが進んでおり、同指針の在り方についても見直す時期に来ていると考えます。（1）校外生活の指針を示すものであれば、表題を「決まり」とするのを改め「子どもたちに守ってほしいこと」のように推奨であることを連想させるよう変更することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の「生活の決まり」の表題の変更についてのご質問にお答えいたします。町内小・中学校高等学校生対象の「生活の決まり」については、保護者、各種機関の必要性、要望等に基づき、「生活の決まり」として定めております。昨年度見直しを行い改定され、町内で統一された申し合せ事項として示しているもので、保護者に対して分かりやすく説明したチラシであり、子どもたちが犯罪に巻き込まれない意義も大いにあり有効に活用されていると考えております。ご指摘の件につきましては、今後の改定時の検討課題としたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 次に移ります。（2）教育委員会等が管轄する公共施設等を除き、民間の施設利用場所を教育委員会等が禁止したり、保護者と同伴なら許可することは法的に出来ないのではないかと思います。表現を改めるのが望ましいのではないのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（関根律之君） 関根議員のご質問にお答えいたします。全ての子どもたちが自己責任のもと、物事の善し悪しを自己判断できるとよいのですが、今後社会に出れば様々なルールが存在することからも、法的な拘束力があるかないかではなく現在子どもたちが必要とされるルールを大人が示すことも必要なことだと考えております。ご指摘の表現方法につきましては先の答弁同様、改定時の検討課題としたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 学校外の生活は保護者と子どもでよく話し合っ決めていくべきものだと思いますよ。法律等で規制されている交通規則などを除いて、教育委員会等が許可や禁止という言葉を使い過ぎてるように思います。ルールだから規制するというだけではなくて、なぜそれが望ましくないかということを子供とよく話し合っ子供自身が納得して行動をしていくようにそういった話し合いの機会を増やしていく。その上でこういった指針も決めていくってことが必要ではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。議員おっしゃるとおりでございます。やはり家庭の

中でルールを決めるのがやはり1番大切なことだというふうには認識しております。なんですけれども、一応決まりということで知らせてありますけれども、ある程度のガイドラインを示す、ルールをお知らせするということが教育委員会としては非常に大切なことであるというふうには認識はしております。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 規制することは人権を軽視しており、子どもたちの主体性や表現する自由を奪い過度に萎縮させて、自ら考え行動する自立性が育たない可能性があると考えます。表現を変えるのが適当ではないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員のご質問にお答えいたします。何々らしいとか、何々らしくといった表現は様々な場面で見聞きする表現だと思います。ご指摘のとおり、「生活の決まり」の中では小学生らしい、中学生らしい服装という表現がございます。やはり時代とともに環境が変わっていく中、そして個人の価値観の違いもあり「らしい」という言葉表現をどう捉えていくのか難しいと感じますが、「生活の決まり」でいう小学生らしい、中学生らしい服装というのは、過度な露出を控えたり奇抜な服装は避けたり、私服だからどんな格好でも構わないというわけではなく、そのときその場所、年代に応じた対応をするのが望ましいという意味だと捉えております。子どもの世界にしても大人の世界にしても、それぞれ社会の秩序を守る意味でも、最低限のルール、決まり事は必要だと思います。繰り返しになりますが、時代に即した内容となるよう、これらの表現も含め、改定時の検討課題としたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。指針が必要ないってことを言ってる訳ではなくて、指針の内容をやはり子どもの意見もちゃんと聞きながら見直していくってことが、そういうことが必要ではないかということを申し上げている訳です。こども基本法、来年4月に施行されますけれども、その中で子どもの権利条約ということ等にしっかりと明記しています。子どもの権利条約の中で、4つの一般原則っていうのがあるんですけれども、その中の2つ、大事なことです、子どもの最善の利益。子どもに関することが決められ、行われるときは、その子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えます。もう1つ、子どもの意見表明権。子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見をあらわすことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮しますということがあります。このことを、やはりこども基本法施行、来年4月になりますけど、より念頭に置いてですね。これからの

教育方針をしっかりと定めて、子どもを参加させるということをやっていただきたいというふうに思う訳ですけれども。最後に、町長。その教育方針ですね、校則様々な見直しみたいなことも進めます。現状のお考え、こども基本法施行にあたっての内子町の子ども教育行政について、答弁を最後にお願いしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、子どもたちにはやっぱりですね、健康で健やかにということでもあります。そういう中でですね、いろんなルール、あるいは決め事、そういうものもですね、やっぱり、それぞれの家庭の中でやることももちろん大切ですが、やっぱりその指針としてはですね、そういうのも示すと、先程いろいろ質問されておりますけれども、それはとても大切じゃないかなというふうには私は思っております。いずれにしても基本はですね、健やかな子どもを育てていくということがもうこれ基本でございます。そういう思いでですね、これからもいろんな施策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問をここまでとし、休憩します。

午後1時から再開します。

午前 11時 58分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 最後に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。12月定例会に当たり通告に従いまして、私からは4つ質問いたします。本定例会においては8番目、最後の一般質問となりました。昼食後の1番眠い時間です。端的に皆様の目が覚めるような質問を心がけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目に、内子町における動物愛護の推進についてお伺いいたします。広報うちこ9月号の特集記事「猫、だって。」において、飼い主のいない猫対策としての地域猫活動や、愛媛県動物愛護センターからのメッセージ、「避妊去勢手術について」大きく取り上げられ

ましたので、ご覧になった方も多いかと思います。多くの町民の方から初めて知った、知れて良かったなど、好意的な感想をたくさんお寄せいただきました。とにかくまず実態を知ることが第一歩ですので、啓発活動として、大変意義深い特集であったと考えます。さて、2021年度から実施されている、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金事業」の実施状況について伺いいたします。2年目となりましたが、これまでの実施頭数、予算の執行率はいかがでしょう。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 内子町猫不妊去勢手術費補助事業の実績についてでございますけれども、令和3年度の補助は、27頭、内訳としまして雌18頭、雄9頭、令和4年度は、16頭でございます、雌13頭、雄3頭となっております。補助金につきましては、雌猫8,000円、雄猫4,000円となっておりますけれども、手術費用は、不妊手術が平均で2万4,000円、去勢手術が1万7,000円程度となっております。手術費用に対して補助金が少なく、個人負担が大きくなっているため、令和5年度からの補助金額の見直しについて検討を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） はい、ありがとうございます。27頭と16頭で43頭が、不妊去勢手術を済ませたということは、その分だけ町内に生きる、飼い主のいない猫の繁殖が抑制されたということでもあります。今、令和5年度に拡大を検討されてるということですが、松山市などは不妊去勢手術補助事業として対象を飼い猫にまで拡大し、年度内1世帯につき1頭という制限はありますが、雄が1,000円、雌が2,000円の補助があります。来年度以降のこの補助事業、飼い猫にまで対象を広げるお考えはあるかどうか、伺いたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 塩川議員さん説明のとおり、松山市は飼い猫についての補助もされております。県内でも飼い猫でありますとか、飼い犬に対する不妊去勢手術の助成を行っているところもございますけれども、内子町はまず問題となっている地域猫の不妊去勢手術を行うということで、飼い猫、飼い犬につきましては、飼い主の責任ということで今の段階ではやらせていただきたらと思います。今後、近隣の市町の状況等、その他のご意見等も、住民の方のご意見等も聞きながら、拡大については今後検討していきたいという

ふうに思います。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) はい、ありがとうございます。続きまして(2)に移ります。町内でも鳴き声や糞尿、庭や畑を荒らされるなど、飼い主のいない猫による環境問題は継続的に発生しておりますが、近年特に不適切な飼養により、管理できる頭数を超えてしまう多頭飼育崩壊問題もメディア等で注目を集めています。昨年には松山市内で発生した100頭を超える事例がテレビなどでも報道されました。2021年3月26日に環境省が策定した、136ページに及ぶ『人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～』では、多頭飼育の問題の背景には、飼い主の高齢化や経済的困窮、社会的孤立など、問題がある場合も多く、社会福祉的な支援を必要とする飼い主が多いこと、再発リスクが高く根本的な解決のためには動物への対処のみならず、飼い主に働きかける必要があることなどが指摘されています。多頭飼育問題に円滑に対応するためには、日頃から動物愛護管理部局、社会福祉部局間で情報交換を行える体制を構築するほか、このガイドラインを参考として活用し、多様な主体との連携による地域ごと事案ごとの実情に応じた多頭飼育対策を実施するよう、環境省、厚労省連名の通知も発出されております。県から市町の動物関係の担当課、福祉の担当課にも周知されているとのことですが、内子町では、このガイドラインについて認識されているのでしょうか。また、多頭飼育崩壊に関連する問題であります。独居飼い主の高齢化、施設入所などの状況変化により、地域に残される可能性のある犬、猫等の愛玩動物への対応について、町として想定はしているのでしょうか。お伺いいたします。

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長(久保宮賢次君) 環境省が作成しました多頭飼育対策ガイドラインでは、多頭飼育がもたらす3つの影響としまして、①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺の生活環境の悪化が指摘をされております。また、対策の3つの観点としまして、①飼い主の生活の支援、②動物の飼育状況の観点、③周辺の生活環境の改善が必要とされております。多頭飼育や飼い主のいない猫問題は、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「愛媛県動物内部及び管理に関する条例」により、動物の所有者または占有者の責務あるいは遵守事項が定められておりまして、これに違反していると認めるときには、県は必要な措置をとるべきことを指導し、または勧告することができることになっております。塩川議員ご紹介いただきましたとおり、今年の広報うちこ9月号では動物愛護週間に合わせまして特集記事で、「地域猫」を取上げ、殺処分の実態や地域猫活動の状況をお知らせして、犬猫の適正な飼養について呼びかけを行いました。しかし現実には飼い主のいない猫への無責

任な餌やりや、多頭飼いなどで地域の生活環境が悪化するなどの事案がありますので、そうした場合には、県の保健所などと連携をとって、飼い主が適正に飼養できるよう個別に対応をしてまいりたいと思っております。それから、その他の愛玩動物については、今のところ登録制度はありませんが、災害時の避難所の運営上は必要な場合もあると思います。こういった情報の収集が必要、とれるかは、今後の課題として、また検討していきたいというふうに思っております。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

[塩川まゆみ議員登壇]

○2番(塩川まゆみ君) はい、ペットの同行避難も含め、その登録制度も検討されているとのこと大変心強く伺いました。今課長の答弁にもありましたけれども、この不適切な飼養をしないようにとの指導は確かに県からもされるんですけども、この餌をやる人が増えるという意見をよくよく聞くと、餌をやると生き延びる、生き延びればまた繁殖して増える、エサがあると分かって他所の地域からやってくるなど、それぞれにもっともな理由があります。でも、そこで餌をやらなかったら、結局飢えた猫は食べ物を求めてさらに活動範囲を広げるだけなんですね。飢えているので食べられそうなものを求めて、ごみ袋を漁ったり、人の人家に侵入したりもするようになります。なので、餌をやらなければ取りあえずその近隣からはいなくなるのですが、町という単位で見ると単に地域を移動しただけであり、根本的な解決にはなっていないということを留意していただきたいと思います。

東京拠点に25年以上活動されているNPO法人の「ねこだすけ」さんという方の2009年4月の講演資料の中に、「行政不作為と地域不作為にならないために」と題した文章がありますので、ここで、参考までに内容を紹介させていただきたいと思います。「現在大きな問題となっている野良猫の先祖は二つ。一つは人間に捨てられた猫、もう一つは、不妊去勢手術を行わないまま、家と外を自由に行き来していた猫であります。現在の動物愛護法では、「遺棄・衰弱・虐待・殺傷」について罰則が設けられていますが、昭和48年には、既にその前身である動物保護法があり、遺棄虐待には3万以下の罰金、過料がありました。ところが、これは東京においても執行されることはほぼなかったということです。何度かその後改正されて、現在のような動物愛護法に至る訳ですが、昭和48年から全国の管轄行政が、その広報と執行を徹底していれば、今日の飼い主のいない猫問題は、かなり違った状況になっていたはずで、その広報と執行を怠ったという点において、これは明確な「行政不作為」と言えます。」とあります。

もちろん今、この議場にいらっしゃる執行部の皆様には直接の責任はないとも言えますが、昭和以来続いてきた全国的な行政の不作為が、今日の野良猫問題の原因であることは論を待たないわけであります。また「地域不作為」については、30年、40年前、まだ不妊去勢手術も一般的ではなく、猫は自由に外出させるのが当然だった時代に、当然外で生まれる子猫がたくさんいたわけですから。その状態に対して、地域住民の方もご近所などに余計なこ

とを言って面倒を起こしたくない、我が家には特に被害がないから関係ないとして、我が身、我が地域の問題として積極的に対応してこなかったということが、「地域不作為」です。ここで今、飼い主さん個人の責任や、餌やりさんなどの責任として地域社会の問題として捉えず、問題を先送りし合うことは解決には繋がらないと思います。また当時は、まとめて遺棄殺傷するという現在では完全に動物愛護法違反の行為で対処してきたという現実もあることと思います。どちらの不作為も近年は随分改善されてきていると思いますが、この2年ほど町内の地域の飼い主のいない猫の問題に関わってきて、やはり令和2年度の改正動物愛護法の周知、適正飼養の啓発についてはまだまだ不十分との印象を持っておりますが、この先啓発について、特に主体的に行う予定はあるのでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 町としては、そういった苦情が寄せられた場合には個別に対応はしていきたいと思いますが、先程申しましたように県が必要な措置をとるべきことを指導し、または勧告することができるというふうになっておりますので、県と連携をしてそういった事案については、個別に対応していきたいというふうには考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。県、こちら辺では八幡浜保健所をはじめ、管轄の担当ありますので、ぜひ緊密に連携されて内子町内の環境保全動物愛護に取り組んでいただきたいと思います。

（3）です。動物愛護管理法第21条には、動物愛護推進員制度について規定されており、行政だけで単独で動物愛護と適正飼育に関する取り組みを行っていくのではなく、その地域地域の実態を十分に把握し、行政がカバーしきれないような地域に根づいた住民活動の中心となる動物愛護推進員という制度があります。これは県、都道府県がやるものであって全国の都道府県の多くでこの推進制度があるんですが、なぜか愛媛県にはありません。こういうところも、愛媛県がいつまでも殺処分が高止まりしている原因の1つかと思います。代わりという訳ではないのですが、「愛媛県動物愛護サポーター制度」といいまして、対象が企業や団体向けの、例えば譲渡会場を提供する、啓発活動に協力するなどの企業や団体を対象としたサポーター制度があります。こちらは2021年10月現在県内67の企業や団体が登録していますが、南予地域においては西予市、八幡浜、宇和島市の中の4団体のみ、67団体中4団体のみが南予となっています。町内においては個人への周知啓発と並行して、町内企業団体に向けてもこのような取り組みを積極的に紹介してはいかがでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 愛媛県動物愛護サポーターの募集について、これまで内子町では積極的な周知等を行っておりません。チラシの配布など内子町で協力できることがないか県に確認したところ、県ではホームページでのみ募集を行っておりチラシなどの配布物は作成していないとのことでした。今後、町内の企業・団体に対し何らかの周知が出来ないか、県とも相談しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） はい、ありがとうございます。昨年6月にも動物愛護について一般質問した際に申し上げましたが、動物愛護の先進自治体となるべく取り組みを進めることは内子町の魅力を益々高め、対外的なイメージアップはもちろんのこと、住民が誇りを持つ町になることに大きく貢献することは確実だと思います。また、小さな命を大切にすること、ということを単なるスローガンにとどまらず、行動で具体的に示すということは、大切にされる当の命はもちろん、内子町の子供たちの情操教育にも大変よい影響を及ぼすと確信しております。小さな命を大切にすることは、当然人間も大切にすることは大切です。次回の総合計画策定時には、動物愛護について明確に盛り込まれることを期待します。

それでは次に第2問、内子町男女共同参画基本計画の推進について伺います。2022年3月に、民間の有識者グループが発表した「都道府県版ジェンダーギャップ指数」において、愛媛県は政治分野31位、行政39位、教育30位、経済33位と、4分野とも低迷し、特に行政分野の「市町村管理職」（課長相当職以上）は47都道府県中最下位であり、その女性比率8.2%は全国で唯一の1桁台というとても残念な結果でありました。これは3月に愛媛新聞でも大きく報道されたので、ご覧になった方もいらっしゃると思います。これらの現状を踏まえ、「第三次内子町男女共同参画基本計画」の進捗状況について幾つか伺います。

（1）「第三次内子町男女共同参画基本計画 5章 数値目標」には、「現状や施策の推進状況を分かりやすく示し、本計画の着実な推進を図るための数値目標が掲げられ、毎年度の進捗状況について進行管理を行い、総合的、計画的に推進します。」とあります。この中において審議会等における女性役員の割合、女性委員のいない審議会等の割合、自治会の会長、事務局長の女性登用、農業委員に占める女性の割合の目標値達成に向けた進捗状況、及び達成実績についてそれぞれ伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、塩川議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。令和2年3月に策定をいたしております、「第三次内子町男女共同参画基本計画」につ

きましては、人権の尊重と男女共同参画の人づくり、共に創る豊かな地域づくり、生涯いきいきと暮らせる環境づくり、対等なパートナーとして働ける職場づくりの4つの基本目標を掲げ、本計画を推進するに当たり数値目標を設定いたしております。ご質問のまず「審議会などにおける女性役員の割合」でございますけれども、令和4年度の数値は、27.7%となっており、計画策定時が22.7%ですので、5%増加している状況です。「女性委員のいない審議会等の割合」につきましては、12%が11%となり、1%減少しております。また、「自治会長・事務局長の女性登用」につきましては、6.1%が3.7%となり、2.4%の減少です。それから、「農業委員に占める女性の割合」につきましては、17.6%で、計画策定時と変化はございません。いずれの数値も、大きな変動がある訳ではありませんけれども、例えば地域での女性の活躍という点では多くの自治会で女性部が組織されたり、また女性が専門部の役員に就任するなどしており、女性の立場から地域づくりや防災減災の取り組みに参画されているものと考えております。また、農業委員につきましては、合併前の旧3町に1名ずつの女性委員を選出するとの申し合せのもと、女性委員の確保に取り組まれていると伺っております。このようにそれぞれの組織において男女共同参画の視点を持たれて取り組みが行われ、少しずつではございますけれども、意識行動が向上しているものと考えております。今後なお一層、各組織と連携して男女共同参画の推進に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) はい、ありがとうございます。再質問。通告書にはないんですけど、ちょうど12月5日現在ホームページで更新されていましたが、農業委員等の募集状況の公表で中間公表というのがありまして、こちらの現在の推薦応募状況一覧として12人の候補の方々が挙がってるんですけど、そのうち女性は2名だったわけですね。先程の数値目標の取り組みの中で、例えば町民の認知度や意識を高める取り組みとして、男女共同参画にまつわる概念や用語などがどの程度認知されているかというような、その認知を高める取り組みというのはちょっと難しい、なかなか成果が目に見えにくいと思うんですけども、女性を役職に登用するというのは、比較的取り組みやすく成果が数字として目に見えやすい部分だと思いますが、具体的にはどのような、その地域の女性に働きかける等もありますけれども、どのような取り組みをされているのでしょうか。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 黒澤総務課長。

○総務課長(黒澤賢治君) 例えば各団体等におきまして、女性の方の登用でありますとか女性の方が役員につくということにつきましては、各団体におきまして、それぞれ、先程農業委員の例を出しましたけれども、そういった形で、例えば何人以上女性の役員にするとか、例えば組織の中に女性部を設けるとか、そういった形で女性の方もその組織の中に参画し

ていける、そういった取り組みをしていただいておりますし、そのために行政といたしましても、例えば人権学習でありますとか、男女共同参画の学習、そういった中でですね、そういった意識を高めていくということで、そういった男女共同参画に対する知識を高めていく中で意識を高め、そしてそれを男女共同参画の行動を、それぞれの組織の中におけます行動といたしますか、女性の方の登用でありますとか、組織の中に入っていただく、そういった取り組みにつなげていっているということでございます。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) はい、今の答弁の流れでもあるんですけど(2) ポジティブアクション、積極的改善措置の導入検討って、これははっきり明確にこれがポジティブアクションと言ってなくても、もう既に実施されてるというような、理解出来なくもないんですけども、もっと大々的なといいますか、ポジティブアクションとして積極的に導入することを検討されているかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長(黒澤賢治君) それではお答えをさせていただきます。内閣府によりますと、ポジティブアクション(積極的改善措置)とは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、実質的な機会均等を実施することを目的として講じる暫定的な措置のこととされております。男女共同参画におけますポジティブアクションの導入に当たりましては、性別だけに着目しすぎた措置にならないよう、内閣府が示す手法なども参考にしながら検討していくことが必要かと考えておりますけれども、例えば当町の管理職の登用で申しますと、課長補佐級以上の職員のうち女性が占める割合は25.8%という状況となっております。職員に対しましては、性別によらず若いときから管理職にふさわしい能力を身につけることができるよう、各種研修の受講や派遣、また人事交流等を通して資質の向上に努めているところでございます。また、先程の農業委員会農業委員における女性委員の確保対策のように、合併前の3町で必ず1名は女性委員を選出するという取り組みも、結果としては女性農業委員の比率が県下で最も高いという現状から見まして、ポジティブアクションの一環ではないかと考えております。また、内子町消防団では昨年4月に「女性部」が女性「分団」に昇格しております。この昇格によりまして、代表が女性分団長として、名実ともに内子町消防団の幹部として、「正副分団長会」に参加することで女性の立場から内子町の防災・減災の意思決定の場に参画することとなりました。今後におきましても各組織などと連携して男女共同参画の浸透に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） はい、ありがとうございます。それでは（3）「内子町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に係る目標とその実績の状況について」においてですが、こちらホームページで平成31年度までの進捗状況が公表されていますが、その後いかがでしょうか。また数値目標の達成のための具体的な取り組みについてお聞かせ願います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） お答えをいたします。内子町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画における目標と実績の状況につきましては、令和2年度以降の進捗状況のデータが更新されておりませんでしたので、今般データを更新したところでございます。令和3年4月に策定しております特定事業主行動計画における数値目標における実績につきまして、お答えをさせていただきます。次世代育成支援及び女性活躍推進に関する数値目標であります「男性の育児休業取得率」でございますけれども、令和3年度におきましては、取得者はございませんでした。しかしながら、今年度は令和4年度において、初めてとなりますけれども、2名の取得者がございました。取得率は18％でございます。次に、「男性の配偶者出産休暇取得率」につきましては、令和3年度6名中5名が取得して、83％となっております。「育児参加休暇取得」につきましては、令和3年度6名中1名が取得し、17％でございます。「職員1人当たり時間外勤務年間平均時間」につきましては、令和3年度10.9時間となっており、ここ数年間で3割程度減少いたしております。次に、「年次有給休暇の年間平均取得日数」については、令和3年は9.4日で、以前と比べ余り変わらない取得状況でございます。また、女性活躍推進に関する数値目標の「管理的地位（課長補佐級以上）」でございますけれども、そのうち職員に占める女性の割合につきましては、令和4年度、25.8％となっており、年々上昇している状況でございます。目標達成のための具体的な取り組みについては、特別休暇などの取得につきましては年度当初でありますとか、制度の改正などの都度、課長会などを通して周知を行うとともに、職員からの問い合わせや相談に対応することで取得の促進を図っているところでございます。また、有給休暇につきましては、各課において「年次有給休暇の取得計画表」を作成するなどして、各所属長を中心に工夫して、計画的な取得ができる環境を整えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） はい、ありがとうございます。確かに皆さん仕事も大変だったりし

てですね、なかなか休暇がとりにくいというのはこの男女共同参画に関わらずある問題かと思うんですけども、逆にこの男性の育児休業の取得などについては、むしろ役場に率先してやっていただきたい。町内の中で他の事業者にもうそれこそ民間の事業者の方がさらに厳しい状況にあると思うんですけども、取得においてはですね。まず役場から率先してどんどん数値を上げていくようなふうにしてほしいと思います。それについて町民の方々の理解も得られるように、併せて啓発なども進めていただけたらと思いますが、この女性登用、今この議場もそうなんですけれども、今、私この中にあって女性が3名しかいない訳で、こういう風景が無意識のアンコンシャスバイアスと言われますけれども、意思決定、議会や、何ていうんでしょう、ちょっと偉そうな会議は全部男性である、みたいな認識を持ちながら育つことになるわけですね。この風景自体がある意味強烈なメッセージになってるところがありますので、その辺のバランス、先程のポジティブアクションもそうなんですけれども、分かりやすくですね、もっと取り組んでいただけたらと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、先程来、申し上げますようにですね、管理職登用、これについてはですね、その登用に沿えるようなことをですね、ずっと研修あたりも含めてですね、やってきております。その中で女性だから、男性だからということではなくてですね、やっぱそれはその資質とか、いろんなものを見てですね、人事を行う訳であります。特に役場の場合にはですね、最近ですと女性の比率が多分男性より多くなってるんじゃないかと思うんですが、採用がですね。やっぱりその採用の各層の状態もございますのでですね、一概にその女性だからということでもってですね、その女性を登用するというのはこれは非常に失礼な話でもありますし、そういうことは逆にあってはならないというふうに思っております。そういう状態でございますのでですね、それは十分そういう女性の登用とかそういうことについては男女平等でございますので、当然そういう意識を持ってですね、人事も行ってますし。ただですね、そういう状況にあるということで、一足飛びにはですね、それだけをもってやることは非常に難しいのかなというふうには思っております。以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。続きまして、ちょっと絡んでもくるんですけど3問目。会計年度任用職員についてお尋ねします。内子町のホームページにも、12月2日付で、「あなたの力が生かせる職種がいっぱい、内子町役場の会計年度任用職員を募集します。」として、令和5年度4月からの募集が掲載されました。今や業務に欠くことの出来ない会計年度任用職員ですが、制度導入時より正職員との賃金格差、また会計年度任用

職員はどの団体でも圧倒的に女性が多いことから、給与の格差がそのまま男女間の賃金格差をさらに広げる側面もあり、問題視されてきている部分もあります。内子町は正職員は男性147名で61.25%、女性が93名、38.75%の合計240名、会計年度任用職員は短期のものも含めると、男性が29人、16.76%、女性は144人、83.24%の合計173名であり、全体が413名、40%以上が会計年度任用職員となっています。これを踏まえまして、今回、今議会にも提案されますけれども、2022年人事院勧告に基づく給与改定についてお尋ねいたします。国に準拠して正職員の俸給表改定内容は、令和4年4月1日に遡って適用されますが、会計年度任用職員については令和5年1月1日からの適用となっています。これは、同一賃金、同一労働、その他いろんな観点から見ても不平等ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えをいたします。会計年度任用職員の給与につきましては、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」に「常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本と考えているが、各団体の実情に応じて適切に判断いただきたい」との記述がございます。こうしたことから、各自治体において実情に合った対応をすることもできるものと考えております。今回の給与改定につきましては、国や県内の動向を確認いたしましたところ、国の非常勤職員におきましては8月の人事院勧告後、給与法の改正が11月に可決、成立した後、翌12月から給料表の改定を行うとの情報がありましたので、国の状況を基準に検討いたしました。県下の自治体の状況を見ましても対応は様々でございますけれども、内子町の会計年度任用職員につきましては、令和5年1月1日改定という判断をさせていただいたところでございます。また男女間格差、正規、非正規雇用の賃金格差につきましてもいろいろとご意見あるかと思っておりますけれども、定期的な面談の際に、意欲のある職員につきましては正規職員採用の試験の周知なども行っているところでございます。今回の改定時期につきましては、国の運用を基本に検討した結果でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） はい。今回の国に準じて、国が県に準拠するというのが県下の各自治体の判断だというふうに聞いたんですけれども、総務省の公務員課給与能率推進室というところがこの会計年度任用職員の処遇も含めた担当なんですけれども、そちらの担当の方とちょっとお話しさせていただいていろいろ確認したところ、あくまで人事院勧告というのは国家公務員に、もう当然、釈迦に説法ですけど、国家公務員に向けたものでありまし

て、地方公務員ましてやその会計年度任用職員については、もう本当に各団体の裁量に任されていると。地方自治法との兼ね合いや地域の実情に応じて、そこで例えば私が例として、これは例えばうちは令和4年、正職員と同じように4年の4月1日に遡って実施するということも何の問題もないのかと聞いたところ、それはもちろん何の問題もないという回答を得ました。ということはですね、これ県下で近隣と足並みをそろえるとさっきおっしゃいましたが、足並みをそろえる公平性は何のメリットがあるんでしょうか。これはつまり当の会計年度任用職員の方々にとっては、やはり賃金が正職員の改定よりも低いものになる訳でありまして、そこはいかがお考えですか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい、この件に関しましては先程、塩川議員さんもおっしゃった通りですね、人事院勧告といいますのは人事院が国家公務員の給与等に関してその勧告を行うものでして、国はその勧告を受けて給与法の改定ということで国家公務員の給与を改定するものでございます。従来我々にとりましては人事委員会を持ちませんので、人事によります国家公務員への勧告を基準にしまして、その改定を行ってきたところでございます。そういったところで、確かにこの人事院勧告に準拠する、あるいはその通りに行う義務があるのかということとそうではありませんけれども、1つの指針として人事院勧告を今まで遵守してきたということでございます。また先程、答弁申し上げましたけれども、県内各自治体において、小さな取扱いにおいては取扱い様々でございます。例えばですけれども、今回の会計年度任用職員の給料表の改定につきましても、県内でも半分以上の自治体がですね、会計年度任用職員の給料表の改定は来年4月以降に行うという中、内子町ではですね、1月1日から行うということでございます。また、つけ加えますと期末手当の改善につきましても、同じように県内半分以上の自治体が会計年度任用職員の期末手当の改定は行わないという中、今般改定を行うものでございます。そういった状況も様々でありますけれども、内子町にとりましても一定のルールの中、取り組めるものは取り組んでいこうということとで実施しておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） はい、今の答弁で愛媛県においては内子町はちょっと良い、良い方の取り組みをしているのだということがわかったんですけども、その良さをもっともつと引き上げてですね、なぜ正職員と同じ待遇には出来ないのか。そこの最終的な意思判断、意思決定はどこがされるんですか、町長ですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、最終判断、私が行いますが、これは前回の委員会でしょう

か、出ておりました。やっぱりですね、会計年度任用職員と正職員とですね、全と一緒にということはやっぱり内容も違いますのでそれは困難であるというふうに思っております。そういう中でですね、国に準じてですね、今回、今まで基本的には国の人勤に基づいているんなことを今までもやってまいりましたので、それに基づいて今回もやらせていただいたということでございますので、よろしくお願いします。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) はい。2020年のこの会計年度任用職員制度で、地方公務員法、地方自治法の一部改正する法律案のときに附帯決議がつきまして、それを読んで「本法施行後その施行の状況について調査検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。その際、民間部門における同一労働・同一賃金の議論の動向を注意しつつ、短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方や、臨時的任用職員及び非常勤職員に係る公務における同一労働同一賃金の在り方に重点を置いた対応に努めること」とあります。もちろん本当にごくごく短期の短時間の任用職員については正職員と同じではないというのは正しいと思うんですけども、フルタイムの会計年度任用職員の方、そしてまた更新しながら2年3年と勤められてる方には、もう本当にその担当の方がいなければ回らないような仕事をされてる方もいらっしゃると思うんですけども、そういう方々が会計年度任用職員であることで不利益を被っているようなことはないのでしょうか。またその会計年度任用職員の方々から、例えば面接であるとか、いろんな事情は定期的に聞かれてるのでしょうか。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 黒澤総務課長。

○総務課長(黒澤賢治君) はい、本件につきましてはですね、同一労働・同一賃金ということもあらうと思うんですけども、公務の職場にとって重要なことっていいものは、やはり、正規職員との均衡のとれた待遇となっているかということだろうというふうに思います。それはどういうことかと申しますと、やはり仕事、職務の内容の重要性、それから、複雑性、困難性、責任の重さ、そういったところを勘案して、やはりそういった処遇でありますとか、そういったものは決定していくべきだろうというふうに思っております。そこがバランスがとれているかっていうところに重点が置かれると思います。また会計年度任用職員におきましても、我々正規職員と同様にですね、定期的な面談を行いまして、その点評価をし、例えばその次の年ですね、また採用するといったそのときにはですね、重要な面接を行って評価を行った上できちんと対応しておりますので、その点については正規職員と何ら変わるものではございません。以上です。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) はい、この会計年度任用職員制度については実際、国の方のレベルでいろんな争議も起こっておりますし、国の制度の見直しということ等が大元になるのかなとは思いますが。ただやっぱり内子町の中で、できる限り不利益にならないような在り方についてはまだ検討していただけたらと思います。

続きまして(2)総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルのQ&A」の中にですね、フルタイム及び短期間の任用職員については公表なんですね、要するにフルタイムの会計年度任用職員を公表対象とするということですね、公表することにより短期間の任用の繰返しや、退職手当制度共済組合制度を適用させないといったような不適切な運用を防止する、であつたりとか、任期の定めのない常勤職員と同様の給料、旅費等の支給対象となるというのもありまして、その公平性を公表するために当該年度内の人数等の実態を適切に把握し、公表する工夫をしていただきたいという通知が出ておりますが、これ私も今回この質問に当たっていろんなところ調べたんですけど、特にホームページなどでは公開されていない、また広報などでは公開されていないのでしょうか。それとも私が見落としているのでしょうか。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長(黒澤賢治君) お答えいたします。会計年度任用職員の任免や、職員数、給与や勤務条件など、その実態についての把握は行っておりますけれども、これまで公表は行っておりません。今後公表を行っていきたくて考えており、任用の期間を問わずフルタイム職員を対象とする予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) 適切な把握と公表が奨励されているんですけども、それが実現するということで大変嬉しく思います。

はい、最後に同性パートナーシップ制度の導入についてお伺いします。2022年11月現在全国の自治体1,757のうち242の自治体が、LGBTQ向けのパートナーシップ制度を導入しています。県内でも松山市の当事者グループなどが数年来パートナーシップ制度の成立に向けた取り組みを続けてきましたが、ここに来て大洲市が来春、県内の自治体で初となる同制度の導入検討に入りました。大変喜ばしいことだと思います。お隣の町として内子町の今後の方針についてお尋ねいたします。内子町でも同様の制度の導入の予定はありますでしょうか。

○住民課長(西川安行君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） 塩川議員の質問にお答えします。同性パートナー制度が性の多様性において、LGBTQ「性的マイノリティ」の方、主に同性カップルを対象に夫婦同様なパートナーとして自治体が認める制度で、法的な拘束力はないものの、公営住宅の入居、公立病院での入院、手術の同意など一部の行政サービスを受けることが可能となる制度です。現在この性の多様性を求める、認め合う観点から、各自治体で導入が増えています。本町では、この「性の多様化に伴う性的マイノリティの人権」について、「第5期 人権尊重のまちづくり 人権教育啓発推進計画」の重点課題として、人権教育、啓発活動に取り組んでいます。具体的な例を申し上げますと、うちこ福祉館の人権映画祭でLGBTQを題材とした短編映画を上演したり、小田自治センター館内での地域ぐるみ人権学習、各自治会単位で行う学習会でございますが、それにおいて「LGBT、性的マイノリティと人権」をテーマに、人権学習を進めました。このようにまずLGBTQの方に対する差別の防止、解消や、適切な支援に取り組む各種人権啓発、及び人権教育を積極的に推進し、町民の方々の理解促進に取り組んでまいりたいと考えています。また、LGBTQの人たちを含む、誰もが暮らしやすい社会を目指す同性パートナーシップ制度を導入することも重要なことだと考えております。なお広域での県、市町村との連携も課題であり、今後も国や県の動向に注視し、制度を導入された市町村の取り組み状況等について調査研究をしてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) はい、ありがとうございます。では具体的な時期についてはまだ検討されてないという理解でよろしいですか。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） 現在、具体的な時期等はまだ定めておりません。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番(塩川まゆみ君) はい。ちょうど11月30日に東京地裁で、ニュースでご覧なった方もいらっしゃると思うんですけど、同性同士の結婚が認められてないのは憲法違反だとして、東京都を中心に同性のカップルの方が国に損害賠償を求めた訴訟の判決がありました。この中でも、主要7か国G7で同性婚を認めてないのは日本だけであり、賠償請求自体は棄却されたものの、同性愛者がパートナーと家族になるための法制度がないという現状を、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害とし、個人の尊厳に照らして合理的な理由はなく、憲法24条2項に違反する状態だとして、国の立法措置を促す内容であると報じられています。先程の答弁の中にも、人権教育、内子大変力を入れてまして、私もいろん

な映画、うちこ福祉館で見せていただいたりとかですね、今の答弁の中にちょっと気になったのは、町民の理解を進めていきたい、というんですけれども、このパートナーシップ制度というのは当事者の方々のもう生きる権利なわけですね。人権もそうなんですけれども、このような同性パートナーシップ、これは別に他者の承認を必要としないのが人権でありまして、愛し合う2人であるとか、人生をともに過ごしたい人たちがですね、一緒に住めない、法的ないろんな保護を得られないという状況を何とか改善しなければいけない。ただ、その国の立法措置を待ってる間何もせずにもいられないので、本当に苦肉の策として、パートナーシップ制度をいろんな自治体で、今242の自治体が導入しているところでございます。岸田首相はちょっと慎重な姿勢でですね、どうもこうあまり前向きではないようなんですけれども、でしたら本当にこの草の根から、市民のほうから、当事者の方から声を上げていってどんどん実績を作っていきたいなと考えているんですが、それについては町長、どうお考えですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、大変重要な問題だというふうには捉えております。ただ国の方でもですね、今言われましたように本来ですとね、そこでしっかりと議論がなされて法律としてですね、きちんとうたい込まれるということなんだろうというふうに思っております。まだその辺りのですね、内子町でということなんでしょうけれども、そういうところについては今研究、勉強しているところであります。今すぐということではないのんですけれども、そういう方向には将来ですね、向かっていくのかなというふうには思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） はい、ありがとうございます。今すぐではないそうなんですけれども、来年の春からでも大洲市では導入されるそうなので、なるべく早くの対応をお願いしたいと思います。本当に町民の理解、学習会、啓発は大丈夫なんですけれども、このパートナーシップ制度を導入すること自体が、内子町はあらゆる人を受け入れるんだという、これまた力強いメッセージになりますので、ぜひその点も考えられてパートナー制度の早期導入、よろしく願いいたします。以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 以上で一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。午後2時5分から再開します。

午後 1時 54分 休憩

午後 2時 05分 再開

日程第 4 発議第4号 内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き会議を開きます。これから議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

「日程第4 発議第4号 内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提出者であります、議会改革特別委員会委員長に趣旨説明を求めます。森永委員長、登壇願います。

○議会改革特別委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永委員長。

〔森永和夫議会改革特別委員長登壇〕

○議会改革特別委員長（森永和夫君） それでは、説明をいたします。「発議第4号 内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例」につきましては、議会改革特別委員会で協議を重ね慎重に検討した結果、現行の15人から13人に定数を削減することが妥当であるという結論に達しましたので、議会改革特別委員会として本案を提出するものであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。「発議第4号 内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について」、内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに、内子町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和4年12月5日提出。提出者、内子町議会、議会改革特別委員会委員長、森永和夫。提出の理由については、少子高齢化や過疎化が進展し、住民ニーズが多様化する中、議会運営の効率化、議員活動活性化等の議会改革の必要性和、さらに今後も人口減少が予想されることなど総合的に考慮したとき、内子町議会議員の定数を15人から13人に削減することが妥当であると考え、内子町議会議員の定数条例の一部を改正するものでございます。議案書3ページをお開きください。内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例。内子町議会議員の定数条例（平成18年内子町条例第71号）の一部を次のように改正する。本則中「15人」を「13人」に改める。附則、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） はい、委員長に1点、質問をさせていただきます。ただ今提案されております議員定数、この案については特別異議はありません。長い時間をかけて特別委員さんご検討をいただき、その間においては町民の有志の方、また自治会の役員さん等々にも意見を求められて、その結果を踏まえてそういう意見を踏まえて取りまとめをさせていただいたというふうに記憶をしております。本当にご苦労様でございます。しかしながら、ちょっ

と耳にするのに、やはり意見を求められても、その後の経過が全く分からないというようなお話も耳にいたしました。求めた以上は何らかの返答があるのか、審議の結果があるのが本当かな、というご意見を私は個人的に耳をしたわけですが、そういう対応を特別委員会としてされてないのか、その人が聞こえてなかっただけなのか、質問をいたします。

○議会改革特別委員長（森永和夫君） 直接ですね、意見交換会に来られた方に対しては、そのような審議の結果をご連絡してはいいです。ただ、新聞報道等ではそういった旨の報道もありましたし、今日この場で条例案を発議するということで、そしたら今、林議員言われたようなことにも繋がってくるものと思いますし。今後ですね、そういったことも気をつけながら、議会としては言われるように発信をしていきたいと考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。森永委員長、席にお戻りください。これより討論に入ります。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。私は、本案に反対する立場から反対の討論をいたします。議員定数を15から13人に削減する条例、本条例改正案に反対をします。議会改革特別委員会が実施した住民アンケートでは、「定数を削減したほうがよい」と「現在の人員定数は適当である」という回答者の割合はほぼ同じぐらいでした。また、内子町も人口減少が進んでいるとはいえ、現在の人口現在の人口約1万5,000人に対し、議員定数15は、一概に多いとは言えず、町の財政状況も健全性を保てており、議会関連予算の負担が大きい状況にはないと考えます。議員定数削減は、将来的に女性や若い世代など、様々な立場を代表した新しい人が議員になる可能性を狭めてしまうと懸念されます。以上のことから、本案には反対します。

○議長（菊地幸雄君） 他に討論はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私は賛成の立場からお話します。今、提出の理由にも書いてありますけども、確かにこの先人口は減っていく、今は確かに1万5,000人、議員定数15人となっていますけど、減ることが考えられていてですね、アンケートでは確かに同数、今回アンケートなどを通して分かったのは、議会活動自体があまり今町民の方に知られてないというのもありまして、議員活動を町民の方にいかに情報発信していくかというのは、今後の課題ではあるんですけども、それを踏まえましても、やはりこう議会を少数精鋭化するというとちょっと語弊がありますけれども、より個々の議員が活動しやすい状況を作っていく。そしてこの議員定数に関しては本当に正解というものはなくてですね、それぞれの自治体の方がどのように考えるかですから、ある程度の人数を確保して多様性も確保できれば、ただしこの内子町のような規模の町とこれまでの選挙のことを考えますと、では定数を増やしたり、今を維持して果たして女性や若年層の立候補が促進されることになるの

かという、必ずしも定数とはリンクしないのではないかなというのが私も議会改革特別委員会の副委員長として活動してきた中で、アンケートに限らずいろんな方の町民の意見を聞いててですね、思ったことであります。よって今回の議案には賛成いたします。

○議長（菊地幸雄君） 他に討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。これより、「発議第4号内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

日程第 5 議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定」につきましては、宿泊体験及びテレワーク移住の促進により地域の活性化を図るため、内子町移住体験交流施設「二宮邸」を設置することに伴い条例を制定するものでございます。その内容につきましては小田支所長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、「議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。本案は、内子町移住体験交流施設「二宮邸」の整備に伴い、令和5年度より指定管理者による管理運営を開始いたしたく、内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例を制定するものでございます。次のページ5ページから10ページにかけまして、条例案を記載をしております。抜粋しての説明とさせていただきます。

第1条では、農村における都市生活者の宿泊体験及びテレワーク移住の促進による関係人口の創出を行うことにより地域の活性化を図ることを目的に設置する旨を定めております。第2条では、施設の名称を内子町移住体験交流施設「二宮邸」とし、位置を内子町小田360番地と定めております。第3条では、本施設の管理は指定管理者による管理を行うこと。第4条では指定管理者が行う業務を記載しております。第5条では指定管理者の指定期

間を5年以下と定めております。第7条には指定管理者の指定を受けようとするものの中から申請があったときは候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する旨を定めております。8ページをご覧ください。8ページ第14条から第17条までは、利用料金について条項を定めております。10ページをご覧ください。別表において「宿泊利用料金及び施設・設備利用料金」を掲載しております。利用料金につきましては、近隣の田渡地区交流宿泊施設や川登筏の里交流センター等の料金も参考にさせていただき、掲載している金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとしております。

「二宮邸」につきましては、令和3年8月に修繕工事を終え、現在試験的な取り組みとして地域住民団体が主体となり、地元小田自治会と連携し各種イベントや体験利用を行っているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者の指定について3月議会に上程させていただき、令和5年4月から管理運営を開始させていただきたいと考えております。以上、「議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第64号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、「議案第64号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 6 議案第65号

内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議案第65号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第65号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては総務課長に説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、私から「議案第65号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の11ページをお開きください。本案は令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。その内容は人事院勧告に準じ、一般職の特別給を年間0.1月分引上げ、併せて給料表の改定を行うものでございます。また、再任用職員の特別給についても年間0.05月分引上げを行います。条例改正案は12から16ページに、また議案説明資料の1から5ページに新旧対照表を掲載しております。

説明につきましては、議案説明資料にて行わせていただきます。1ページをお願いいたします。第1条では、条例第20条第2項第1号において一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の95」を「100分の105」に0.1月分引き上げる改正内容でございます。また第2号において、再任用職員の勤勉手当の支給割合を「100分の45」を、「100分の50」に0.05月分引き上げる改正内容でございます。いずれも令和4年12月1日からの適用となります。

次に、別表第1（第3条関係）、行政職給料表1ページの中段から4ページにかけて掲載をしております内容で改正をいたします。適用は、令和4年4月1日からでございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2条でございます。条例第20条第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の105」を「100分の100」に、また第2号においては、定年前三任用短時間勤務職員、再任用職員のこととございますけれども、勤勉手当の支給割合を「100分の50」を「100分の47.5」にそれぞれ改正するもので、令和5年4月1日からの適用となります。結果的に令和5年度以降の勤勉手当につきましては、改正前条例と比較しますと、一般職では6月期で、0.05月分、12月期で、0.05月分、1年で0.1月分、また、定年前三任用短時間勤務職員では、6月期で0.025月分、12月で、0.025月分、1年で0.05月分引き上げる改正となっております。以上で「議案第65号内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第65号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって「議案第65号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 7 議案第66号

内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは「議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。議案書1の17ページをお開きください。本案につきましても、「議案第65号」と同様に、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、改正を行うものでございます。改正条例案は、18ページから23ページに、また議案説明資料の6ページから10ページに新旧対照表を掲載してございます。

説明につきましては、議案説明資料にて行わせていただきます。6ページをお開きください。本案の内容は人事院勧告に準じ、会計年度任用職員の特別給を年間0.1月分引上げ、併せて給料表の改定を行うものでございます。第1条では条例第14条第1項に、「この場合において」の次に給与条例第19条第2項中、「100分の120.0」とあるのは、「100分の130.0」と読み替えるものとする、を加えるものでございます。また、条例第23条第1項中、「この場合において」の次に給与条例第19条第2項中、「100分の120.0」であるのは、「100分の130.0」と点を加えます。条例第14条はフルタイム、23条はパートタイムの会計年度任用職員の改定でございます。令和4年12月1日からの適用となります。

次に、会計年度任用職員の給与につきましては、別表第1に定める行政職給料表によるものとしており、この別表は先程、人事院勧告に基づく改正をご提案いたしました、内子町職員の給与に関する条例第3条の別表第1、行政職給料表（1）の1級及び2級に準じております。こうしたことから会計年度任用職員の給料表につきましても、一般職員の給料表同様に改正を行うものでございます。別表第1（第4条関係）、行政職給料表の6ページから10ページ上段にかけて掲載しております内容で改正をいたします。適用は、令和5年1月1

日からでございます。

続きまして10ページをお願いいたします。第2条でございます。条例第14条第1項中、「100分の130.0」を「100分の125.0」に改めるものでございます。また条例第23条第1項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に改めます。いずれも令和5年4月1日からの適用となります。改正前条例と比較しますと令和4年度における期末手当については12月期の期末手当において0.1月分引上げ、令和5年度以降の期末手当については6月期で0.05月分、12月期で0.05月分、1年で0.1月分引き上げる改正となっております。以上で「議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。

「議案第66号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第66号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 議案第67号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第8 議案第67号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第67号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第67号 内子町特別職の職員で、常勤のも

のの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案書1の24ページをお開きください。本案につきましても令和4年8月8日付人事院勧告に伴い改正するものでございます。改正条例案は、25ページに掲載をしております。説明につきましては議案説明資料4の11ページをお開きください。特別職におきましては年間の期末手当の支給割合を0.05月分に引き上げる内容でございまして、第1条では条例第4条第2項で規定する期末手当の支給割合を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改め、第2条で同条同項で規定する期末手当の支給割合を「100分の167.5」から「100分の165」に改めるという内容でございます。改正前条例と比較いたしますと、令和4年度における期末手当については12月期の期末手当において0.05月分引上げ、令和5年度以降の期末手当については6月期で0.025月分、12月で0.025月分、1年で0.05月分引き上げる改正となっております。第1条関係につきましては令和4年12月1日から適用し、第2条については、令和5年4月1日に施行するものでございます。以上で「議案第67号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第67号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第67号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9 議案第68号

内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につ

きましては総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案書1の26ページをお願いいたします。本案につきましても、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、改正するものでございます。改正条例案は27ページに掲載をいたしておりますけれども、議案説明資料の新旧対照表にてご説明を申し上げます。議案説明資料12ページをお願いいたします。第1条では条例第5条第2項で規定する期末手当の支給割合を「100分の162.5」から「100分の167.5」に改め、第2条で同条同項で規定する期末手当の支給割合を「100分の167.5」から「100分の165」に改めるという内容でございます。改正する内容などにつきましては、「議案第67号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」と同様でございますので、説明を割愛させていただきます。以上で「議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第68号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第68号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 10 議案第69号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 12 議案第71号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議案第69号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第11 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「日程第12 議案第71号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」、以上3件を一括議

題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第69号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案第71号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」、以上3件につきましては、いずれも地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年年齢が現行の60歳から65歳まで引上げられることに伴い、本町職員の定年引上げ等に関し必要な関係条例の整備を行うもので、相互に関連がございますので一括してご提案させていただきます。その内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第69号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案第71号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」以上、3議案を一括してご説明申し上げます。議案書1の28ページをお願いいたします。これら3議案につきましては、定年延長に係る9つの条例の一部改正、1つの条例の制定、1つの条例の廃止の合計11の条例を、3議案にまとめて整備するものでございます。議案書の28ページから53ページにかけまして、3つの条例案などの掲載をいたしてございます。また、議案説明資料4の13ページから35ページには条例整備の概要及び新旧対照表を掲載してございます。説明につきましては、議案説明資料4の13ページ、それから14ページにおいてご説明をさせていただきます。資料13ページをお開きください。左側になります。

まず本案3件の趣旨でございますけれども、これは令和5年4月から地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引上げられることなどに伴いまして、町職員の定年引上げなどに関して必要な関係条例の整備などを行うものでございます。なお、2つ目の案件、議案第70号で扱います個別条例の内容は、第1条から第9条にかけまして8つの条例の一部改正、それから1つの条例の廃止を行うものでございます。

次に地方公務員法改正と合わせました3つの条例の概要でございます。1つ目の内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本条例が今回の定年延長の核となる条例の改正でございます。内容といたしましては大きく4つございます。まず1

つ目は（１）定年を現行の６０歳から６５歳へ段階的に引き上げるものでございます。その下の表に記載をいたしております通り、令和５年度から２年ごとに定年年齢を１歳ずつ引上げ、令和１３年度から全ての職員を６５歳定年といたします。このため令和５年、７年、９年、１１年、１３年度には、定年退職者はいないことになります。２つ目の内容は（２）組織として一定の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するものでございます。役職定年の対象となる年齢及び役職については、６０歳に到達した管理監督職、管理職手当が支給される職でございますけれども、これらと職員が課長級職員であれば係長相当職へ、また、課長補佐級職員であれば主査相当職員等を降任させるものでございます。３つ目は、（３）①に記載の６０歳になって以後に退職した職員が、その職員の本来の定年の年度までの間通常より短い時間で勤務をする、定年前再任用短時間勤務制度を導入すること。それと、年齢の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職年齢後から６５歳までの間、現行の再任用と同様のフルタイムや短時間での暫定再任用制度を設けるものでございます。次に右側をご覧ください。そこに具体例を表で掲載しております。例えば、昭和３９年度生まれで現在５８歳の職員Ａの場合、左側のページの表に記載しております通り、昭和３９年度生まれの職員への定年は本来令和８年度末で６２歳でございますけれども、そのＡが６０歳に達した令和６年度末で定年前に退職をし、その後今ご説明いたしました新制度の定年前再任用短時間勤務職員を選択した場合の例となります。つまり６０歳になった年から後に、様々な理由でフルタイムで働けなくなった場合に退職をし、本来の定年までの間を定年前再任用短時間勤務職員として働き、本来の定年退職の年である６２歳からは暫定再任用職員として６５歳まで勤務するというものでございます。最後に、４つ目の内容は（４）の記載にあります通り、職員が５９歳に達する年度に６０歳以降の任用及び給与に関する情報を該当職員に提供し、職員の６０歳以後の勤務の意思を確認するというものでございます。

以上が、「内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の主な内容でございます。次に２つ目の「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」でございますけれども、これは先程も申し上げました通り、定年延長に関します９つの条例の改廃を一括して行うものでございます。そのうち大きな改正として、第７条で内子町職員の給与に関する条例の一部改正を行います。改正の内容といたしましては大きく２つございます。まず１つ目は（１）６０歳到達後の職員の給料でございます。６０歳到達後の翌年度からの給料月額、６０歳到達時の給料月額の７割とするというものでございます。２つ目は定年前再任用短時間勤務職員の給与等の整備でございます。先程、ご説明いたしました、定年前再任用短時間勤務職員の給与については、現行の再任用職員と同様に本条例において整備するというものでございます。

次のページ、１４ページをお願いいたします。「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち、内子町職員の給与に関する条例の一部改正以外の条例の改正や廃止でございます。第１条では内子町人事行政の運営等の状況の公表

に関する条例を、第2条では、内子町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を、第3条では、内子町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を、第4条では、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を、第5条では、内子町職員の育児休業等に関する条例を、第6条では、内子町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を、また第8条では、内子町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例をそれぞれ改正し、第9条では、内子町職員の再任用に関する条例の廃止を行うものでございます。いずれも地方公務員法の一部改正により廃止されます再任用制度を定年前再任用短時間勤務制度に置き換え、定年延長制度完成までの経過措置を講ずるための改正及び廃止でございます。また同時に地方公務員法改正に伴う、条ずれ等の改正を行うものでございます。以上が、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の概要でございます。

最後に、3つ目の内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定でございます。まず条例の趣旨及び内容について、第1条から第3条に定め、高齢期における職員の多様な働き方を保障する観点から、地方公務員法の規定に基づき定年前に部分休業を希望する職員に対して、公務の運営に支障がない場合に、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で30分を単位として部分休業を行うこととしております。対象年齢は、55歳以上の職員とし、勤務時間の実績に応じて給与を減額いたします。第4条、第5条では承認の取消しや休業時間の短縮・延長について定め、任命権者は当該職員の業務を処理することが著しく困難で、職員の同意を得たときには部分休業の承認の取消しや、休業時間短縮ができること、また職員から申し出があり、公務の運営に支障がないと認められるときには休業時間の延長を承認できるものとしております。以上が、「内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」の概要でございます。これらの条例は一部を除き、令和5年4月1日に施行いたします。以上で、議案第69号から71号についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第69号」から「議案第71号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第69号」から「議案第71号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13 議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例」につきましては、内子高等学校小田分校第5小田寮の新設に伴い条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては小田支所長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、「議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。今発信させていただきました議案書の54ページをご覧ください。本案は内子高等学校小田分校第5小田寮の新設に伴い、内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては新旧対照表にてご説明させていただきます。議案説明資料4の36ページをご覧ください。第2条の表に、名称、第5小田寮、内子町寺村1098番地を加えます。第3条の見出し中「管理期間」を削り、同条中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条による教育機関として内子町教育委員会（以下、教育委員会という）を、内子町（以下、町長という）に改めます。第4条中、「寮長1人舎監」の次に「及び必要な職員」を加え、「教育委員会」を「町長」に改めます。第5条、第6条及び第8条第1項中、「教育委員会」を「町長」に改めます。37ページをご覧ください。9条第1項中、「教育長」を「町長」に改め、同条第2項中、「教育委員会」を「町長」に改めます。第12条中、「教育委員会規則」を「規則」に改めるものです。また附則において、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。第5小田寮につきましては、令和5年3月の完成に向け現在工事が進められているところでございます。以上、「議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、

これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第７２号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第７２号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。ここで暫時休憩します。午後３時１５分から再開します。

午後 ３時 ０３分 休憩

午後 ３時 １５分 再開

日程第 １４ 議案第 ７３号 内子町道路線の廃止について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１４ 議案第７３号 内子町道路線の廃止について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第７３号 内子町道路線の廃止」につきましては、住民の転出により利用者がおらず、目的である一般公共の用に供していないことから路線を廃止するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、「議案第７３号 内子町道路線の廃止について」ご説明させていただきます。資料１、議案書の５６ページをご覧ください。今回町道の廃止を提出させていただきました路線は、五十崎の御祓地区に位置する町道長通線でございます。本路線につきましては昭和６１年に町道認定され住民の生活道路として利用されておりましたが、利用していた住民が地区外へ転出されたことによりまして道路の利用者がおらず、町道の目的である一般公共の用に供していないことから、道路法第１０条第１項の規定に基づき廃止いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。路線概要としましては、議案書中ほどの路線廃止表の通り、「路線番号３２４、路線名・長通線、起点が内子町只海甲１６００番地先、終点が内子町北表甲１６９８番地先、路線延長が７８．６６メートル」でございます。

続きまして、資料４、議案説明資料の３８ページをご覧ください。説明資料といたしまし

て、位置図を添付させていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。続きまして、1ページめくっていただいて、39ページをご覧ください。資料左上に上空から撮影した写真を添付しております。起点が県道坊屋敷小田線で、御祓川を挟んだ対岸の住宅までの赤枠で囲んでいる範囲が町道長通線でございます。資料右下に御祓川にかかる橋梁部分の写真を添付しておりますが、老朽化による損傷が大きいと、現在は通行止めの措置をとっている状況でございます。以上、簡単ではございますが、「議案第73号 内子町道路線の廃止について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい、委員会付託された場合は、委員会で質疑したかったかもしれませんが、ちょっとこれ、もしこれが認定されて町道でなくなった場合に、ここの橋梁というのが、どうもこの写真で見るともう通行出来ない状況になってると。町道でなくなったら所有物、所有権というのが、どこの誰になるんでしょうかね。そしてこれに流木がひっかかって河川が氾濫したり、これ横が県道がありますので、それらに影響を及ぼすものと。県が取り除いてくれるのか、それとも誰がその後の処置をするようになるのでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい、橋梁部分につきましては、今後の河川への影響とかですね、安全面を考慮しまして、設置者であります町の方において撤去する予定としております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） はい、町道の捉え方として質問をさせていただきます。今回は生活されよった方が転居してその場での生活がなくなったと。また橋梁もう老朽化で通行止めになっておるんで、町道としての認定基準に満たない状態になったんじゃないかと思うんですが、今後こういう場合が、発生が懸念をされる場所なんです、生活だけでなしに、生活に合わせて農地、林地あたりの利用が、かなり頻度があるというような町道もあると思います。そういう場合にも、やはり生活される方がおられなくなったら変更をせざるを得んのか、道路の利用状況によってそこらは違うのか、質問をさせていただきます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい、今回のように、例えば住まわれとった方が転出されましても、その道路を利用してですね、今議員がおっしゃったように、農地があったり、

山林があったりとかですね、そこら辺の管理に必要ということで道路利用があるということであれば、町道の廃止をするということはございません。

○議長（菊地幸雄君）他にありませんか。

○3番（関根律之君）議長。

○議長（菊地幸雄君）関根律之委員。

○3番（関根律之君）はい。総務文教ということで委員会の方では、審議に参加出来ないで質問するんですが、こういった事例というのは今後転居に伴って、町道が利用されなくなるというところは増えてくるんじゃないかと思うんですけども、これちょっと地図分かりますか、ここ橋が渡れなくなった場合、自動車がこの家の敷地内にアクセスするということは可能なんじゃないかな。利用されなくなって、もしそれが出来なくなると解体をするとか、何かやっぱり解体するみたいなことになった場合はどのような扱いが想定されるんですか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君）議長。

○議長（菊地幸雄君）谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君）はい、対岸の民家につきましては、道路としてアクセスできるのはこの本線のみということで、今回の措置によりまして橋梁を撤去する予定でございますので、この解体とかにつきましてはですね、この所有者の方も財産全て第三者の方にですね、売買契約というような形で処分されとるというようなことなんで、この状態でおかれるのか、またその第三者によって何らかの処置がされるかというところはちょっと確認は出来てないんですけど、そういった民間の中での処理になるというふうに考えております。

○議長（菊地幸雄君）他に質疑はありませんか。

○14番（山崎正史君）議長。

○議長（菊地幸雄君）山崎正史議員。

○14番（山崎正史君）1点ですけど、どういふか、先程、林議員が言われたように、これ橋もなく、町道の認定、橋がなくなるというのが1番、奥にある、結局、山林があれば、山林という財産がなくなる。だから、その橋がなければ、搬出が出来ないような状況になるんじゃないかな、というような気がするんですよ。別にこう林道でもあって、組合がよくある団地形成した森林整備をやれば、別の場所に出せれるのならいいですけど、そういうことも出来ないということになれば、現場の状況をちょっとよく分かりませんが、山林が多くあるのかどうか、荒地ばっかしとしても、荒廃してしまったら手に負えないような状況になるかと思うんですけど、その辺はどのようにお考えかだけ、一遍聞かしてもらったと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君）議長。

○議長（菊地幸雄君）谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君）はい、この橋梁につきましてはですね、幅員自体が2m

という非常に狭い橋でございまして、木材なんかの搬出に使うような車両ですね、こういうものがもう入れないというような状況でございますので、そういった山林管理に関しての心配というのは、この橋梁は利用されていないというようなことで、ちょっと町の方としても考えておりませんし、実際家屋が見えておりますけど、この方ですね、周りの農地とか山地とか、かなりこう荒れてはおるんですけども、全てその方の所有だったということで、その処分も出来ているというようなことでですね、将来問題が生じるというようなことはないと考えております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第73号」は、産業建設厚生常任委員会に、付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第73号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15 議案第74号 土地改良事業の計画変更について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第15 議案第74号 土地改良事業の計画変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第74号 土地改良事業の計画変更」につきましては、事業内容に変更が生じたため、計画変更の概要を定めるものでございます。その内容につきましては、農林振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） それでは、「議案第74号 土地改良事業の計画変更について」ご説明をさせていただきます。

議案書1の57ページをお願いします。今回の提出議案は令和元年12月5日に提出し、議決をいただいた計画変更の概要を定めるため、土地改良法第96条の3第1項により議会の議決を求めるものでございます。主な変更点についてご説明をいたします。3.事業量につきましては、整備区間の延長、4.事業費につきましては、1億3,500万円から1億9,790万円へ増額することになります。6.の施工期間につきましては、令和4年か

ら令和５年へ延長することになります。議案資料４の４０ページをお願いします。「土地改良事業計画変更概要書」についてご説明をさせていただきます。資料右側に変更前、変更後を記載しております。次のページをお願いします。「計画変更概要図」でございます。本事業の整備区間延長区間を図式化したものでございます。今回の変更に至った経緯でございますが、令和２年度より工事に着手しておりますが、事業を実施する中で、地元からの要望による追加工事施工の中で発生した課題に対応するための工法変更等によるものでございます。今回の計画変更については、国、県から既に承認をいただいております。また、地元からも、計画変更に伴う負担金の増額及び施工期間の延長についても了承をいただいております。以上、「議案第７４号 土地改良事業の計画変更について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。

「議案第７４号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第７４号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 １６ 議案第７５号 令和４年度内子町一般会計補正予算（第６号）について

日程第 １７ 議案第７６号 令和４年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第 １８ 議案第７７号 令和４年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第 １９ 議案第７８号 令和４年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第１号）について

日程第 ２０ 議案第７９号 令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１６ 議案第７５号 令和４年度内子町一般会計補正予算（第６号）について」、「日程第１７ 議案第７６号 令和４年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」、「日程第１８ 議案第７７号 令和４年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について」、「日程第１９ 議案第７８号 令和４年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第１号）について」、「日程第２０ 議案第７９号 令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第３号）について」以上、５件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第75号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）」についてから、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）」についてまでの5件について一括してご説明申し上げます。議案書2、補正予算関係をお手元にご用意ください。

まず、「議案第75号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。「令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,343万円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億6,179万7,000円と定めるものでございます。昨年度の12月補正後予算と比較して、7,765万9,000円。0.7%の増額となっております。14ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」をお開きください。一般会計補正予算（第6号）の財源を示していますが、国県支出金7,412万3,000円。地方債1億870万円。その他特定財源2,192万9,000円。一般財源4,867万8,000円の増額となっております。9ページにお戻りください。「第2表 債務負担行為補正」のうち、追加として、「愛媛大学医学部寄附講座設置に係る寄附」として、令和5年度から令和6年度までの2年間で合計4,400万円を設定しております。10ページをお願いいたします。「リサイクルセンター街路灯等照明LED整備事業」として、令和5年度から令和14年度までの10年間で合計133万7,000円に、「藤華苑照明LED整備事業」として、令和5年度から令和14年度までの10年間で合計401万9,000円に、「五十崎体育館照明LED整備事業」として、令和5年度から令和14年度までの10年間で合計889万4,000円に、「校務支援システム更新事業」として令和5年度から令和9年度までの5年間で、合計5,581万8,000円に限度額を変更しております。11ページをお願いします。「第3表 地方債補正」として「災害復旧事業債」9,910万円を追加し、12ページの「緊急自然災害防止対策事業債」については限度額を3,300万円に変更をしております。

次に主な補正について、ご説明させていただきます。まず災害関係につきましては、9月18日から20日にかけての台風14号における豪雨による被害箇所の復旧として1億1,207万5,000円を計上しております。内訳といたしましては、33ページをお開きください。下段でございます。「11款1項1目 農業施設災害復旧費」2,453万3,000円。被害件数としては11件を計上しております。「11款1項2目 林業施設災害復旧費」3,084万6,000円。被害件数としては3件を計上しております。34ページをお願いいたします。上段です。「11款2項1目 公共土木施設災害復旧費」5,669万6,000円。被害件数としては34件を計上しております。その財源として、15ページをお開きください。上段でございます。「12款1項7目 災害復旧費分担金」として2

65万9,000円を計上しております。16ページをお願いします。中段です。「15款2項9目 災害復旧費県補助金」として2,875万円を計上しております。18ページをお願いします。中段です。「21款1項9目 災害復旧事業債」として9,910万円を計上しております。

次に、その他の補正についてご説明させていただきます。歳入についてでございます。15ページをお願いいたします。上段でございます。「12款1項6目 土木費分担金」として、本村C地区、竹の瀬C地区について、県からの追加配当があった「がけ崩れ防災事業の分担金」として、340万円計上しております。中段でございます。新型コロナウイルスワクチンの4回目、5回目の接種や、乳幼児、小児に係る接種及び接種体制を進めるための経費として、「14款1項2目 衛生費国庫負担金」として「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」1,120万1,000円。「14款2項3目 衛生費国庫補助金」として「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金」545万9,000円を計上しております。16ページをお願いします。中段でございます。「15款2項6目 土木費県補助金」として、「がけ崩れ防災事業費補助金」2,040万円を計上しております。17ページをお願いします。中段でございます。「17款1項2目 指定寄附金」として、株式会社ヒューネット様から100万円の寄附をしていただき、「企業版ふるさと納税」として計上しております。下段でございます。「18款1項1目 基金繰入金」において、総額3,107万1,000円の増額補正を行っております。「公共施設整備基金」から、「小中学校特別教室等空調設備整備工事設計委託」、及び「藤華苑空調整備事業」に充当するため、1,100万円を繰り入れることとしております。また、「財政調整基金」から2,006万3,000円を「一般財源」として繰り入れることとしております。

続きまして歳出でございます。20ページをお願いいたします。上段でございます。「2款1項7目 財産管理費」の「14節 工事請負費」において、「就業改善センター外壁剥落防止ネット設置工事」及び「立川幼稚園浄化槽設置工事」として570万9,000円を計上しております。22ページをお願いします。中段でございます。「3款1項5目 心身障がい者福祉費」、「19節 扶助費」として、放課後等デイサービスの利用増に伴い、「障害児施設措置給付金」を1,025万円計上しております。同じく下段でございます。「8目 介護保険費」、「27節 繰出金」として「介護保険事業特別会計」へ581万2,000円を計上しております。24ページをお願いします。上段でございます。「4款1項3目 予防費」として「新型コロナウイルスワクチンの4回目、5回目の接種」や、「乳幼児、小児に係る接種及び接種体制」のための経費として合計1,666万円を追加計上しております。また昨年度までの「国庫負担金、国庫補助金」の額の確定に伴い「償還金」として3,850万3,000円を計上しております。25ページをお願いします。上段でございます。「4款2項2目 し尿処理費」として大洲・喜多衛生事務組合における燃料費等の高騰により、「負担金」として171万円を追加計上しております。28ページをお願いいたします。上段でございます。「8款3項1目 河川及び防災費」として豪雨により斜面崩壊の恐れが

ある家屋について、県から追加の予算配当があった「本村C地区及び竹の瀬C地区の工事費」として3,400万円を計上しております。同じく中段でございます。「8款4項3目 公園費」として、内子運動公園内にバスケットゴール及びベンチを新たに設置するため「14節 工事費」、「17節 備品購入費に」合計107万4,000円を計上しております。29ページをお願いいたします。下段でございます。「10款1項3目 教育諸費」として、小中学校の特別教室等に空調を整備するための設計、委託として、「12節 委託料」に748万円を計上しております。31ページをお願いいたします。中段でございます。「10款5項1目 社会教育総務費」として、宜野座村親睦訪問交流事業を令和5年度に延期したことに伴い、補助金を119万減額補正しております。33ページをお願いいたします。中段でございます。「10款6項4目 学校給食費」として学校給食費補助金109万6,000円を計上しております。これについては物価上昇に伴う学校給食に係る食材費の高騰を受け園児及び児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、内子町の学校給食物資購入に要する経費に対し、各学校給食センター運営委員会への補助を行うものでございます。

続きまして、オレンジ色の仕切り「議案第76号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

「令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、令和3年度の繰越金確定に伴い、繰越金を計上しております。また、「未就学児均等割保険料システム改修」に係る予算を計上しております。歳入歳出それぞれ580万2,000円を増額し、21億6,039万8,000円といたしているところでございます。前年度の12月補正後予算と比較して、341万5,000円。0.2%の減額となっております。

続きまして、ピンク色の仕切り「議案第77号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」につきまして、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。「令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」につきましては、主に実績見込みによる介護給付費負担金の増などの補正を行っております。歳入歳出それぞれ3,730万5,000円を追加し、28億2,423万5,000円といたしているところでございます。前年度の12月補正後予算と比較して、8,667万1,000円。3.2%の増額となっております。

続きまして、オレンジ色の仕切り「議案第78号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。「令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)」につきましては、令和4年度において、舎監宿直を2名体制としたことから、予算等の増額計上をしております。また、入寮生の給食費委託が減額となることから、減額補正を行っているものです。歳入歳出それぞれ26万5,000円を減額し、2,575万9,000円といたしているところでございます。前年度の12月補正後予算と比較して、683万8,000円。36.1%の増額となっております。

続きまして、浅葱色の仕切り「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算

(第3号)」につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。「令和4年度内子町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、収益的収入及び支出については耐震実施計画策定業務等の契約変更による減少等により、250万4,000円の減額をしております。2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきましては、「公共汚水桝設置工事の増」、及び「浄化センター改良更新実施設計」などにより、598万7,000円の増額となっております。以上、簡単ではございますが、「議案第75号 令和4年度内子町一般会計補正予算(第6号)」から、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算(第3号)」までの5件についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菊地幸雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第75号」から「議案第79号」までの5議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) ご異議なしと認めます。

よって、「議案第75号」から「議案第79号」までの5議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 21	議案第80号	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 22	議案第81号	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 23	議案第82号	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(菊地幸雄君) 「日程第21 議案第80号」から「日程第23 議案第82号」までの、「内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、以上3議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長 議案書1の58ページをお開きください。「議案第80号」から60ページの「第82号」までの3件につきましては、いずれも令和5年2月15日で任期満了を迎える内子町固定資産評価審査委員会委員を選任することにつき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。「議案第80号」につきましては、任期満了後、引き続き藤崎靖博氏を選任するものです。藤崎靖博氏は、昭和31年2月4日のお生まれで、内子町内子1936番地にお住まいでございます。教員として長年お勤めされ、平成28年3月五十崎中学校の校長を最後に退職されました。平成29年2月16日より、内子

町固定資産評価審査委員会委員に選任しており、人格識見ともに申し分なく委員として適任であると存じます。次に59ページをお願いいたします。「議案第81号」につきましても、任期満了後引き続き、久保和繁氏を選任するものであります。久保和繁氏は、昭和24年4月22日のお生まれで、内子町平岡甲513番地5にお住まいでございます。長年町内で婦人服製造会社を営み、内子町商工会で役員を務められるなど地域経済の発展に尽力され、地域の顔として、天神小学校PTA会長、西沖自治会長を歴任されました。令和2年2月16日より、内子町固定資産評価審査委員会委員に選任しており、人格識見ともに申し分なく、委員として適任であると存じます。次に、60ページをお願いいたします。「議案第82号」につきましては、藤村俊仁氏の後任として、本田修司氏を選任するものです。本田修司氏は、昭和24年3月10日のお生まれで、内子町寺村965番地にお住まいでございます。医療福祉施設の職員や施設長として長年お勤めされ、地域の顔として寺村自治会長等の役員を歴任し、現在も小田小中学校運営協議会会長としてご活躍されております。人格識見ともに申し分なく、内子町固定資産評価審査委員会委員として適任であると存じます。なお、いずれも任期は令和5年2月16日から令和8年2月15日までの3年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第80号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案の通り同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって本案は、これを原案の通り同意することに決定しました。

次に、「議案第81号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案の通り同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって本案は、これを原案の通り同意することに決定しました。

続いて、「議案第82号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案の通り同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって本案はこれを原案の通り同意することに決定しました。

日程第 ２４ 諮問第４号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２４ 諮問第４号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書１の６１ページをお開きください。「諮問第４号」につきましては、人権擁護委員として長年ご指導をいただきました山本隆司氏の死亡に伴い、その後任として寶泉武徳氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。寶泉氏は、昭和４２年３月１０日のお生まれで内子町石畳２９１０番地にお住まいでございます。寶泉氏は、内子町役場職員として地域住民の諸問題に関わった経験や、退職後地域の自治会長などの責を担う優れた人格資質により、人権に関わる多様な問題の対応において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。なお、任期は令和５年７月１日から令和８年６月３０日までの３年でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんのでこれにて質疑を終結します。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

「諮問第４号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって本案は、これを適任とすることに決定しました。

日程第 ２５ 議案第８３号 令和４年内子町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２５ 議案第８３号 令和４年度内子町一般会計補正予算（第７号）」についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○議長（菊地幸雄君） それでは、「議案第83号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。「令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億6,779万7,000円と定めるものでございます。6ページの、「歳入歳出補正予算事項別明細書」をお開きください。一般会計補正予算（第7号）の財源を示していますが、国県支出金500万円、一般財源100万円の増額となっております。さて、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においては、支援が手薄な0歳から2歳の、低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や、産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施することが盛り込まれました。このことを踏まえ、閣議決定された令和4年度補正予算において「出産・子育て応援交付金」の予算が計上されたところです。今回の補正については、それに伴う経済的支援として令和4年4月以降に出産された全ての方を対象とし、妊娠届出時5万円、及び出生届出後5万円の合計10万円相当を給付するものです。事業費としましては8ページをお開きください。「4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費 18節 負担金、補助及び交付金」に出産子育て応援交付金として600万円を計上しております。その財源としましては、国3分の2、県6分の1、町6分の1となっており、国県支出金として500万円を計上しております。以上で、「議案第83号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）」の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。お諮りします。「議案第83号」は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。よって「議案第83号」は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月14日の本会議でお願いします。次の本会議は12月14日、午後3時に開会します。本日はこれをもって散会いたします。

午後 4時 16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年12月第128回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和4年 12月 5日（月）

○開会年月日 令和4年 12月 14日（水）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	6 番	森 永	和 夫 君
7 番	菊 地	幸 雄 君	8 番	泉	浩 壽 君
9 番	大 木	雄 君	10 番	山 本	徹 君
11 番	才 野	俊 夫 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	西 川 安 行 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	会計管理者	田 中 哲 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君
小田支所長	中 嶋 優 治 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	上 山 淳 一 君	上下水道対策班長	上 石 富 一 君
危機管理班長	宮 田 哲 郎 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
保健福祉課課付課長	上 石 由起恵 君	教 育 長	林 純 司 君
学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君	自治・学習課長	大久保 裕 記 君
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	堀 本 健 二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	前 野 良 二 君	書 記	和 氣 啓 介 君
---------	-----------	-----	-----------

○議事日程（第14号）

令和4年12月14日（水）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 「議案第79号令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）」の訂正の件
- 日程第 4 議案第64号
- 日程第 5 議案第65号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第67号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第68号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第69号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第71号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第72号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第73号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舍施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第74号 内子町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第75号 土地改良事業の計画変更について
- 日程第16 議案第76号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第17 議案第77号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第78号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第79号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第83号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第84号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第22 議案第85号 第34号 消防団員装備品（活動服・略帽・保安帽）調達に係る物品購入契約について
- 日程第23 発議第 5号 内子町教育委員会委員の任命について

日程第24 議会運営委員会

の閉会中の所掌「学校部活動の地域移行」に関する意見書
事務調査の件

日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

午後3時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、山本徹議員、11番、才野俊夫議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通」告をします。本日の議事日程は御手元に配付しております議事日程第14号の通りであります。これから議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第3 「議案第79号令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）」の訂正の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）の訂正の件」を議題とします。12月7日付で町長から訂正依頼が提出されております。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは提出議案の訂正につきましてご説明申し上げます。初めに今回、議案の訂正という事態に至りましたことをまずもって深くお詫び申し上げます。令和4年12月5日に提出し、6日の本会議においてご説明申し上げ、予算決算常任委員会に付託された後、本会議での訂正についてご了解をいただいた上でご審議をいただきました「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、ご

説明をさせていただきます。訂正の箇所につきましては、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）」、正誤表でご説明をさせていただきます。正誤表中、上段、「第2条の収益的収入及び支出の補正」につきまして、収入支出の「補正予定額」の欄に単位「千円」が記載漏れとなっており、単位「千円」を追記し、訂正させていただきます。また、正誤表、中・下段、「第5条の一般会計からの補助金」におきましても、同様に「補正予定額」の欄に単位「千円」が記載漏れとなっており、単位「千円」を追記し、訂正させていただきます。議案書の精査については、毎回何重にも徹底して行うよう指導しているところではありますが、このような事態となってしまいました。今後同様の事案が発生することのないよう、より一層の注意を払いながら、議案書を作成してまいる所存でございます。誠に申し訳ありませんでした。以上、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）の訂正」につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご許可いただきますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） お諮りします。「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）の訂正の件」について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）の訂正の件」は、これを許可することに決定しました。ここで暫時休憩します。

午後 3時 1分 休憩

午後 3時 4分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 議案第64号 内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第64号 内子町移住体験交流施設「二

宮邸」条例の制定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について「議案第64号」は、原案のとおり決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、内子町移住体験交流施設「二宮邸」の整備に伴い、新たに条例を整備するものです。委員の質疑においては、「施設の宿泊料と利用に関して示されている宿泊料の設定では、宿泊者以外は施設を使えなくなるのでは。」との質問に対し、「基本的に1棟貸し利用が前提なので、宿泊者があった場合は、宿泊者以外は施設を利用出来ない。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第64号」は、全会一致により原案の通り、可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

「議案第64号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第64号」は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第64号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第65号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第65号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第65号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について「議案第65号」は原案の通り、可決するべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「改正条例案の中の、第1条と第2条の改正

内容の違いは何か。」との質問に対し、「第1条の改正が遡及して、改正する今年度に係るもので、第2条が、来年度以降の改正に関わるもの。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第65号」は、全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

「議案第65号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第65号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第65号」は委員長報告の通り、可決されました。

日程第6 議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第66号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については、「議案第66号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容、並びに質疑等について、ご報告いたします。本議案は、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「改正する時期が、正職員は令和4年4月1日から遡って適用だが、会計年度任用職員については令和5年1月1日から適用で間違いないか。」との質問に対し、「令和5年1月1日から改正と説明した。」との答弁でありました。討論では、「正規職員と会計年度任用職員との職務に応じて給与の差があるのは理解できるが、改正時期については合わせるものが合理的だと考えるので、反対する。」との討論がありました。採決の結果、「議案第66号」は賛成多数により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。私は、本議案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。もちろん、給与の引上げに反対するものではありません。一般質問でも答弁いただきましたので、人事委員会を独自に持たない地方自治体として、これまでも国の人事院勧告に準拠してきたとする町の姿勢は理解します。しかし、あえて遡及の時期を正職員と会計年度任用職員で別にするということについては、総務課長、町長の答弁からも、国に準拠するという点以外の合理的な根拠を見いだすことが出来ませんでした。そもそも会計年度任用職員の国としての制度設計そのものに改善されるべき点が多々あると認識しておりますが、今回の人事院勧告については、地方団体においてはその実施は完全にその団体の判断に任せられています。またこれも一般質問で申し上げましたが、国は各府省庁に対し、11月18日付けで令和4年11月10日、参議院内閣委員会における、河野国家公務員制度担当大臣答弁の通り、「非常勤職員の給与の改定が、常勤職員と同様に行われるのが基本と考えておりますので、非常勤職員の適切な処遇を確保する観点から、基本となる給与の遡及改定を行うなど、改定時期についても、引き続き改善に努めるよう、重ねてお願いするとともに、対応状況については、後日お聞かせいただく予定である旨申し添えます」と、対応依頼を発しています。内子町には現在、この数字は多少変動があると思われますが、短期の方も含めると、173名の会計年度任用職員の方がいらっしゃいます。そのうち男性は29名、女性は144名となっております。8割以上が女性である、またその多くが内子町民である。これら会計年度任用職員の皆さんに対して納得のいく理由も示せずに、給与引上げの時期の適用に差をつけるような不平等は到底看過出来ません。県下では、県に準拠する市町、国に準拠する市町と様々ですが、今回の件については県下市町で足並みを揃えることのメリット、また揃えないことの町政、町民福祉におけるデメリットもまるで見えません。他の市町がやらなくても、内子町はやったらいかがでしょう。県下の他の市町どころか、県や国にも先んじて、会計年度任用職員と正職員との不平等を正していく姿勢を明確にし、その一歩を踏み出すというのはすばらしいことだと思います。以上、附則において、遡及时期の不平等がある1点で、当議案に反対するものです。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 賛成者の発言はありませんか。ありませんので、これにて。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林議員。

○13番（林博君） はい、私はこの議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。今、塩川議員のほうから意見があった訳ですが、そういう意見ごもつともで、今の社会、男女平等、同一労働・同一賃金という傾向で社会が流れておるように思います。しかしながら、や

はり今までの内子町の職員に対する対応、ここらにも経過、歴史がございます。全くこの機会に、1度にそこらを改正する、同一にすることにも、まだまだ時間が必要かなというふうに私は思います。やはり今後においてはそういうことを十分考慮され、できるだけ早い時期に見直されるものであれば、ぜひ見直しもする必要があるという考えには異を表しませんが、やはり汲々にそこらの対応は困難であるというふうに判断をさせていただきます。よって今回のこの議案に対しては、賛成をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 私は、本議案に反対の立場で討論をいたします。先程、内子町の正職員の給与改定に関する条例改正が可決されましたけれども、やはり正職員と会計年度任用職員で、今回の給与改定では、昨今の物価上昇を反映しているというふうに思われますが、会計年度任用職員と正職員の間で改定の時期について差をつけるということは、やはり不公平であるというふうに思います。町長、総務課長の答弁を聞いていても、やはりその理由としては国や県のやり方に準拠するという以外の理由は聞こえず、理解出来ない訳なんです、これ当の会計年度任用職員の方が聞いておられたら、納得できるという方はおられないだろうというふうに思います。従ってやはり給与の改定時期は、正職員と会計年度任用職員で同じ時期からとすべきであり、会計年度任用職員の改定時期についても令和5年1月1日からではなく、正職員と同じく令和4年4月1日からとすべきと考えます。よって本案に反対します。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 他に討論はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。確かに、塩川議員、関根委員。おっしゃる通りでございますが、条例の制定については行政の方が取り仕切るものであります。例えばこれを変えるとすれば、特段内子町が先んじてやるというよりも、首長会、例えば県単位で言えば、知事会等で十分審議をなされて、そういう形をとった上で、やはり全体的に改正に取り組むというのが、やはり政治の在り方じゃないかなというふうに考えております。そういう意味において、今後知事会、首長会、等々で、十分、十二分に審議をされて、それで改正に取り組んでいくという形が、私は政治の、政界の世界だというふうに考えておりますので、上程されました今回の条例に対して賛成をいたします。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永議員。

○6番（森永和夫君） はい、今の反対討論、2人の聞いておりますと、全くもってもったもな話だと思います。それを賛成討論者の方も認めておられる。その上で反対されるという

意味が私には分かりませんし、今の山崎議員の討論の中に、町村会で協議をして、一律にどうのこうのという話ありましたけども、今の地方分権の時代、内子町は内子町として独自にそういった判断は当然できることであり、するべきだと思います。こちら先程、反対討論の中にもありましたけども、人事院勧告はあくまでも国の国家公務員の給与のに対しての勧告であって、たまたま内子町はそれをこれまでも歴史的に準じている。ただその準じるのであれば、私はむしろ県の人勧の勧告に準ずるべきだというようなことも考えますし、一番は、正職員と会計年度任用職員の昇給の時期が違うということは、やはり会計年度任用の方のためにもですね、それは不平等だと思いますので私は反対をいたします。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第６６号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第６６号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。よって「議案第６６号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 ７ 議案第 6 7 号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 7 議案第 6 7 号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る 12 月 6 日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第 6 7 号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について「議案第 6 7 号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容、並びに質疑等についてご報告いたします。本議案は令和 4 年 8 月 8 日付け人事院勧告に伴い、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果「議案第 6 7 号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。これよ

り討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

「議案第67号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第67号」は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第67号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第8 議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第68号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については、「議案第68号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容、並びに質疑等について、ご報告いたします。本議案は、令和4年8月8日付人事院勧告に伴い、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「職員への勧告である人事院勧告が、議員報酬に影響を及ぼす根拠は。」との質問に対し、「これまでの慣例として、勧告にある指定職、号給の改正内容に準じ、特別職、議員報酬を改定している。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第68号」は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

「議案第68号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第68号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。よって、「議案第68号」は、委員長報告の通り、可決されました。

日程第 ９ 議案第 69 号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 70 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 11 議案第 71 号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 9 議案第 69 号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第 10 議案第 70 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「日程第 11 議案第 71 号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」以上、3 議案を一括議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る 12 月 6 日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第 69 号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第 70 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案第 71 号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」の 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について「議案第 69 号」、「議案第 70 号」、「議案第 71 号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。3 議案はいずれも令和 5 年 4 月 1 日から地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年年齢が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引上げることに伴い、町職員の高齢者部分休業などに関して必要な関係条例の整備を行うものです。委員の質疑においては、「令和 13 年度に 65 歳定年延長が完全実施されれば、管理職年齢も 65 歳まで延長されるのか。」との質問に対し、「令和 13 年度以降は、今後の地方公務員法の改正内容で決まるが、今のところ、国は方針を示していない。」との答弁でありました。採決の結果「議案第 69 号」、「議案第 70 号」、「議案第 71 号」は全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。討論と採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第69号 内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」について、討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。「議案第69号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第69号」は委員長報告の通り、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第69号」は委員長報告の通り、可決されました。

次に、「議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」について、討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。「議案第70号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第70号」は委員長報告の通り決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第70号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第71号 内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」、討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。「議案第71号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第71号」は委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第71号」は、委員長報告の通り、可決されました。

日程第 12 議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第12 議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第72号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し

上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について「議案第72号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は内子高校小田分校第5小田寮の新設に伴い、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「第5小田寮の新設のために条例を改正するというのは理解するが、条文中の教育委員会を町長へ改正する理由は。」との質問に対し、「小田分校の存続は、地域振興に密接に関わっており、町長部局の小田支所所管とし、実態に即したものにするため。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第72号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

「議案第72号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第72号」は委員長報告の通り決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第72号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 議案第73号 内子町道路線の廃止について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第73号 内子町道路線の廃止について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告を申し上げます。去る12月6日の本会議におきまして、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第73号 内子町道路線の廃止について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については、「議案第73号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容、並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の道路線の廃止は、住民の転出により町道利用者がおらず、一般公共に用していないことから町道路線を廃止するものです。委員の質疑においては、「廃止する町道にある橋梁は、こういった経過、経緯でかけられたのか。不明だということだが、誰が撤去するのか。」との質疑に対し、「橋梁部分については、町道施設の一部なので、撤去については、町で撤去する。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第73

号」は、全会一致により原案の通り、可決すべきものと決定をいたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

「議案第73号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第73号」は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって「議案第73号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第74号 土地改良事業の計画変更について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第14 議案第74号 土地改良事業の計画変更について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告を申し上げます。去る12月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました。「議案第74号 土地改良事業の計画変更について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について、「議案第74号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は土地改良事業計画の概要に変更が生じたため、計画変更について議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「計画されている地区で途中で耕作を辞めた場合には、補助金を返還しなければならないのか。」との質問に対して、「耕作放棄となった場合の事業費の返還については、国庫補助事業のため、最低8年は耕作を継続する必要があるが、できるだけ耕作を継続していただくようお願いしている。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第74号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定をいたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。泉委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

「議案第74号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第74号」は委員長報告の通り、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第７４号」は委員長報告の通り可決されました。ここで暫時休憩します。午後４時から再開します。

午後 ３時 ４８分 休憩

午後 ４時 ００分 再開

日程第 １５ 議案第 ７５号 令和４年度内子町一般会計補正予算（第６号）について

日程第 １６ 議案第 ７６号 令和４年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第 １７ 議案第 ７７号 令和４年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第 １８ 議案第 ７８号 令和４年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第１号）について

日程第 １９ 議案第 ７９号 令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１５ 議案第 ７５号 令和４年度内子町一般会計補正予算（第６号）について」、「日程第１６ 議案第 ７６号 令和４年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」、「日程第１７ 議案第 ７７号 令和４年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について」、「日程第１８ 議案第 ７８号 令和４年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第１号）について」、「日程第１９ 議案第 ７９号 令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第３号）について」以上、補正予算５議案を一括議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本予算決算常任委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る１２月６日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました５件の補正予算について、１２月８日に委員１５名出席のもと各課長等からの説明を受け、質疑を行い慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書の通り、全５議案原案の通り、可決すべ

きものでございます。ただし、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）」については、町長より議案の訂正の依頼がありましたが、議案の趣旨が大きく変わるものではなく、委員会審議に大きな影響を及ぼすものではないことから、全員の了承のもと訂正があったものとして審査を行いました。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第75号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,343万円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億6,179万7,000円とするものです。一般会計補正予算（第6号）に充当する財源は、国・県支出金、7,412万3,000円、地方債1億870万円。その他特定財源、2,192万9,000円、一般財源は4,867万8,000円の増額となっています。主な歳入については、9月18日から20日にかけての台風14号における豪雨による被害箇所の復旧財源として、災害復旧費分担金として、265万9,000円。災害復旧費県補助金として2,875万円。災害復旧事業債として9,910万円それぞれ計上されております。また、新型コロナウイルスワクチンの4回目、5回目の接種や、乳幼児等の接種及び接種体制を進めるための財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,120万1,000円が計上されています。さらに基金繰入金において、公共施設整備基金から小中学校特別教室等空調設備整備工事設計委託及び藤華苑空調整備事業に充当するため、1,100万円を繰り入れることとしております。主な歳出予算ですが、2款総務費では、就業改善センター外壁剥落防止ネット設置工事及び旧立川幼稚園浄化槽設置工事について570万9,000円を計上しており、委員から「就業改善センターはいずれ撤去することだが、観光客等の利用が多いと思われるセンターの屋外トイレは新たに設置するのか。」との問いに対し、「屋外トイレについては、観光客等の利用も考え必要な施設と考えるが、沿線や近所のトイレ事情も考慮しながら検討を進める。」との答弁がありました。3款民生費においては、町外のグループホーム、放課後デイサービス事業者において不正請求があったことから、国や県の自立支援給付費等負担金の返還に110万3,000円を計上しており、委員から「不正請求があったとのことだが、利用者に不利益はなかったのか。」との問いに対し、「行政処分の内容としては、人員基準配置の不正ということで、利用者に不利益がなかったと認識している。」との答弁でした。6款農林水産業費においては、委員から「からり駐車場の修繕は50万円以下の修繕なので、指定管理者が修繕するのでは。」との質問に対し、「今回の修繕は建物や附属備品ではないので、町が負担することになる。」との答弁がありました。8款土木費では、委員から「運動公園に設置するバスケットゴールは、転倒防止など十二分に安全対策を施すよう考えているのか。」との質問に対し、「杭でしっかり固定するなどして、転倒をしないように安全対策を施していく。」との答弁がありました。9款消防費では、委員から「新たに消火栓ボックスなどを取り付ける場合に、その設置場所について規定などがあるのか。」との問いに対し、「規定などはないが、原則は近くの町有地を優先し、町有地がない場合は設置できる場所を地元の方に御協議いただき、場所を選定している。」と

の答弁がありました。10款教育費においては、小中学校特別教室と空調設備整備設計委託料について748万円を計上しており、「小中学校の空調設備は、特別教室が整備されるということで、ほぼどの教室にも空調設備が整備されることになるのか。」との問いに対し、「今回の整備で、必要とされる教室には全て整備されることになる。」との答弁がありました。11款災害復旧費では委員から「9月の台風で被害があった箇所は、耕作放棄地など普段から管理が出来ていない農地なのか。」との問いに対し、「災害復旧事業として申請するのは、耕作者がいる農地など、普段から管理されている土地や施設が被災を受けた場合に申請する。」との答弁がありました。その他、補正予算について、多くの質疑がなされました。採決の結果、「議案第75号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）」については、原案の通り、全会一致により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ580万2,000円を追加し、総額を21億6,039万8,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第76号」は、全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ3,730万5,000円を追加し、総額を28億2,423万5,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第77号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ26万5,000円を減額し、総額を2,575万9,000円とするものです。歳出では、1款寄宿舍事業費で入寮者の昼食を業者委託から給食センター委託にすることにより127万9,000円に減額しており、委員から「入寮者の昼食の給食提供だけでなく、他の生徒も給食を利用したいという要望はないのか。」との質問に対し、「在校生からもそういった声もあり、先生方も興味を示されているので現在検討中である。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第78号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、耐震実施計画策定業務等の契約変更による減少等により、収益的収入及び支出について250万4,000円の減額を行い、また資本的収入及び支出について、公共汚水桝設置工事の増及び浄化センター改良更新実施設計などにより598万7,000円を増額するものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第79号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長報告に対する質疑を省略します。山本委員長席にお戻りください。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第75号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）」についての討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対す

る委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。よって、「議案第75号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議案第76号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第76号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議案第77号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第77号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議案第78号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第78号」は委員長報告の通り可決されました。

次に、「議案第79号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告の通り決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第79号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 20 議案第83号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第20 議案第83号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。審査経過並びに結果について委員長の報告を求めま

す。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本予算決算常任委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る１２月６日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました「議案第８３号 内子町一般会計補正予算（第７号）について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書の通り、「議案第８３号」は原案の通り可決すべきものでございます。議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。「議案第８３号 内子町一般会計補正予算（第７号）」につきましては、歳入歳出それぞれ６００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０９億６，７７９万７，０００円とするものです。「一般会計補正予算（第７号）」に充当する財源は、国県支出金５００万円、一般財源１００万円の増額となっています。令和４年１０月２８日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえ、閣議決定された「出産・子育て応援交付金」の事業費として計上されるものです。委員から「妊娠はしたが、不幸にも流産した場合は、出産の交付金は支給されるのか。」との質問に対し、「妊娠届を受理した時点で権利が発生するので、最悪、流産の場合でも交付の対象になる。」との答弁でした。採決の結果、「議案第８３号」は、全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長報告に対する質疑を省略します。山本委員長席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告の通り決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。よって、「議案第８３号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 ２１ 議案第 ８４号 第 ３４号 消防団員装備品（活動服・略帽・保安帽）調達に係る物品購入契約について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 ２１ 議案第 ８４号 第 ３４号 消防団員装備品（活動服・略帽・保安帽）調達に係る物品購入契約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第 ８４号 第 ３４号 消防団員装備品（活動服・略帽・保

安帽) 調達に係る物品購入契約」につきましては、12月7日に入札を行い仮契約を締結した物品購入契約について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長(黒澤賢治君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長(黒澤賢治君) それでは「議案第84号 第34号 消防団員装備品(活動服・略帽・保安帽) 調達に係る物品購入契約について」ご説明申し上げます。議案書1-2の1ページをお開きください。本案は消防団員の訓練及び災害現場における安全性や機動性を確保するため、活動服、略帽、保安帽の装備品3点の更新に当たり、12月7日に入札を執行し決定した落札業者と仮契約を締結した購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号、及び内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。本案の概要を議案説明資料4-2の2ページに掲載いたしております。説明資料の2ページをお開きください。契約の方法は、4社による指名競争入札でございます。2番目の契約品目及び数量は、表のとおり、消防団員服制基準及び消防団の装備の基準に適合する、活動上衣、活動ズボン、略帽、保安帽を各750着でございます。採用品の詳細につきましては、下段に掲載しております写真及び枠内に掲載をいたしておりますので、お目通しください。3番の契約金額は2,252万2,500円、落札率は96.1%でございます。納期につきましては令和5年3月24日といたしております。恐れ入ります。再び議案書1-2の1ページをお願いいたします。4番の契約の相手方につきましては、愛媛県松山市余戸中6丁目9番52号、小川ポンプ工業株式会社、愛媛支社、支社長、眞部治夫でございます。以上「議案第84号 第34号 消防団員装備品(活動服・略帽・保安帽) 調達に係る物品購入契約について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菊地幸雄君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。これにて討論を終結します。

「議案第84号」の採決に入ります。本案を原案の通り決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(菊地幸雄君) 起立全員であります。したがって本案は原案の通り可決することに決定しました。

日程第 22 議案第85号 内子町教育委員会委員の任命について

○議長(菊地幸雄君) 「日程第22 議案第85号 内子町教育委員会委員の任命につい

て」を議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第８５号 内子町教育委員会員の任命について」でございます。本案につきましては、内子町教育委員会委員の福岡旭氏が令和５年２月１５日で任期満了となることから、後任として成田尚哉氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会のご同意をお願いするものでございます。成田氏は昭和４８年７月１４日のお生まれで、内子町寺村４６０番地にお住まいでございます。長年地元の「山の神火祭り保存会」や、「寺村獅子舞保存会」といった、地域の伝統文化保存活動に積極的に関与される一方で、地域の剣道スポーツ少年団では指導者として児童生徒の指導を行うなど、剣道を通して青少年の健全育成に尽力されており、これら識見の深さと経験は内子町教育委員会委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、質疑を終結します。お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って討論を省略し、直ちに採決に入ります。本案を原案の通り同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。したがって本案は原案の通り同意することに決定しました。

日程第 ２３ 発議第 ５号 「学校部活動の地域移行」に関する意見書

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 ２３ 発議第 ５号 「学校部活動の地域移行」に関する意見書」についてを議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

○２番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○２番（塩川まゆみ君） 議案書の１－２の３ページをお開きください。発議第５号、「学校部活動の地域移行」に関する意見書。地方自治法第９９条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、スポーツ庁長官、文化庁長官に対し別紙意見書を提出することにつき、会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出いたします。

令和４年１２月１４日提出

提出者 内子町議会議員 塩川まゆみ

賛成者 内子町議会議員 森永和夫、久保美博、関根律之、城戸司

提案理由 スポーツ庁、文化庁の有識者会議は部活動と教員の働き方改革を両立させるため、公立中学校の休日部活動について、地域に移行することなどの提言をまとめた。しかし、部活動の教育的意義、受け皿の確保、経費負担のあり方など多くの課題が整理されていない中で、期限を区切って地域移行を進めることに対し、全国多くの自治体から懸念の声が広がっている。部活動の地域移行は、国が具体的な方策を明確にしたうえで、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、政府に対し意見書を提出するものである。

「学校部活動の地域移行」に関する意見書。

先般、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、公立中学校等の休日の部活動を地域に移行することなどを内容とする「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」を取りまとめた。

深刻な少子化の進行により、将来的に中学校部活動の維持が困難なことや学校における教職員の働き方改革の必要性は認識するものである。すでに地方においては、部活動の選択肢がない中学校や指導者の専門性に課題を抱える現状がある。しかしながら、現時点では地域移行における国の責任、移行期間、費用負担の在り方、スポーツ団体等の整備充実、指導者等の人材の確保、保険のあり方など、懸念されることも多い。

よって、部活動の地域移行に関して、下記事項について強く要望するものである。

記

1. 部活動の地域移行に関しては国が中心となってその目的や必要性について十分周知を図るとともに、当事者である子ども、教職員、保護者等の声を十分に聞き、それぞれの地域の実情に合わせて進めること。

2. 教職員の負担軽減を進めるためにも、部活動を含む教員の全ての業務を勤務時間内に収める取り組みを推進すること。

3. 過大な保護者負担が生じないよう、また家庭の経済状況によって子どもの活動機会が失われることのないよう、国の責任において必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月14日

愛媛県内子町議会

以上、提案させていただきますので、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川まゆみ議員席にお戻りください。これより討論を行います。討論はありませんか。これにて討論を終結します。

これより「発議第5号」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。したがって、本案は原案通り可決されました。

日程第 ２４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２４ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第７５条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申出がありました。お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。したがって議会運営委員長から申出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 ２５ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２５ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から会議規則第７５条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申出がありました。お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。ここで小野植町長よりご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には大変ご多忙の中、本定例会にご出席いただき、全議案お認めをいただきましたことを心からお礼を申し上げます。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、適切に執行してまいりたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症について国は、感染症法上の扱いの見直しを進める中、２類相当から５類への引下げが検討をされております。今後もウィズコロナに向けて、感染拡大防止と経済活動のバランスをとりながら、感染対策の緩和が進められるものと思われます。

一方、原油高、物価高につきましては、しばらくの間続くと予測されておりますので、町民の暮らしの安定・向上に向け、国の動向を注視しながら必要に応じて支援を実施してまい

令和4年12月第128回内子町議会定例会

ります。今年も残すところ約半月となり、一段と慌ただしくなっていました。議員の皆様におかれましてはくれぐれもご自愛の上、町政発展のため、ご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げまして、お礼の挨拶にかえさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和4年12月第128回内子町議会定例会を閉会します。

午後 4時 43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第128回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 4	内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について	R4. 12. 5	R4. 12. 6	原案可決
発議 5	「学校部活動の地域移行」の関する意見書	R4. 12. 14	R4. 12. 14	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 6 4	内子町移住体験交流施設「二宮邸」条例の制定について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 6 5	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 6 6	内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 6 7	内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 6 8	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 6 9	内子町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 7 0	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 7 1	内子町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 7 2	内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決

議案 73	内子町道路線の廃止について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 74	土地改良事業の計画変更について	R4. 12. 5	R4. 12. 6	原案可決
議案 75	令和4年度内子町一般会計補正予算（第6号）について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 76	令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 77	令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 78	令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 79	令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について	R4. 12. 5	R4. 12. 14	原案可決
議案 80	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R4. 12. 5	R4. 12. 6	原案可決
議案 81	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R4. 12. 5	R4. 12. 6	原案可決
議案 82	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R4. 12. 5	R4. 12. 6	原案可決
諮問 4	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R4. 12. 5	R4. 12. 6	原案可決
議案 83	令和4年度内子町一般会計補正予算（第7号）について	R4. 12. 6	R4. 12. 14	原案可決
議案 84	第34号 消防団員装備品（活動服・略帽・保安帽）調達に係る物品購入契約について	R4. 12. 14	R4. 12. 14	原案可決
議案 85	内子町教育委員会委員の任命について	R4. 12. 14	R4. 12. 14	原案可決

議員提出議案

発議第4号

内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例について

内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和4年12月5日提出

提出者 内子町議会 議会改革特別委員会

委員長 森永 和夫

(提出の理由)

少子高齢化や過疎化が進展し、住民ニーズが多様化する中、議会運営の効率化、議員活動活性化等の議会改革の必要性和、さらに今後も人口減少が予想されること等、総合的に考慮した時、内子町議会議員の定数を15人から13人に削減することが妥当であると考え、内子町議会議員の定数条例の一部を改正するものである。

(別紙)

内子町議会議員の定数条例の一部を改正する条例

内子町議会議員の定数条例(平成18年内子町条例第71号)の一部を次のように改正する。

本則中「15人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

令和4年12月5日

愛媛県内子町議会

議員提出議案

発議第5号

「学校部活動の地域移行」に関する意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、スポーツ庁長官、文化庁長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

令和4年12月14日提出

提出者 内子町議会議員 塩川まゆみ

賛成者	内子町議会議員	森永和夫
	内子町議会議員	久保美博
	内子町議会議員	関根律之
	内子町議会議員	城戸 司

(提案理由)

スポーツ庁・文化庁の有識者会議は、部活動と教員の働き方改革を両立させるため、公立中学校の休日部活動について、地域に移行することなどの提言をまとめた。しかし、部活動の教育的意義、受け皿の確保、経費負担のあり方など、多くの課題が整理されていない中で、期限を区切って地域移行を進めることに対し、多くの自治体から懸念の声が広がっている。部活動の地域移行は、国が具体的な方策を明確にしたうえで、地域に実情に応じた移行が可能となるよう、政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

「学校部活動の地域移行」に関する意見書

先般、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、公立中学校等の休日の部活動を地域に移行することなどを内容とする「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」を取りまとめた。

深刻な少子化の進行により、将来的に中学校部活動の維持が困難なことや、学校における教職員の働き方改革の必要性は認識するものである。すでに地方においては、部活動の選択肢がない中学校や、指導者の専門性に課題を抱える現状がある。しかしながら現時点では、地域移行における国の責任、移行期間、費用負担のあり方、スポーツ団体等の整備充実、指導者等の人材の確保、保険のあり方など、懸念されることも多い。

よって、部活動の地域移行に関して下記事項について強く要望する。

記

1. 部活動の地域移行に関しては、国が中心となってその目的や必要性について十分周知を図るとともに、当事者である子ども、教職員、保護者等の声を十分に聞き、それぞれの地域の実情に合わせて進めること。
2. 教職員の負担軽減を進めるためにも、部活動を含む教員のすべての業務を勤務時間内に収める取り組みを推進すること。
3. 過大な保護者負担が生じないよう、また家庭の経済状況によって子どもの活動機会が失われることのないよう、国の責任において必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

愛媛県内子町議会
